

第九十一回国会 参議院農林水産委員会 會議録第七号

昭和五十五年四月八日(火曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

三月二十八日	川村 清一君	補欠選任	福間 知之君
三月二十九日	福間 知之君	補欠選任	川村 清一君
四月一日	原田 立君	補欠選任	多田 省吾君
四月二日	多田 省吾君	補欠選任	原田 立君
四月四日	山崎 昇君	補欠選任	案納 勝君
四月七日	三治 重信君	補欠選任	木島 則夫君
四月八日	宮田 輝君	補欠選任	高平 公友君
	下田 京子君	補欠選任	立木 洋君
出席者は左のとおり。			
委員長	青井 政美君		
理事	岩上 二郎君		
	片山 正英君		
	北 修二君		
委員	川村 清一君		

国務大臣

農林水産大臣 武藤 嘉文君

農林水産大臣官房審議官 塚田 実君

政府委員

農林水産省経済局長 松浦 昭君

農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君

事務局側

常任委員会専門員 竹中 讓君

説明員

農林水産省経済局保険管理課長 海野 研一君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○米の政府買入価格改善等に関する請願(第六〇号)

○農業改良普及事業に関する請願(第八二二号)

○農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願(第八三三号外五件)

○農林漁業(蚕業)における普及員制度等の堅持に関する請願(第一四一号)

○農業改良普及事業・農業試験研究機関等農業関連行政組織の拡充強化に関する請願(第一六一号外一件)

○「釣り人課」(仮称)「新設に関する請願(第二一六号)

○農業改良普及制度の拡充強化に関する請願(第二九一号)

○養豚農家の経営安定に関する請願(第三一八号)

○協同農業普及制度の縮小反対に関する請願(第五二七号外一件)

○過剰米の解消に関する請願(第五二八号外一件)

○蚕糸業の振興に関する請願(第五二九号)

○農業基本政策の確立等に関する請願(第五三〇号外一件)

○果樹共済制度の改正に関する請願(第五三一号外一件)

○畜産農家の経営安定に関する請願(第五三三号外一件)

○水田利用再編対策に関する請願(第五三五号外一件)

○肉豚価格対策に関する請願(第五六五号)

○水田利用の再編対策に関する請願(第一二七二号外二件)

○農林年金制度に必要な国庫補助予算の確保に関する請願(第一四〇五号)

○農林年金制度改善に関する請願(第一四〇六号)

去る四日、山崎昇君が委員を辞任され、その補欠として案納勝君が選任されました。

また昨日、三治重信君が委員を辞任せられ、その補欠として木島則夫君が選任されました。

○委員長(青井政美君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行います。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に川村清一君を指名いたします。

○委員長(青井政美君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 私は、法案の審議に入る前に、大臣に一点、経過の報告を求め、その見解をただしておきたい問題があります。

それは、去る三月二十八日、当委員会では、通産省の矢野事務次官の発言に対して追及をし、武藤農水大臣の見解を求めたところ、真意をただし、本人並びに通産省に対してしかるべき措置をとるという意味の答弁があったわけであり、その事務次官の暴言をめぐって、農業・農民団体はもろろんのこと、国会の中におきましても、与野党から強い抗議、批判、追及の動きがあったわけであり、政府内部においては、一応決着を見たような感がありますけれども、しかし、この

問題はまだ尾を引いておりまして、解決をしておりません。もちろん、この暴言に對しましては、国会で議決をした一元化輸入に對して挑戦をするものであり、つまり政府の高級官僚が国会のこの権限を侵すようなものであり、同時にまた、養蚕業にとつては輸入の拡大につながり、さらに、繭糸業にとつてもこれは問題のあることであります。

そこで、大臣はこの問題に對してどのような措置をとられてこられたのか、その点について、経過を含めて所信を明らかにしてください。

○國務大臣(武藤嘉文君) この委員会では、私は、もしそういうことが事実であると大變けしからぬことであるということで、善処するというお約束をいたしまして、早速新聞記事も見まして、もしこれが事実であるならば大變な問題であるということ、厳重に抗議を申し込んだわけでございます。

特に私も問題といたしておりますことは、あの新聞記事が事実でございますと、養蚕農家の存在を否定するような形でございますので、とても私もそういうことは許すわけにいかないと、このことで、厳重に抗議を申し込んだわけでございます。それに対して、私のところへ正式に通産大臣から連絡が参りまして、すべてこの次官の発言は撤回をさせていただく、ぜひそういうことで、また、そういう誤解を招いたことに對しては、厳重に次官に對して注意をしたので、ひとつ理解をしてもらいたい、大臣から私に對して、そういう了承を求めてまいりました。そして、その後、次官も直接参りまして、大變申しわけがないこと、ございまして、しかし、私は決してこういうことは言っていないつもりでありまして、こういうことではございませんが、いざいざ、事実でなかったにしても、こういう事態を招いたことに對しては非常に責任があるのではないか、ひとつその辺をしっかりと自分としての責任を感じてもらいたいということを、私から強く本人に申しました。そして文書でも陳謝の意の表明を通産省から

してまいりましたので、まあ私も政府の中でいつまでもそういう形であるということ、なかなか政府の中で余りこういうことではない、ま、なにかことでは、すべてを向こうは撤回してまいりましたので、私もとしましては、十分それで気持ちよくということではございせんけれども、政府がいろいろ行政をやつてまいります場合に、農林水産省と通産省がいつまでもいがみ合つていて、こういうこともいかにということ、私も政府の間では一応それで決着をつける。しかし、国会で議員提案で成立を見ても、一元化輸入の法律に對してのいろいろのこともあるようでございます。

この、これは、国会と事務次官との関係ということで、いまなお議會の中でいろいろ議論がなされておられ、また抗議的な質問がなされておられることは、私は出席をいたしておりますが、この間の衆議院の農林水産委員会でもそういうことであつたようでございます。これももつともなことではございまして、これは私の提案した法律ではございせんが、一応議員の提案によつてなされ、それに基いて私も一元化輸入をやつておられるわけにございまして、それに対してのもし挑戦であるならばこれも許すわけにはいかないということでございます。ただ私が、たまたま繭糸価格の基準糸価決定に当たりまして、特にその点は私の談話として発表いたしましたので、中にはまあ矢野次官の発言とは書いて発表はいたしておりますが、言外にそれを含めて、いざいざ、養蚕農家の存亡について、養蚕農家の方々に非常に心配をされるような風潮があることは、これはもう私も大變そういうことはいけないので、決して心配は要りませんと、一元化輸入の問題を含めて、今後養蚕、繭糸一体となつた形でのひとつ振興を図つてまいりたいということも私は談話でも申し上げておるわけでございます。あくまで私も農林水産省としては一元化輸入を今後とも続けていくと、こういう考え方でおるわけでございます。これは、通産省と議會との間の問題は、私もどがとやかく言うことではござ

いませんので、私も農林水産省としては一元化輸入を引き續いてこれは続けていくと、こういう姿勢でおるわけでございますので、それをつけ加えて私から申し上げさせていただきます次第でございます。

○村沢牧君 時間がありませんから、その問題はこれ以上申し上げませんが、政府部内では一応の決着を見たということですが、国会の中において、さらには農業団体においては決着をしておりませんから、いざいざ改めましてこの問題については追及してまいりますけれども、しかし、いざいざにしても、この種の発言に對して通産大臣が全面撤回をする、あるいは通産省が陳謝の意を文書でもって表すというところは、発言がなかつたわけじゃないんですから、こういう行動があるんですから、いま大臣が答弁されたように、農林水産大臣もしっかりと、そのような圧力に屈しないようにひとつ農業行政をやつてもらいたいと要望しておきます。

さて、本論に入りますけれども、農業共済制度は、昭和二十二年に、農地改革の達成と食糧の確保を目標とした政策保障として発足をいたしました。ありますが、その後、農業情勢の変化に對して幾多の法改正が行われてきたわけでありまして、つまり、過去における法改正は、農業事情の変化に關連をいたしました。いま農業の見直し作業が行われており、農政の転換がされようとするときに、農業共済もこれに對応した新たな局面を迎えているのではないのでしょうか。今回提案された改正案は、果樹と蚕繭、それから家畜共済の一部に限つておるわけでありまして、今後の農業共済全般についてそのあり方を基本的なところから考えておられるのか、大臣の見解を求めます。

○國務大臣(武藤嘉文君) いま御指摘のとおりで、その都度その都度農業の事情の変化に應じて、いろいろの改善がなされてきたわけでございます。今回果樹その他の状況を見ながら、一応の改善の方向をたしていただいたと私もは考えておるわけでございます。いままた水田利用

再編対策ということで転作をお願いをいたしておるわけでございます。そういう面にも私も今後対処していかなければならないと考えております。

いざいざいたしても、農業事情が今後とも変化をすることはあり得ると思ひますけれども、あくまで農業の災害補償の趣旨を十分踏まえながら、農民の皆様方に少しでも安心していただくために、この制度が常に充実にしてまいりますように私どもとしては努力をしてみたいと、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 農業災害補償は、災害によつて生産物が減少をしたことを補てんする作物保険であるわけでありまして、しかし、農業生産の危険は、収穫量の減収だけでなく、価格変動を原因とする経済的な危険もたくさんあるわけなんです。特に果樹、園芸あるいは畑作物については、米麦のような行政価格がありませんので、需給關係によつて価格が変動してくる。そしてその経済的な危険も大きいわけでありまして、農業共済が究極的には農家の経営の安定を目指すものであるならば、この経済上の損失についても当然問題にしていかなければならないというふうに思ふのです。農業の変化に對して農業共済制度を改正してきた経過、これに即して、今後価格変動を考慮したいわゆる収入方式、これに對して新しい道を開拓すべきではないか、このように考えますが、見解はどうでしょうか。

○國務大臣(武藤嘉文君) 確かに農家の経営の安定という点から考えれば、いわゆる価格変動を對象にした収入共済方式というものが大變有効なものであるということは、これはもう私も全く先生と同じ考え方でございます。

ただ問題は、いまのこの制度は、いま御指摘のように、災害の損失の補てんということを考へて今日まで来たわけでございます。いまの、一般的な価格が下がったときにそれを補てんするということになつて、率直に申し上げて、なかなかこの制度でなじまないのではなからうかと私は

思うのでございます。やはりこれは保険でござい
ますから、保険で全国的に全部——何といいま
すか、価格が低迷するときは大体全国的に、たと
えば、ミカンにいたしましても、全国のミカン
が安くなっているわけでもございまして、そう
なると、それを全部補てんするということにな
ると、その金は一体どこから出るのか。これは
まあ加入者が掛けておられるお金から——もち
ろん国からも出してありますけれども、相当加入
者に負担をお願いすることになるわけでもござ
いますし、またそうすると、今度は、保険とい
うものは、ある特定の人がもたらうのが保険で
ございまして、これは全部の加入者がもたらう
というわけでもございまして、なかなかこの保
険という制度の中でそれを考えていくというの
は大変むずかしい問題ではなからうかと私は
思っております。

ただ、今回も私も一つの考え方として試験
的に入れておりますのは、災害を受けた農家に
ついては、その収穫量の減少によってその生産
金額も落ちてきた、その分を一応共済金で支払
うというのを試験的に実施することに今度法律
でお願いをいたしておるわけでもございまして
、そういう試験を実施した結果も見ながら検討
はさせていただきます。なかなか私には、率直に
言って、この制度にそういうものはなじみに
くいものではないかという感じが持っております
のでございまして。

○村沢牧君 いわゆる収入に対しては補して
いくということですね、直ちにいままでの制度
の中で取り入れるということは大変むずかしい
問題もあるというふうに思いますが、時代も変
わってまいりましたし、そのような要求もた
くさんあるわけでもございます。あるいは学者
各位の見解なんかを見ても、ぼつぼつ日本
でもこういうことを考えるべきではないか、こ
ういう意見も出されておりますから、直ちに
そのような方式を取り入れることは困難とし
ても、農林水産省としても、やっぱり

だめだということではなくて、前向きに検討
していく、そういう姿勢をひとつ今後持って
もらいたいというふうに思います。これは要
望です。

それから次は、この災害制度は、保険料の
国庫補助であるいは国庫の再保険など、政府
の財政支出であるいはその指導によって支
えられてきたわけなんです。したがって、こ
の農林水産予算の中でも農業保険費の占め
る率はかなり大きなものがあるわけですね。
これは制度が拡充されてくれば予算が大
きくなることは当然のことではあります
が、私は心配することは国の財政事情が苦
しくなっていくこと、こういう制度の後退
につながるようなことがあってはいいけ
ない、そのことを大変心配しております。
災害は、農作物に限らず、他の災害であ
っても予算が足らなければ予備費をも
つても充当していくというものが国の行政
機構の仕組みの中で、今後国の財政上い
ろいろな事情があつてもいままでもど
おりの制度は堅持をしていくんだ、さら
に拡充をしていくんだ、そのことに對し
て、大臣の見解というのか、決意をお聞
きをしたいと思います。

○国務大臣(武藤嘉文君) これは国も入
りましての制度でございまして、その制度
を信じて皆さんは加入をいただいている
わけでもございまして、その国の財政が
苦しくなつたからといって、国の方では
もうめんどう見ないよなというこ
とはこれは言えないわけでもございま
すので、私どもとしては、今後とも必要
な金額についてはこれは確保していか
なかならぬと考へておるわけでもござ
います。

○村沢牧君 提案された改正点に入る前に、
一言畑作共済について聞いておきたいん
ですが、畑作共済の作物品目の拡大につ
いては、かねてから要望されていたと
ころであり、また、本委員会におい
ても附帯決議でもって政府の取組
み方について要請をいたしておる
ところでもあります。畑作物もた
くさんあるわけでもありますが、私
はこの際、特に加工用トマトを畑作物共済に
加えること

について質問をし、要請をしたいという
ふうに思ふんです。

加工用トマトは水田再編対策の関連で
非常に増大している。たとえば長野県を
例にとりてみると、栽培戸数は一
万五千戸、面積は千六百ヘクタ
ール、総生産額は四十億圓に達する
という主要作物の一つになつて
いるのです。私は農水省からも
資料をいただいたんですが、長野
県等を含めて十数県で、五十三
年度の加工用トマトの生産量は
三十二万八千三百八十五トンと
いうことになつて、災害が発生
すれば、これは栽培農家に与える
経済的影響もきわめて大きな
ものがあるわけですね。私が特
に加工用トマトをここで強調
することは、加工用トマトとい
うのは契約栽培であつて、引き
受け要件は十分把握することが
できる状態にあつて、保険設計
上も容易である、他の野菜とは
違ふんだ、そういう意味でこの
ことを言っているわけでもあり
ますけれども、この加工用トマ
トを畑作共済にしたがって追
加すべきであるというふうに
考へますけれども、農水省の
ひとつ見解を聞きたいという
ふうに思ふます。

○政府委員(松浦昭君) 畑作共済につ
きましては、当委員会の附帯決議も
ございまして、できるだけその
拡充に努めていくところでござ
いますし、また加工用のトマト
につきましては、確かに先生お
っしゃいますように、きわめて
重要な畑作物の一環であるとい
うふうに考へておるわけでも
ございまして、私もこの畑作物
共済に追加すべき対象といたし
まして露地野菜の共済事業を
いふと考へておるわけでも
ございまして。例を申し上げます
と、葉菜類でございまして、キ
ャベツにつきましてはこれは
昭和五十二年から、スイカにつ
きましては五十四年から調査
を行っているところでもござ
います。加工用のトマトも
野菜でございまして、その
野菜であるトマトの一つの
用途として、共済の制度化につ
きましては、基本的には野菜共
済の一環というふうに考へて
いくべきであるというふうに
考へているわけでもござい

ます。

ただ、ただいま先生の御所見のように、
確かに、加工用のトマトにつきま
しては他の野菜類と若干違つた
ところがあるんじゃないかとい
うことは私もわかります。と申
しますのは、野菜共済はやはり
一番むずかしい点は何かと申
しますと、損害の評価あるいは
引き受けるところでなかなか
物が特定しないというところ
にあるのだらうと思ひますが、
ところが、この加工用トマトに
つきましては、加工業者と契約
で栽培されるわけでもござい
まして、さような面から、引き
受けの面におきましても、資
料等もかなりの確率で徴取で
きることになるわけでもござ
いますので、さような側面も
含めまして新しい角度から私
ども検討したいというふうに
考へる次第でございまして。た
だ何分にも料率その他の資料
は何かございせんので、その
ような点で今後努力が必要で
あるというふうに考へます
けれども、基本的にはさよう
な態度で検討したいという
ふうに思ひます。

○川村清一君 関連。

畑作共済の問題が村沢委員からいま
出されましたので、関連して
ちよつとお尋ねしておきたい
と思ひますが、実は五十三
年の当委員会におきまして、
当時私その理事をやつた
関係で、附帯決議案をつくる
その仕事をやつたわけでも
ありますが、その中で、いま
問題になりました畑作共済
につきまして、村沢委員から
は加工用トマトというこ
とでいま質問された、それ
で経済局長からまあ露地
野菜というものを検討して
おる、その中に含めて検討
しておるというふうな御答
弁でございまして。その五
十三年度の附帯決議案をつ
くるときに、当然露地野菜
の問題も指摘してその中
に入れたんですが、そのほ
かに、「茶、ホップ、たば
こ、イ草等を実情に即して
追加するとともに、共済目
的の種類を細分化を合理的
に行うこと。」なお、調査
対象作物に飼料作物、そば、
果菜類、なたね等の転作
農作物をすみやかに加える

と。」というふうに品目を明示して附帯決議をしたわけであります。もちろんこうやったから一遍にできるとは思っておりませんけれども、毎度附帯決議をしますと、大臣は、趣旨を尊重して検討し、実現のために努力しますという御答弁をされておるわけでありますから、やはり十分検討して、まあこの農業災害補償法の改正案は毎年のように出ているわけでありますから、ここで提示したもののうち、たとえばお茶とかあるいはホップとかいったものが一つでも二つでも出てこない、何しに附帯決議をやったかわからないことになるわけで、こちらの方も何にでも附帯決議をつけているのはまるで何か慣習のようなふうになつて、いささかそれも思うわけでありますが、しかしながら、こつちもまじめに出しているわけですから、大臣もまじめに受けとめられて検討されなければその委員会の權威にも関係することでございますので、特に稲作を転換して畑作をいろいろやるように奨励されておるわけでございますから、そこの中には地域の特作物等もあるわけでございますので、十分ひとつ検討して実現のために努力してもらいたいということを私は申し上げたいんです。

そこで、五十三年度の附帯決議に出したこういう品目、作物を具体的に出して決議しているわけですから、こういうようなものは当然検討されていると思ひますが、どの程度調査検討されておるのか、そしてこれをまあ来年あたりのまた国会には一つでも二つでもそういうものを出されるという、そういう御用意があつてしかるべきだと思ひわけでございますが、この点についてちよつと御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(武藤嘉文君) 私の承知しておりますのは、そういう附帯決議がございましていろいろ調査を進めてまいりまして、たしかホップについては五十六年度から実施をするという予定でいま進めているはでございますが、細かい点については経済局長から答弁をさせていただきます。

○政府委員(松浦昭君) 附帯決議の御趣旨を尊重

して、私ども検討を進めておるわけでございます。や、具体的に申しますと、地域の特産物では、茶及びホップにつきまして、昭和五十一年度から試験調査をいたしております。それから、イ及びタバコにつきましては、被害状況調査をそれぞれ主産県において行つておりますが、ただ、たばこは、全国たばこ耕作組合中央会がたばこ専売法による災害補償制度を樹立するという方向で、このわれわれの制度にはならないということで御決議をなさつておられますので、五十五年以降、一応調査を中止しております。それから露地野菜につきましては昭和五十二年度から、スイカにつきましては昭和五十四年度から、保険設計に必要なデータの収集のための調査を主産県で実施しております。また五十五年度からは土物類を追加して調査を始めております。さらに、そのほかの農作物につきましては、ただいま先生御指摘の飼料作物、牧草、青刈りトウモロコシでございますが、このほか、なたね、ソバ、落花生及びカンショにつきまして、五十三年度から保険需要等の調査を主産県で着手いたしましたところでございます。いまのところ比較的進んでおりますのがホップ、茶でございます。また、たばこ大臣からも御答弁ございましたように、ホップにつきましては昭和五十六年度を目途に最終的な詰めを行つておりまして、これは別に法律は要らないわけでございます。政令で指定すればふえるわけでございますので、さようなことを目途に、ひとつ最終的な段階に入りましたので、これはぜひ実施に移していきたいというふうに考えております。

なお、茶につきましては、いろいろの問題点がございまして、何分にも茶は北から南までいろいろな主産県がございまして、その間の意見調整も必要でございますし、損害評価等の手続につきましてはお詰めを残しておりますので、さような点につきまして、現在鋭意早期結論に到達するように努力をしているところでございます。

○村沢牧君 いま川村委員の質問に対して、それ

ぞれ指定した畑作物についていろいろ調査をしておるようでございますが、私が冒頭質問した加工用トマトも、先ほど来お話があるホップや茶、たばこその他よりも少し立候補は遅いようでありますが、農業情勢の変化によつてこういうのがふえてきたのですから、いまお話があつたように、ひとつ前向きに調査をしてみようように、ひとつ確認をしておきたいと思うんですが、経済局長どうですか。

○政府委員(松浦昭君) 実は、ただいま御答弁申し上げましたように、加工用トマトにつきましては調査の予算が現在のところございません。しかしながら、これから先の予算の措置をいたしまして、このようなことも検討の対象として考えてまいりたいと、さように努力したいと思つております。

○村沢牧君 農業共済が期待を持たれ、共済の仕事が多くなつてくるわけでありまして、この共済事業を運営する組合の組織が非常に弱体であり、市町村の事務の片手間で行つておられるようなところが大変多いわけですね。行政も農業団体も広域化している現在、あるいはこの共済組合も広域化して内容の充実を図らなければならないではないかというふうに思ふんですけれども、その指導性はどうか。

もう一つ、果樹共済は共済金の支払いが遅いという大変不評を買つておられるんです。このことは、事務量が米の七倍も八倍もかかるから遅くなるんだという意見もあるんですね。やはり事務を簡素化して共済金を早期に支払う、この体制が必要だというふうに思ひますけれども、共済組合の強化と共済金の早期支払いについての見解をお聞きをします。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生御指摘のように、今日なお組合等の中には、その運営の組織なり、あるいは事業基盤の弱体なものがあることは事実でございますし、また同時に、特に市町村営の場合には、その組織がさらに一般の組合に比べまして弱体だし、また共済に対する熱意も必ず

しも組合ほど高くないという実態があることは事実でございます。

そこで私ども、一つは組合等の組織の整備というところで、いわゆる広域合併というのを進めてまいりまして、一郡一組合を目途にいたしまして組織の整備に努めておるわけでございますが、この系統で申しますと、やはり従来同様に一郡一組合というものを基準にした広域合併を進めてまいりますと同時に、またなかなかこの基準による合併がむずかしいところは、一郡でなくても、その中で可能な組合は合併させていくというのを考えたいと思つております。また、特に一市町村内に二以上の組合がありますようなところは、ぜひこれは組合単位で合併するようにということにしたいと思ひます。

さらにまた、市町村の問題にお触れになりましたけれども、市町村営の場合には確かに問題がございまして、ただいまの広域合併を進めていく際に、その中に市町村営のものがある場合には、これを広域の組合の中に取り込んでいって、組合の組織の中に包含するというようなことを考えてまいりたいというふうに思ひますし、さらにまた場合によりましては、一部事務組合といったようなものをつくりまして、市町村の組織の強化というものを図つていきたいというふうに考えておる次第でございます。

第二点の、できるだけ共済金の支払いを早くするよというお話でございますが、これは農家の実情、特に損害を受けた農家が一日も早く共済金をもらいたいと思つておられる気持ちはよくわかるわけでございますが、ただいま申しましたような組織の整備によりまして、職員専門化またその質の向上といったようなことを図つてまいりますれば当然共済金の支払いも早くなるということでございます。また同時に、このたび改正の中に盛り込みました一つの制度といたしまして、果樹共済につきましては、いわゆる半相殺という方式を導入しているわけでございます。これは全相殺の場合には、被害があつた圃場も、そ

れからまた被害がなかったところも全部調査を行わなければならないという状態でございますが、半相殺方式というのは、被害のあったそういうところだけを調べるということでございますので、そのために相当事務手続等も簡素化していくというふうに思います。

さらに、共済金の早期支払いにつきましては、一層早く損害評価を進めるように指導いたしますと同時に、どうしてもおくれますところは、いわゆる仮払いの措置というものを実施したり、あるいは再保険金の概算払いといったようなことで、できるだけ早期に共済金が支払われるよう対処してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○村沢牧君 共済金の支払いはもう年内に支払われることは果樹については余りない。米だと年内に大体支払われるんですね。そのぐらいおくれしておるんですから、どうしても事務を簡素化して早期に支払いができるように、いま答弁もあつたところでありますけれども、早急にひとつこの体制をつくってください。

次は、この提案された改正点についてお聞きをしてまいりますけれども、果樹共済のうち収穫共済の加入率は二四・五％、樹体共済が八・一％というようにきわめて加入状況が悪いわけであります。そのために政府の特別会計の赤字が二百二十億円という多額に上つておる。今回の法律改正も、こうしたことから、ひとつ果樹共済も改正をしなければならぬという一つの原因もあつたというふうに思うのですけれども、目標と期待を持つて発足したこの果樹共済がなぜこんなに普及状況が低調であるのか。それから、今回法律改正をすることによって加入率はどのくらいになるという目標を立てるいは期待を持っているのか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに先生御指摘のように、果樹共済の加入率が、年々上昇はしておるものの、いまだ低位な状態にとどまっておりますことは事実でございます。不足金の発生は、一方において果樹共済が、きわめて不幸なことに発足

以来非常に大きな災害に連続的に見舞われたというところもあるかと思いますが、やはり加入率が低い状態にある種の逆選択が起きているということは事実だろうというふうに考えます。

このために、やはり今後の加入をふやしていくかなきゃならぬわけでございますが、そのためには、その原因がどこにあったかということを探求してみることが非常に重要だと思ひます。私も考えておりますのは、一つは制度発足間もない状態でございますが、われわれも十分PRに努めたつもりでございますが、しかしながら、なかなか農家の方々の十分な御理解が得られなかつたという点もわれわれとして反省しなきゃならぬというふうに考えておりますけれども、また、樹種とかあるいは地域によりまして加入率に相当な差があるというところは、やはり農家間におきまして栽培の形態とかあるいは技術に相当な差がございまして、たとえば専門的な果樹農家の方々が余り意欲がないような状態になる、そういう制度というものが従来の制度であつたんじゃないかというふうに思ひます。ある意味では、保険の需要にマッチしていない実態であつたということが指摘できるわけでございますが、かような点につきましては、今回の改正におきまして、より加入の促進になるような措置を講じまして、それによって加入率を上げたいと思ひます。

この改正によってどの程度まで加入率が上がるかということの具体的な数字はなかなかむずかしいわけでございますけれども、私どももいたしましては、現在二六・四％の収穫共済でございますが、せめてこれを五〇％程度までには上げたいというところで、そういうことを目標に加入に努めておるといふつもりでございます。

○村沢牧君 加入率は総体的に低いけれども、しかし、この内容を分析して府県別に見ると、団体の努力によって比較的いい成績を上げていられるところもあるわけなんです。反面、主産県であるけれども、加入が悪いところもある。つまり政府の努力ももちろん必要であるけれども、その組合の取

り組む意欲と姿勢、これが反映してきているというように思うんですね。したがって、団体が積極的に取り組めるような体制づくり、この指導行政ですね、これが必要だというふうに思ひますが、どうですか。

○政府委員(松浦昭君) 確におつしやいますように、地域によりましてはかなりの加入を確保しているところもございまして、また地域によって非常に低率な地域もあるわけでございます。このような状態をできるだけ解消いたしまして、そのような格差も解消すると同時に、全体の加入率を引き上げていくということが必要であるというふうに考えるわけでございますが、そのためには、先生おつしやいますように、確かに組合等さらに督促いたしまして、指導を加えることによりまして農家の加入率を上げていくということが重要でございますが、さらにその裏に、農家の方々が加入しやすい、また組合がそれをお勧めすることができるような法制度にしておくということが非常に重要であるというふうに考えるわけでございます。そのためには、従来どうしても農家間あるいは産地間に特に格差がございまして、この果樹共済におきましては、やはりいまままでとてまいりましたオールリスク保険と申しますか、すべての被害というものを画一的にとらえまして、同一樹種あるいは同一地域に料率も一律に定められるといったような、そういう画一的な方法というものが必ずしも適当ではなかつたんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

さような観点から、できるだけその地域、その農家の実態に合ったような保険に、共済に入つていただけるということを考えまして、今回幾つかの改正点をお願いいたしておるわけでございますが、たとえば共済事故の選択制を拡大するとか、あるいは加入資格の最低規模というものを覚えていくとか、もちろんこれは組合の選択によるわけでございますが、さらにまた無事故割引制といったようなものを導入いたしまして料率の調整を行う。さらには、防災施設等が完備しているような

農家につきましては掛金率の割引をする、あるいは共済金額の基礎になりますところの単位当たり共済価額をできるだけ品種間あるいは地域間の価格の動向に近づけて、個別的に定めていくといったような、そういう仕組みを今回用意することによりまして、農家の加入をさらに勧めていただくということにいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○村沢牧君 次は加入方式ですが、今回の改正によって、加入資格農家の上限を三十アールにしようとしているわけでありますが、その理由は何かというところが一点。

それから、従来二十アールであつたものを三十アールにする。この二十アールと三十アールの間の農家数の占める率はどのくらいになるのか。

さらに上限を上げることによって、小規模果樹農家の加入を阻害をする、あるいは切り捨てになつてくるのではないかといいことですね。それから関連をして、上限を上げることによって、今回の法律改正によって加入に対してどのような期待を持っておるんですか。

○政府委員(松浦昭君) 一戸当たりの平均栽培面積で見ますと、果樹全体では三十七・五アールというのが現状の規模でございますが、ただ樹種間ではいろいろと見えてまいりますと、これがずいぶん差がございまして。たとえば温州ミカンでは四十・三アール、リンゴが三十九・九アール、こういったものは非常に大きな経営規模でございますが、小さいものでは梅が十一アールとか、桃の十一・一アールといったようなものもございまして。このように樹種間にも非常に差がございまして、また県別に見ましても、たとえば佐賀のミカンあるいは北海道のリンゴ、青森のリンゴといったものはかなり大きな経営規模を持っておりますけれども、小さな場所もあるわけでございます。このように組合間においてもかなりの差がございまして、そういうようなことで、果樹の共済につきましては、やはり水稻等とは違ひまして、かなり地域別にあるいは樹種別に違ひがございしますので、

できるだけ組合がその自主的な選択によりまして、この共済に加入していただく農家の規模というものをできるだけ実態に合わせた形で選択していただくということがこの改正の目的でございます。

特にこのようなことによりまして、たとえばかなり大きな果樹の経営規模を持っており、また専業農家の非常に多いようなところ、こういうところにつきましては、組合の内部で自主的な判断をしていただいて、三十アールまでその加入の規模を拡大できるという形にいたしましたのが今回の改正でございます。

ただ、しかしながら、もちろんこれは選択の幅を規定しただけでございますし、下限は依然として五アールになっておりますし、その意味では、あくまでもこれを強制していくというような考えはないわけでございます。

お尋ねの二十アールと三十アールの間の割合でございすけれども、二十アールと三十アールの農家の割合は全体の平均では一三％でございます。

主な樹種について見ますと、温州ミカンが一三％、リンゴ一五％、ブドウ一七％、ナシ一八％、桃一五％ということになっております。

それから、最もこの制度で御心配なさるののは、御指摘のとおり、上限を引き上げたことによつて小さな農家が犠牲になるんじゃないかということでございますが、私もはさようないわけの小さな農家を切り捨てるといふためにこの制度を設けたというつもりは全くないわけでございます。

というのは、保険の設計上、できるだけ多くの農家の方々に加入をしていただくということは、これは保険の理想でございますし、さような意味ではわれわれとしては多くの農家の加入を期待しておりますわけでございますが、ただ、効率的な制度の運用といったような観点であるとか、あるいはどうしても余り小さな農家がかりが加入しておられまして、そのために専業の栽培農家が離反していくといったようなそういうおそれがあるということ

がございす問題が起るということと、このような選択の幅をつくつていくということとでございます。

もちろん、この選択をいたします場合には、組合は自主的に選択をいたすわけでございますが、これは総会あるいは市町村の場合には議会でこれを決定することになっておりまして、その場合には三分の二以上の議決ということになっておりますから、もちろん組合の実態に即した形でこれは決定されていくというふうな考えておるわけでございます。結果的には三十アールに拡大をいたしましたとしても、上限を上げまして、その地域の実態に即した形で決定がなされていくというふうな考えております。

なお、このような措置によりましてどの程度まで一体加入率が上がるかということとはなかなか申したい点でございますが、確かに特定の地域では専門的な農家が余り入りたがらなかったといったようなことがございまして、これが加入をしていくということによつて加入率が拡大していくというところは考えられるわけでございますが、結果的に申しまして、この制度のみによつてわれわれは加入の確保を図っていくというのを考えているわけではないわけでございます。先ほど申し上げましたようないろいろな対策を講じまして、その総合的な結果によりまして加入率が五〇％程度まで上がるようにということで努力をいたしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 加入の問題について、今回の改正でもう一点、集団加入方式をとることが出されておるわけですね。集団加入方式は、このやり方によれば加入を促進をする一つの手法であるわけでありすけれども、しかし、集団加入をすればこれだけよくなりすよという条件が事前に示されなければならぬというふうな思ふのです。そこで伺いますけれども、集団加入という、この集団という意味は、その地域の農家が一〇〇％入らなければ集団と言わないのかどうか。その程

度の問題はどうか。

それから集団加入をすれば奨励措置を設けるか。その内容は今後政令によつて定めるようでありすけれども、どの程度の奨励金が出されるのか。この奨励金は単に団体の手数料程度のものか、あるいは農家の掛金の割引、農家に還元をされるようなものか、そのような内容。

それからもう一点は、集団加入に対して期待をするということ、これだけ集団加入制度をつくればかなりのものが入ってくるという期待があるのかどうかということ、以上の点について御答を願います。

○政府委員(松浦昭君) 今回果樹共済の加入率を高めまして、特に事業の運営の安定を図りますために、特に果樹共済とは密接な関連がございす出荷団体等によりましていわけの加入のとりまとめを行つていただくというのを考えておるわけでございます。そのために奨励金の措置を考えたというところが今回の改正の趣旨でございます。

その場合に、まず一体どの程度の集団加入をしたならば集団加入として認めるかというお尋ねでございますけれども、実はこれは地域でとらえようという考え方はございせん。むしろ、出荷団体としてまとまりのあるところであればその出荷団体をとらえていくということでございまして、地域の何割程度が加入した場合にそれが集団の出荷というところで認めるかというふうな考え方は持つていないわけでございます。そこで、このような集団がございすれば、それをとらえまして当然集団加入の対象ということで考えていきたいと思つておるわけでございますけれども、余りにもその集団が小規模であるというふうな場合には、これは共済事業の効率性から見て適當ではないので、やはり一定戸数以上の基準は定めたいというふうな考えております。これはまた後ほど検討いたして具体的に決めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

あるかということでございますけれども、やはりこのような加入の推進を行つてまいります場合には、やはり一定数あるいは一定割合以上の加入のとりまとめを行つていただくということが必要であるわけでございますが、もちろん、団体の中で一定の割合あるいは一定の数をとりまとめたいただくということになるわけでございますが、その場合に奨励金を交付するわけでございますけれども、それは昭和五十六年度の予算で実は勝負をいたしたいというふうな考えておりました、目下の段階ではこれを幾らということをし上げる段階ではないわけでございます。しかし、私どもの考え方では、少なくとも出荷団体のとりまとめ事務費、とりまとめのコスト、これはカバーできる程度にこの奨励金は設定したいということとで努力をいたすつもりでございます。

なお、集団加入をした場合に、確かにそれだけ母集団が拡大するわけでございますから、加入率がふえ、その結果掛金が安くなり得るということは理論的に考えられるわけでございますけれども、しかしながら、実際に一体被害率がどの程度まで低下するかということとはこれはその地域の実情によつても違いますし、また、あらかじめこれを設定するというのが非常にむずかしいというふうに思ふので、このような加入の奨励措置によりまして、実際上掛金率、特に集団加入者を中心としたその農家の料率が結果的に下がっていくということを期待していきたいというふうに考えます。また同時に、このように集団加入をいたしてまいりますれば、当然組合員の数も、果樹共済に加入しておられる方の数もふえてまいりますし、また同時に、加入推進費の低下等が期待できますので、賦課金も下がってくるのじゃないかということが考えられますので、さような面では掛金率及び賦課金が結果的に次第に下がってまいつて、そのような意味でさらに加入の促進になつていくと、まさに逆選択の逆の効果がでてくるというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 この法律が制定されれば、そこで

加入に対しての運動等が活発に起こってくることを期待するものですけれども、そのために集団加入に対する奨励金、これらは五十六年度予算によつて決まるのでしようけれども、農林水産省の基本的な考え方等はなるべく早く示してもらふことが必要です、それによつて張り込みも違つてきますから。

もう一つ、いま答弁の中で集団加入をする単位は一定農家の数の加入ということであつたんですけれども、これも今後皆さん方が基準を定めるようでありすけれども、いままでの経験から言つて、いまの実態の中から一定農家数というのはどのぐらいを考えているんですか。

○政府委員(松浦昭君) これは先ほども御説明しましたように、集団で加入してくる場合には、集団の中で一体どのぐらいかということになりますけれども、その場合の一定数は目下検討中でございますけれども、いま私どもの頭にあるのは大体百五十戸ぐらいという見当で考えております。

なお、先ほど一つお尋ねの点で答弁を落としてしまいましたけれども、それは、これによつてどのぐらい加入が期待できるかということでございますけれども、これもこの集団加入ではつきりとこのぐらいの率が伸びますということを申し上げるのはなかなかむづかしいでございますけれども、やはり集団加入を行つていただきます地域がいれば核になりまして、その周辺地域がだんだん入ってくるということで、私どもとしてはかなりの加入率が期待できるというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 いま一定農家数というのは百五十戸程度という答弁があつたのですが、これは果樹の出荷団体によつて大小さまざまでありますから、私はそういう戸数でもつて制限するよりも、やはり小さな集荷団体も対象にして加入をふやしていくという面から見れば、やはりその集荷団体の中の組合員の数の何割、そういうふうな示し方の方がよつぱり実情に合つていのではないか、そのように考えますが、どうでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) もちろん私もしましては、余りに小さな集荷団体の場合にはこれは問題であると思ひますけれども、しかしながら、ある一定規模の集荷団体の加入が行い得るというふうなそういう団体があります場合には、できるだけこれをとらえてまいりたいというふうに考えておりますし、また率という考え方も一つあると思ひます。私も私としてはやはり最低の水準での農家の方ということで一応百五十戸と考えまして、それでやはりそれに加えて率の問題も考えていきたいというふうに考えておりますが、目下のところ百五十戸というのはまさに私もまだ頭の中にある状態でございます、これは共済団体あるいは関係方面との意見を十分調整いたしまして、その最低規模は決めてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 次は、共済事故の選択方式ですが、これについて局長からも先ほどちょっと触れられておりますけれども、選択方式も拡大をしていきたいという御答弁なんです。果樹共済も発足してから六年もたつて、関係団体の努力によつて加入促進を図つてはいるけれども、先ほど申しましたように加入は依然として低い、このことは、一番保険を必要とする専業農家の期待が薄いことが一つの原因だといふふうに思うのです。つまり、被害があつても補償の対象となる機会が少ないこと、こういうことであると思ふのです。したがつて、選択方式を拡大して加入を促進する、こういうことは必要な措置だといふふうに思うのです。そこで、現在選択方針の対象になつてゐるのは暴風雨だけであつて、五十三年の場合を見ると、暴風雨方式の加入農家はわずか二%、こういう状況なんです。この方式の加入率が低いといふのは、その基準にやつぱり問題があるんじゃないかといふように思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、暴風雨方式等の共済事故の選択制というものを開きまして、不測的な災害のみに限定いたしました共済事故とす

ることによりまして掛金率も安くなる、したがつて、特に専業的な農家の方々は安い掛金でいざというときの非常に深い厳しい事故に備へるということ、われわれとしてはこれは非常にいい制度であるといふふうに考えておるわけでございますが、御指摘のように、確かに加入率が二%ぐらいでございます、これはまだ余りこの制度の内容でございます、というのが普及されてないということにもありますけれども、御指摘のように、確かに減収暴風雨共済にはその事故がかなり厳し過ぎるという問題点があるかといふふうに私も私も考えております。特に共済事故をいゆる平均風速でとらえまして一三・九メートル毎秒ということにいたしますと、どうしてもリンゴ等の被害実態を見てみました場合には、風力階級七未満の風速である瞬間最大風速二十メートル程度の風速でも落果するといつたようなことで、収穫期においてはかなりの被害があるといふことが知られてはいるわけでございまして、このような点で、ややこの基準は問題なしといふふうなふうに考えております。

したがらして、この問題についてはさらに検討を加えてみたいと思ふわけでございしますが、風力階級を下げて風速を六にするといふようなこと、あるいはこの平均風速と瞬間最大風速を併用するといふような考え方があろうと思ひますので、もちろん、これによりまして掛金率が上がるということになりますと逆にこの共済の魅力がなくなるといふ問題もございしますから、その点のところは十分彼此勘案しなげやならぬといふふうに思ひますが、さようなことを配慮しながら、ひとつこれは検討してみたいといふふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 いま答弁があつたように、暴風雨方式は、最大風速は十三・九メートル、損害額は三割を超える場合といふことになつておるわけなんですけれども、この十三・九メートルという基準、私はよくわからないんですが、どこからこういう数字が出てくるんですか。それから、最大風速は十

三・九メートル以下でも瞬間風速は二十メートル、三十メートルもあつて、かなりの被害が起きている地域がたくさんあるわけですね。そこで、私はこの十三・九メートル、三割以上という基準を改めて、瞬間風速も対象にする両立性にする、このような改正が必要ではないかといふふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松浦昭君) これは昭和五十一年の改正で入つたのでございしますが、その際に、当初は台風、これは風力階級八以上の風速以上のものを対象にするといふことを予定していたわけでございします。ところが、現実には台風の風速未満の場合におきましてもかなり被害が発生するという御意見が強い反面で、この基準を大幅に引き下げる場合には、損害評価を効率的にできないといふたようなこととか、あるいは料率算定の資料としても余り台風以外には十分な資料がございせん、そのために一階級下げまして風力階級七といふことで決まつたといふふうな経過は聞いておるわけでございします。

ただ、先生御指摘のように、確かに平均風速だけではこれは現在の設定しております風力ではかなり基準が高過ぎるという議論もございします、それから瞬間最大風速といふことがかなり落果の原因になるといふこともわかつておりますので、ただいま申し上げましたように、平均風速の風速を下げるか、あるいは瞬間最大風速と併用してこれを考えていくか、そのようなところも交えまして、今後この問題については検討してみたいといふことを御答弁申し上げた次第でございます。

○村沢牧君 今回の改正で、暴風雨方式のほかにひよう害を加えて、その他準備の整つたものから実施をするということにしておるわけでありすけれども、準備の整つたものとはどのようなものを想定しているんですか。今後の選択方式の対象となる共済事故はどのように拡大をしようと思ひますか。

○政府委員(松浦昭君) 今回考えておりますのは、共済事故の選択方式の中に特定危険を入れて

まいります際にひよう害を入れたというふうに考えているわけです。

ただ、このほかにわれわれとして準備の整ったものから実施したいと思っておりますのは、実は病虫害を除外する方式というものを考えておるわけでございます。特に専門的農家の加入を促進するというところで考えてまいりますと、病虫害事故には十分防除の技術もあつて対処できるというふうな方々が加入していただくというのを考えますと、病虫害を除く事故を特定危険の事故とするということが適当ではないかと思つておるわけです。ただ、これには損害評価につきまして問題がございます。いづゆる病虫害分割減収推定尺度というのが必要でございます。これは水稻等においてはすでに確立しておるわけでございますが、果樹は目下検討しております。昭和五十一年から主要果に委託しまして、尺度の作成を実施いたしております。これができ次第、われわれとしてはこの病虫害除外方式というものを導入したいというふうに考えております。

なお暴風雨とひよう害とを組み合わせた、セツトにした方式というものの一つの検討の対象になつておりまして、これにつきましても早く結論を出したいというふうに考えております。

○村沢牧君 今回取り上げたひよう害方式を選択できる要件、内容、それはどのように考えていますか。

○政府委員(松浦昭君) 現行の制度におきましては、いづゆる栽培面積二十アール以上、栽培経験五年以上ということが実は省令で定まつている選択方式の要件でございます。これは、できるだけ技術のすぐれた専門的農家の積極的な加入を図るという点からこのような要件を課しておるわけでございますが、しかしながら、現行の減収暴風雨方式におきましても、この基準を果樹の種類ごとに栽培面積が二十アールを下らない範囲内ということにいたしておるわけでございますが、昭和五十四年から追加されました桜桃であるとかビワとか梅、スモモ等につきましては、一般に栽培規模

が従来まで実施してきました果樹共済の対象の果樹に比ばまして小さいという点がございまして、今回の改正を機に、業務の規模の基準につきましては若干引き下げる方向で検討してみたいというふうに考えております。

○村沢牧君 そこで私は、この選択方式に凍霜害を加えるべきである、こういう要請をし、意見を求めるものでありますけれども、凍霜害は地域によつて毎年発生をして、むしろひよう害よりも被害の大きいものがある、これは農水省の資料ですが、昭和五十四年度の果樹共済に対する災害支払い金の調査等を見ますと、五十四年度で一番多かったのは台風害で、これは全体の四二%、その次に凍霜害が一%、ひよう害が一%、以下干害が一%等々となつておるわけですね。これを見てわかるように、凍霜害の被害は非常に大きい。五十四年度の場合はむしろひよう害よりも大きいわけですね。この凍霜害の被害の数字は、恐らくオールリスクによる災害の共済金の支払いというふうに思ふんですけれども、これをやっぱり選択方式の中へ加えていくとするならば、やっぱり専門的な果樹農家の加入も促進をされてくる、こういうふうに考えるわけなんです。一口に気象災害による被害としては、台風、それからひよう害、凍霜害は御三家だというふうに思ふんです。局長の答弁では、台風とひよう害とのセツトをつくるなんて言つておりますけれども、病虫害を除くのもそれは結構ですけれども、一方は除くけれども、やっぱり必要なものは加えてくるという措置がなくてはならないというふうに思ふのです。そうすることによつて共済金の引き下げにもなるし、あるいは加入促進にもなる。逆選択の防止にもなる、非常に有効であるというふうに思ふのですけれども、これは凍霜害をなぜ対象にしようとしなないんですか。その辺の見解はどうですか。

○政府委員(松浦昭君) 凍霜害が、先生おっしゃいますように、非常に大きな事故であるということとは事実だと思ひます。むしろこの問題は保険技

術的な問題でございまして、いづゆる事故とそれから損害との間に完全な因果関係を立証できるかどうかということに問題があると思ふのでございまして。つまり、分割してうまく評価ができるかどうかということに問題があるわけでございます。特に落葉果樹につきまして凍霜害の被害というものを考えてみますと、新しい枝が出てくるといったときに凍霜害が起りましてその枝が枯れる。あるいは花が咲いたとき、あるいはその花の咲く前、前後に受精障害といったような事故が起りまして、それが後になりまして果実に影響が及んできて、落果その他の損害が起つてくる。これが凍霜害の特色であるというふうに思ひます。つまり、暴風雨でございまして、その時点で起きました暴風雨という災害が、直ちに落果があるいはその他の損害につながつてくるというわけ、暴風雨によつてどの程度の損害が起つたかというところは分割して評価ができるわけでございます。しかしながら、凍霜害は、いま申しましたように樹体に影響があるといったことでじわじわと損害が出てまいりまして、最終的に結果の被害につながる。結果というのは、実がついたその実についての被害につながるというところに問題があるというところでございまして。

特に凍霜害の被害を見てみますと、このように樹体に被害が起る。特に緑の出でくる枝であるとか、あるいは幹から分かれた枝のその先に果実がつく、その小枝のところやられる。これもかなり早い時期にやられるというところに問題があります。したがつて、ほかの被害と重複した場合にじわじわ起るそのような樹体の被害が、この分が凍霜害の分であるということを明確に区分できないというところに非常に大きな問題がございまして、このために、従来から選択方式の中に入れてこれなかつたし、また、今後とも非常にきつめてむづかしい問題であるというふうに考えるわけでございますが、なお、この点につきましては研究課題として検討いたしてまいりたいというふうに考えます。

ただ、一言つけ加えて申し上げますと、凍霜害のみを共済事故とするということはなかなかむづかしいわけでございますけれども、自然災害の大部分が凍霜害であるという地域もございまして、そのような地域におきまして特に凍霜害を分割してくれというお話があると思ふのでございまして、そのような地域ではほとんど被害の大部分は凍霜害でございまして、オールリスクでやりました場合には、凍霜害というところで被害を受けました場合にも料率はほとんど凍霜害の部分ということで掛金を掛けていただき、共済金をもらうというふうなことになると思ひます。ただ、この場合問題になりますのは、やはり病虫害の事故というものが次に位する事故になりますので、病虫害の除外方式というものを適用していけば、実態的には凍霜害を分割したと同じような形で選択制をしけるんじゃないかというふうに考えております。このようないふことで病虫害の事故除外方式ができましたれば、凍霜害が非常に多発する地域におきましてもかなり分割した形でいづゆる選択的な共済事故の方式ということが、それに近い方式が実現できるんじゃないかというふうに考える次第でございまして。

○村沢牧君 凍霜害の被害が実証することがむづかしいという見解は、あなたたちが凍霜害の現場を見ていないことなんだ。見ればわかりますよ。凍霜害の被害というものが必ずわかるわけ、私も何回も現場見ていますけれども、ですから、こういう被害があるからオールリスクによつて共済金を昨年の場合全体の一九%の率を支払つておるんです。ですからそんなことではなくて、やはり前向きに検討していくんです。

ただお尋ねしますけれども、皆さん方が凍霜害の被害がむづかしいというところは、凍霜害もやっぱりこの対象にしようという準備をした、調査をした、そういうことがあるんですか。皆さんたちは、局長、あなたは準備ができないから対象にしないんですよ、準備しようとしないうから。一体この準備が整つたものというのはどういうことなん

ですか。整わないからやらないということでしょう。だって、保険の方から見れば準備が整っていないかもしれないけれども、農林省の統計情報部へ行ったら、ほかの部局へ行ったら、凍霜害の被害というのは歴然と発表になっているんです。その辺はどうなんですか。

○政府委員(松浦昭君) 二つ、まず申し上げたいと思いますが、一つは、確かに凍霜害の被害というのを見た目でわかるわけでございますけれども、それが具体的な減収量に凍霜害分として幾らになるということが問題でございます。それをつかむのが非常にむずかしいということを申し上げたわけですね。

それから第二点といたしまして、確かに県全体その他かなり広域な地域におきまして凍霜害の被害が幾らあったかということは、当然統計調査上も出しているわけでございます。さような状態では被害がつかめないとは申し上げておられないわけでございます。問題は、共済金を支払うというきわめて個別的な農家の凍霜被害がどれだけあったかということを認定するためには、分割の評価がむずかしいということを申し上げているわけでございます。その点はおわかりいただけると思われます。

なお、従来までこの点につきましては、昔からこの議論は行われてきたわけでございます。基礎的な研究というものはいたしてきただけでございますけれども、しかしながら、いま申し上げましたような点から分割して評価ができないということのために、これを特定事故として選択制を設定することができないと考えておりまして、そのためにその基本的なところを研究課題として取り組まなければならないことから、具体的にデータを集めたり、あるいは掛金率をはじいたりというようなための準備はいたしていません。ということでございます。

○委員(長退席、理事片山正英君着席)
○村沢牧君 ぜひこのデータはあるというふうに思いますから、積極的に検討してください。

それから、先ほど来局長は病虫害を一つ除きたいということを力説したんですけれども、なるほど、今日果樹農家の技術も上がってきて、優秀農家ではとにかく病虫害被害というのは少なくなってきた。逆に優秀でない農家の方が多くなってきた。優秀農家がそれらの農家のものも負担をするということになって評判が悪いわけなんです。そこで、病虫害を除外ということはかねてからの主張なんです。いま局長からも答弁があったところですが、いつ除くんですか。

○政府委員(松浦昭君) 先ほど御答弁申し上げましたように、いわゆる病虫害分割減収推定尺度というものができ上がりますれば私もこれを実施したいというところでございまして、米麦等につきましましてはすでにでき上がっておりますけれども、果樹はまだ十分に整備されておられません。結果的に申しまして、できるだけこの分割尺度を急ぎまして、私どもの気持ちでは一兩年中には一部樹種については実施してみたいということで努力をしてみたいと考えております。

○村沢牧君 次に移ります。
次は、共済金額ですが、共済金額の算定の基礎となる果実の単位当たりの価額算定を現行よりも細分化して、品種ごとに、また都道府県の区域を分けた地域ごとに定めるように改正しようとしていくわけなんです。調査が適正に行われれば細分化することによって実態に即した価額を把握することができるようでありまして、細分化することによって、この調査に要する事務量も組合にとつてはなかなか大変なことだというように思うのですけれども、現在の組合でこうしたことを処理する能力があるのか。あるいは処理能力の体制づくりをどのように進めていこうとするんですか。

○政府委員(松浦昭君) この単位当たり価額の細分化というものは、保険の事業というものの具体的な実態に即応した形で共済金額の設定をしていきたいという考えから出ておるわけでございます。すけれども、確かに先生がおっしゃられますように、

に、細分化した場合にはやはり引き受けとか損害評価において現状より労働力がより要するというところで、大変な事務であるということとはよくわかっております。

そこで、私も考えておりますのは、きわめて細かく細分化していくということまで考えていないわけでございます。やはりわれわれの現在の労力なり、あるいは事務執行体制の中でできることをやっていこうという考え方でございまして。しかし、その中でも私も私としてはかなりの合理化ができるかと考えておるわけでございます。

たとえて申しますと、現在の価額の設定に当たっては、国光とふじとが全く同一の価格水準になっていくというふうな状態でございます。これは一見してそれを細分化するということは当然であるというところでおわかりになると思います。また、特定地域におきましては相当名の通ったブランドがあるにもかかわらず、ほかの地域と同じような価額で設定されている。そういうところを手直ししていきたいというふうに考えております。この事務量がふえてまいります状態と細分化の程度によりまして保険のニーズにマッチしていく、そのバランスをよく考えながらこの問題については対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 細分化するのがたてまえだけれども余り細かくは考えていないというところは、現在の農林水産省の分類方法でもって対処しようとしていくと、そういうような考え方も出てくるわけですね。そうすると、農家間、地域間における不公平も生じてくる。たとえばブドウにしても、これは巨峰なんという生食用のものあれば加工用のものもある。あるいはナシにしても、二十世紀とアカナシとは、これは価格も違ってくるわけですね。その他、取り上げてくればいろいろの問題が出てくるんですよ。

そこで、法律のたてまえは品種ごとに細分化すると言っているけれども、これは事務的にいってくと農林水産省はとかくめんどうくさいことは

きらいなんです。だから、一定の枠の中におさめてしまおうとするんです。これを細分化するということは、たてまえだけでなくて、実質的にも実態に即したようにすべきだと思うが、そのようにいままでの基準内容を変えていくんですか。

○政府委員(松浦昭君) もちろん、品種を一つ一つ特定いたしましてその中で一つ一つの価格を決めていくということは、これは大変なことでございます。たゞいま先生も御指摘のように、事務が余り煩瑣になり過ぎるという面がございまして、そこで、細分化するにいたしても、大体品種で同じ程度の価格であるというものであれば、それをグループにしながらくくっていくというふうなことで私ども対処いたしたいというふうなことを考えます。ただ、このことはあくまでも共済のニーズというもののマッチしていかうという考え方でございまして、従来大きくてございしましたものをそのままにしておくというふうな気持ちはないわけでございます。事務の煩瑣の状態を見ながら、われわれとしてはできる限り細分化していくということを考えている次第でございます。また、その地域、地域におきまして、われわれはこんなふうになりたいということがございまして、そのような御意見も十分に尊重し、伺いまして、その地域地域の保険の需要にマッチしていくということを考えていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 一つのグループに分けて分類をしていくということですが、いま局長の最後の答弁にあったように、地域なりその組合の実態によつて、これはぜひ分類をしてもらいたい、そういう要請があれば農林水産省としてはこれを認めていきますか。

○政府委員(松浦昭君) そのような地域の自主的な御判断につきましては、十分尊重して設定をいたしていきたいというふうに考えます。

○村沢牧君 基準収穫量あるいは標準収穫量、この設定とその連動性について聞きたいんですけれども、

ども、果樹は、申すまでもありませんけれども、樹齢によつてあるいは管理状況によつて収穫量が異なってくる。また、同じ樹齢であっても農家間、園地ごとに差異もあるわけなんです。したがって、正確を期するなら、すべての園地において樹勢や管理状況を実際に調査しなければならぬわけでありませうけれども、この基準収穫量、標準収穫量、これはどのように設定をするんですか。その具体的な方法について御答弁を願いたい。

それが、基準収穫量は平年の収量を基準として設定されるということでありませうが、何を以て平年の収量とするんですか。

○政府委員(松浦昭君) まず、標準収穫量と基準収穫量の考え方について御説明をいたしたいと思ひますが、確かに先生おっしゃいますように、果樹の引き受けに当たりましては、基準収量を適正に設定するために、やはり農家ごとの果樹の状況、これは品種もございませうし、樹齢もございませうし、樹勢もございませうし、いろいろな条件が違つておられます。さらに園地の状況も一つ一つ違つておられる状態でございます。また、農家の栽培技術、肥培管理の状況というものは一つ一つ違つておられるわけでございますが、従来のように基準収穫量というものを非常に短時間に、いわゆる引き受けの前に集中してこれを実施するということになりますと、なかなか実態に即応した基準収穫量が設定できないという問題がございませう。

そこで今回は、われわれの考え方といたしまして、標準収穫量というものをまず設定しておきまして、それにさらにやや時間をかけまして、引き受けの後におきまして基準収穫量をさらに具体的に設定していくという二段階の方式をとらうというのを考えたわけでございます。ただ、その場合に、標準収穫量の方がおろそかになつて非常に狂ひが出てまいりますと、共済金額の設定に狂ひが出てまいります、また農家間の不公平も出る。したがって、まず標準収穫量を設定して、これは引き受け時に設定するわけございませう。

すが、その後において基準収穫量を補正的にさらに正確に設定するということがございまして、なお両者の間の連動性というものを確保しておかなきゃならぬ、これは先生御指摘のとおりであると思ひます。

そこで、この二つのむずかしい問題をどうやって解決するかということでございますが、まず第一は、やはり標準収穫量をできるだけ実態に即応した形で設定するということが必要であると思ひます。この標準収穫量は、先ほどから申し上げておりますように、引き受けの時点で設定をするわけございませうけれども、やはりあらかじめ樹齢別の標準収穫量を地域の実態に即応した形で加算成をいたしておきまして、これによりまして加入申し込みの農家ごとにこの表で当てはめて標準収穫量を設定し、金額を算定するわけでございます。ただ、これによつて引き受け事務は簡素になりませうけれども、それによつて標準収穫量があるいは基準収穫量から大きくかけ離れてくるという可能性もあるわけございませう。

そこでわれわれは、標準収穫量の設定に当たりまして二つのチェックを考へております。それは、農家間においてかなり著しい技術の格差があるといったような場合、あるいは樹体の損傷等によりまして園地ごとにやはり違いが出てくるといった場合には、それを勘案いたしまして、必ずしも収穫量表にのつて算定した収穫量ではなくて、これを修正する道をひとつ開いていきたい。これが標準収穫量をより適正に設定する道だろふと思ひます。

それからまた、組合等におきまして、信頼するに足る農家ごとの過去の生産実績があるといったような場合には、これも参酌いたしまして、標準収穫量表以外にこれらの資料も使用して、農家ごとの標準収穫量というものを設定していくというのを考へてみたいというふうに思つております。

こういふことによりまして、まず引き受け時ににおいて標準収穫量をできるだけ適正に設定すると

いうことをやりまして、さらにその上に損害評価の基準になります基準収穫量の方につきましては、年ごとの隔年結果であるとか、あるいは肥培管理の状況の差ということもございませうので、これを反映いたしますように、引き受け事務が一段落いたしました後におきまして、さらに時間をかけて実地調査を行つて基準収穫量を設定していく、こういう二段階でございませう。

○村沢牧君 標準収穫量は共済金額の基礎になる、それから損害評価は基準収穫量が基礎として決められるということに今度の改正でなるわけですから、やはり保険金の掛金の基礎になる数字と、あるいはまた損害を受ける数字とはこれは同じなら一番話がわかるんですけれども、このように分ける理由、これはどこにあるのか、この方が實際果樹の実態からいのかどうかということですね。その辺はどうなんですか。

○政府委員(松浦昭君) やや先回りして御答弁を申し上げますけれども、まず基準収穫量というものを引き受け時において設定して、その基準収穫量によつて共済金額を設定し、かつ損害評価もやるというのがこれが基本原則でございまして、農作物等はこの中でやっておるわけでございますが、何分にも果樹の場合には隔年結果その他また肥培管理の状況等にもいろいろ差がございませうので、引き受けの時点において的確な基準収穫量を設定することがなかなかむずかしいわけでございます。そこで、まずわれわれは標準収穫量というものを引き受けの時点で設定し、そこで共済金額を設定いたしまして、さらにこれを引き受けが後わたつた後に、やや組合員も暇ができてまいりますから、そのときに標準収穫量を補正する形で基準収穫量というものをきろんと決めていくという形で二段階構成にしてはどうかという御提案を申し上げてゐるわけでございます。それが二つに分けた理由でございます。

しかしながら、確かに先生御指摘のように、こ

の両者、つまり標準収穫量と基準収穫量の間にいて差が出てまいりますと、共済金額を一方で設定し、一方で損害評価の基礎になるわけございませうから、その間に連動性がなくなつていくことはまずいということで、先ほど申しましたように、標準収穫量についてもできるだけいろいろな資料を使いまして補正をするということをやりたい、そしてまた実態に合わせるように基準収穫量の方も事後にチェックをして、両者の差ができるだけないようにしていくことを考へたいというふうに御提案を申し上げてゐるわけでございます。

○村沢牧君 その提案の趣旨はわかりました。わかつておりますが、そのように分類することが果樹農家にとつてどのようなメリットがあるのかということ。掛金が少なくて損害保険金が多くなれば、こうしたことはいいでしょうけれども、しかし、こうしたことが将来の料率にこれははね返ってくる問題。逆に、掛金が高いわいあに損害保険金が少なければ農家の不満が出てくる。先ほど来私も連動性ということを言つておるんですけれども、農家にとってメリットがどのようにあると考へられますか。

○説明員(海野研一君) 確かに、いまの基準収穫量と標準収穫量の問題、実は先生の御出身地のよう

て、基準収穫量も全く同じ数字が決まるということになるかと思ひます。

ただ、問題は、先ほど先生が事務量とかそれから組合の能力とかいうことをおっしゃいましたけれども、確かにまだ全国的には、職員が一人とか二人とか三人とか、そういう組合があるわけでございます。しかも、共同出荷が相当進んできたとは申しまして、共同出荷データによって損害の評価や基準収穫量の設定ができない地域というのがまだまだ相当多いわけでございます。そのような地域でどうしても引き受け時点に基準収穫量を定めるということは容易なことではないわけでございます。その意味で、現在基準収穫量、引き受け時点を決めるということになっておりますが、なかなかそこが正確に決められないということ、私も、少なくとも今度の標準収穫量という段階で現在実際の運用として決まっております程度の詳しくは決めておきまして、それをさらにその後具体的な現地の状況によって基準収穫量にしていくというようなことで、さらに一層基準収穫量決定の精度を上げていくというふうに考えております。

○村沢牧君 このいま答弁のあったような方法によって共済掛金も決まってくるわけなんですけれども、共済掛金の見直しについて聞いておきたいんですけれども、五十六年、共済掛金の改定期になつていくわけですが、現在の情勢ではかなり掛金が上がるかと予想される。この法律が改正されたとしても、掛金に直ちに影響してくるようなメリットはそんなにあらわれてこないであろうと思ひますが、掛金の見直しはどうなんですか。

○政府委員(松浦昭君) 先生も御案内のように、多額の不足金が生じてきているわけでございますが、この果樹共済に不足金が生じたのは、やはり連年の災害が非常に大きかつたということでございまして、私も、私どもといたしましてはやや不測の事態だつたということが言えると思ひます。特に試験期間中におきましては、わりあい利率も安定し

た形で低い利率で取つておつたわけでございますけれども、その後本格実施になりましてからの連年災害を考えますと、掛金率は、地域によって一概には申せませんけれども、かなり上昇するということはやむを得ないというふうに考えられます。

ただ、今回の制度改正によりまして、新たに事故除外方式というものを導入したり、あるいは防ひようネットその他を持っているような農家にについては掛金率の割引をするといったようなこと、ございまして、一般的に掛金率が上がらないというところもございまして、全体を達観して申しますと、やはり掛金率は上がるといふことでお考えおきを願ひたいというふうに考えるわけでございます。

ただ、長い目で見ていただきますと、今回の改正によりましていろいろな手段、方法を講じまして加入率が上がつてまいりますので、さような意味では逆選択の防止といったようなことにも役立つと考えますので、長期的な目で見ていただきますれば掛金率の低減を期待し得るといふふうに考えているのでございます。

なお、近年の災害によりまして連年共済金の支払いを受けた農家の掛金がある程度上昇するのはやむを得ないと思ひますけれども、先ほど申しましたような無事故割引といったようなことで利率を調整したり、あるいは事故除外方式あるいは防ひようネットの利率の割引といったことを積極的に指導をしてまいりまして、さようなことによりまして、一般的には掛金率が上がる状態をできるだけ低い掛金で非常に大きな災害には対応できるといった形で処置をしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 これ大臣にも要請しておくんですけれども、まあ現状から見れば明年度掛金は上がる、こういうことも私も想定するわけなんですけれども、余りこの掛金が上がりまして、やはりまた加入が少なくなつてしまふという悪循環を繰り返してまいりますから、掛金の上昇率については

十分配慮をして、最小限度におさめていくということとをひとつ大臣の方からも強く指導し、処置をしてもらいたいというふうに思ひます。

○国務大臣(武藤嘉文君) いま御指摘のとおりで、掛金が余りまた上がりましてまた加入が少なくなると、こういうことになるわけでございます。その点は十分配慮していかなくやならぬと思ひますが、まあしかし、そうかといつて、やはり保険金がより多く払われていく場合には、またこれ保険の考え方からいって掛金率も高めていかなくやならぬという問題はあろうかと思ひます。ただ問題は、保険金がより多くもらえる場合には結果的に掛金もまたより高くなつても、これは承知ができるわけでございますけれども、どうも掛金ばかり掛けさせられて、ちつとも保険金はもらわぬという場合に掛金率が高くなつたのでは、これはとてもじゃないけれどもおつき合ひできないという気持ちもあるわけだと思ひます。そういう点では、今回導入予定の無事故割引という点では、私はそういう点においてはある程度そういう方々に対しては、まあ何と申しますか、少し喜んでいただけるような制度になるのではなからうかと思つておりました。そういうものも補完的にそういう制度なども入れていきながら、その辺を考えていかなきゃならないと思つておるわけでございます。

○村沢牧君 いま大臣から答弁のあった、いわゆる無事故割引ですね。この制度を取り入れたということは一歩前進であるというふうに思ひますけれども、無事故割引の内容について一、二点伺つておきたいんです。

一定の年間以上共済掛金の支払いを受けたことのない農家を対象としてこの無事故割引をするというふうな言つておるんですけれども、この一定の年間というのはいくらの期間を想定しているんですか。そのことが一つ。

三つ目には、この無事故割引の財源は他の農家が割り増しをして負担をするということに、結局、終局的にはなつてくるわけですが、これが掛金率に影響を及ぼさないかどうか、以上三点について。

○政府委員(松浦昭君) まず、第一点の一定年数とはどのぐらいの期間かというお尋ねでございますが、これは組合等の定款または条例で最終的に決めていただくつもりでございますが、省令で最低年限は二年以上というふうに決めたというふうに考えております。

第二に、割引率はどの程度かということでございますが、何分にもこの無事故割引制度は初めてのことでございまして、余り最初から農家負担の割合に高低ができてくるということが出てまいりますと問題が生ずるというふうに考えますので、大体、最高三割程度の範囲内で、割引対象農家の分布状況等、地域の実態に即しまして無事故年数のランク別にこれを定めるといふことで考えてまいりたいと思ひます。ただ、地域によりましては、かなり大幅な割引、たとえば最高五割というふうなことが考えられますが、そういうことが適当であるという御意見もございまして、今後、現実に農業共済団体等の意見も十分徴しまして、その限度というものを決めていきたいということと考えておりますが、いずれにしても余り急速にこれを入れまして、さつきから——第三点で申し上げておきたいと思つたわけでございますが、結局この割引を受ける農家と、それから連年災害をこうむりました結果、そのために利率が上がる農家との間に余り大きな懸隔ができませんと、事業の運営上問題が生じますので、その程度は十分に慎重に考えてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、ただいま先生おっしゃいますように、この無事故割引制度というのは一種の利率の個別化というふうな考えていただきたいわけでございます。いわゆる無事戻しの制度とは違つておるわけでございます。無事戻しは、連合会あるいは組合に剰余金が出ました場合に、それは無事故の農

家に返していくという制度でございますが、その点が実は違っておるわけでございます。

そこで、このような料率の個別化の一環ということでこれを考えてまいります場合には、どうしても当然のこととして連年無被害であった農家に掛金の割引を行えば、収支は常に保険業務としては均衡しなければならぬという前提に立ちますと、それは被害が多かった農家に対して料率が上がってくるということが生ずるわけでございまして、これはこの制度のやむを得ない点であるわけでございまして、しかしながら、この導入の仕方を図つて、より料率を個別化するということは、これは特に被害の少ない農家の加入を促進するという上において非常に重要なことでございまして、この無被害農家と被害農家との間のバランス状態というものを十分に配慮しながら、過重な負担にならないように十分配慮してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○村沢牧君 いま最後の答弁にあつた料金の関係ですね。こういう制度を取り入れたことによつて掛金に影響するということになれば、結局割増し負担ということになってくるわけでございまして、なかなかこの制度、組合で取り入れるかどうかというところは疑問になってくるわけでございまして、その辺の指導はひとつ十分やつてもらいたいというふうに思ふんです。

それから、今回の改正でもつて全相殺方式、半相殺方式を分類した。果樹農家で一番評判の悪かつたのは全相殺であつて、しかも足切り三割というものであつたわけですね。この面では一歩前進をしたけれども、しかし、全相殺は足切りを二割にしたけれども、半相殺は依然として三割。なぜ半相殺地域についても足切り率をもう少し下げることができなかったのかどうか。地域をさういふふうに分けるということだけで、やはり足切りも非常に評判の悪い原因ですから、この辺についてはどういふ検討をしたのですか。

○政府委員(松浦昭君) 半相殺方式の場合の足切り三割ということにしたというところについての御

意見であらうと思ひますけれども、足切りを決定するということは非常にむづかしい共済制度の問題点でございます。この場合には当然被害の発生の際であるとか、あるいは農家の自家保険能力であるとか、あるいは損害評価の難易、またその努力、あるいは道徳的危険の防止ということも考えなければならぬと、さらにもう一つ重要なことは、共済掛金の負担能力ということが非常に重要なポイントになってくるというふうなことを考へるわけでございまして。

果樹共済につきましては、現在の掛金率の水準がかなり高い状態でございます。先ほども申し上げましたように、最近の被害の実態から申しますと、どうしてもある程度料率を上げなければならぬというところでございまして、もしもこのようにな形で半相殺を実施し、かつ足切り率も下げるといふことをいたしますと、かなり料率が上がるといふ側面がございまして、したがひまして、われわれとしては、半相殺の場合には三割で足切りということにいたしましたのでございまして。

ただ、このような半相殺の三割支給につきましては、損害の発生の際によりましては、現行よりてん補率が下がらぬんじゃないかという御議論があるのかと思ひますけれども、これには、増収園地の分につきましてはカウンタしないので、現行の全相殺よりも共済金の支払いの機会が増大するというメリットがございまして、また何と申しまして、損害評価が、増収分を見ないということになりますから非常に省力化できまして、その精度の向上もできるというところがございまして、また先ほどから申しましたように、共済掛金率の上昇もある程度まで抑えることができるというふうな点を考へて、またその共済金支払いについての農家の公平感というものを考へますと、足切り三割ということが妥当な線ではないかというふうに考へたわけでございまして。

なお、つけ加えて申しますと、従来までは全相殺で足切り三割でございましたが、全相殺の場合

には足切り二割ということの下げておりますので、そのバランスも考へたということでございまして。

○村沢牧君 足切り二割と三割の格差ですが、損害の発生の際によつても考へたということでありまして、この発生状況の中で、二割から三割の間における被害率のどのくらいになつておるか。それから半相殺地域の足切りを三割以下にするとするれば、掛金にどのくらいに影響するのであるか。具体的にひとつ答弁してください。

○説明員(海野研一君) 現在の制度が三割以上のものに對して共済金を支払うということになつておりますので、私も現在果樹共済について、二割と三割の間のデータというものは、申しわけございませんが、持ち合わせがないわけでございまして、したがひまして、これをいじつた場合に何%動くかということをはつきり申し上げられないわけでございまして。ただ、かつて水稲につきまして、一筆単位から半相殺導入の際に考へた場合、あの場合は半相殺三割と半相殺二割とで七割から八割の掛金の差が生じたという一例がございまして、それにもかかわらず、足切りを一部は、一つの方面は二割にし、一方は三割にとどめたという、これは余りにも無責任であつて、説得力がないと思ふんです。それが掛金にどう影響するかもわからない。それでは半相殺の地区は、なぜもう少しこの足切りを下げなかつたかということになる。そんなことで、あなたたち専門に共済をやつておつて、そんなことじゃ説得力ないですよ。ただ何となくやつたんですか。

○説明員(海野研一君) いえ、半相殺につきましては従前も三割でございまして、今度も三割であるわけでございまして。ただ、全相殺につきましては……

○村沢牧君 それは知つてよ。

○説明員(海野研一君) 確かに、三割から二割に下げるといふことにつきましては、これはその場合の掛金への影響というものは考へなければなら

ないわけでございまして。確かにおつしやることを踏み切るのには問題かもしれませぬけれども、ただ全相殺につきましては、今回ロススタートといふことを考へて考へますと、二割にいたしまして、もそれほど大きな掛金の上昇を招かないであらうというふうなことを考へまして、二割を御提案しているわけでございまして。

○村沢牧君 私が言つてゐることは、全相殺を二割にしたことが問題じゃないんですよ。そのことは私も承知して、結構なことですよ。半相殺を、なぜ三割から下げるのができなかったかを、データによつて検討したんですか。半相殺をもう少し下げるとすればどれだけ掛金に負担しまして保険料はどうなるかというのを計算してこういうことになつたのか。さつき水稲の場合もお話があつたんですけれども、水稲の場合はかつてこういう方式であつたけれども、現在は御承知のとおり全相殺は一割ですね。半相殺は二割ということになつて違つてきているんじゃないですか。データがなくてやつたんですか、そんなことを。

○政府委員(松浦昭君) 足切りの率を決めます場合に、もちろん掛金の国庫負担、掛金の農家負担の状態も十分勘案しなければならぬということでは先生おっしゃられるとおりでございます。その間のデータを十分に調べていないかというところは確かに問題があるかというふうなことを考へるわけでございまして、われわれは、まず全相殺の場合には二割ということ、従来全相殺をやつておりました地域につきまして、全相殺をやつておつた事態に對しましては足切り率を下げるということ考へてまいりました。その場合のバランスを考へますと、どうしても半相殺の場合には、それだけやはり掛金率が上昇するということは当然のことと考へてございまして、全相殺二割といふことと半相殺三割といふものがほぼ同じ程度の掛金の負担になつていくと、率としては同じじゃないかという判断のもとにそのような設定をしたというところでございまして。

○村沢牧君 まあ検討するデータがなかったというか、検討しなくてやったということになれば論議しても答弁になってこないですから、これ以上答弁は求めませんけれども、いずれにしても、将来の問題として、半相殺地域においても足切り率を下げるべきでないのかどうか。これはデータに基づいて検討しなければいけない。過去の被害の態様によって、そのことが掛金率にどういうふうに影響してくるか、そのくらいの検討をしないか、無責任ですね。もう説得力ないですよ。まあいいです。それは答弁を求めた上でそれ以上出でさせませんから、これからの問題として検討してください、いづれかの機会に私はまた質問をいたしますから。

それから、事業分担の制度も改正しようとしているわけでありませうけれども、手持ち責任を一部から二割に拡大する道を開こうとしているわけですね。このことは、災害の発生が少ない組合においては運営がよくなる。しかし、災害の発生がしよつちゅうあるところや、一度に大きな災害が来た場合においては、組合の負担もなかなか大変になってくると思ひますが、このままストレートにやうていいのかわかるか。

それから、加入の促進が図られる場合にはこういう制度もいじらうけれども、現在のようないつて情勢でこんなことをやたら、またかえって組合が負担をしよい込むことになってくるのではないのか。

それから三つ目には、現在組合は経営が困難でかなり削減支払いをしているんですね、せっかく皆さん方がいま、改正されたらデータによって掛金もつくる、あるいは損害があつたらこれだけ人補しますというものをつくるけれども、組合の財政が悪ければそのとおりにかないんですね。いわゆる削減支払いだ。一体削減支払いの実態はどうなんでしょうか。以上三点について。

○政府委員(松浦昭君) まず、削減支払いの現状から御説明を申し上げますと、昭和四十八年度の引き受けから昭和五十二年の引き受けまで五カ年間の組合等の削減状況を見ますと、収穫共済では共済金支払い組合等数延べ四千三百八十組合の中で五六%に相当する延べ二千四百五十一組合等が削減を実施しております。その金額は組合等の責任分、これは一割でございしますが、これが三十九億円でございしますが、そのうちの六一%二十四億円で削減されているという状態でございします。

それから樹体共済でございしますが、共済金支払い組合数延べ四百七十四組合の中で四四%に相当する延べ二百十三組合が削減を実施しております。その金額は組合等の責任分の一億円のうちで六千二百万円六三%ということになっております。つまり、末端の組合ではかなりの削減率だといふことを言わざるを得ません。

そこで、先生お尋ねのように、確かに末端の組合に大きな責任を持たせると、そのために異常な災害が生じた場合には、当然組合がこれに対応できなくて削減をかなり頻度多くやらなきゃならぬという状態ができてまいりました。そのために組合員に迷惑がかかるという状態が起ると思ひます。しかしながら一方におきまして、やはり組合にある程度まで責任を持たせればそのために加入率もまた上がってくる、また一生懸命に指導もする、損害評価もきちんとやるという側面もございします。この二つの面をどうかみ合わせるかといふことが、が、今回の手持ち責任をどうするかという問題にかかわつてまいらると思ひます。

私ももともといたしましては、現在の果樹共済の現状から申しますと、必ずしも組合に歩合の保険としてかなり多くの手持ち分を持たせるといふことは危険であるという考えを持っております。そのためには、やはり削減等がなるべくない状態にした方がいいという考えは一方においてあるわけでございますけれども、しかしながら、組合の中にはやはり優良な組合もございまして、かなり手持ち責任を持っても一般事業を遂行できるというところがございますので、私もとしましては、先ほど御説明いたしました広域合併組合百六十

ございますが、この中の優良な組合につきましては、やはり二割程度の歩合の責任を持っても大丈夫ではないかというふうに考えまして、一割から二割の選択制という形で、優良組合には手持ちの保険責任を増すということを考えたわけでございます。当然この場合には、十分、組合の実態等も勘案いたしまして指導してまいりたいといふふうに考えておる次第でございします。

○村沢牧君 削減支払いが全組合の五六%もあるといふことは大変問題だと思ひますね。だって、規定によつて掛金は掛ける、損害があつたら、規定に基づいて損害のてん補をしてもらうのが保険でしょう、しかし、組合の経営状態が悪いからといってそのとおりには払えませうというところじや、ますますこの果樹共済は評判が悪くなつちゃうんだよね。いかにしてこんな削減はなくなるようにしていこうとするんですか。いまお話があつたように、一割から二割に負担を、組合の責任をさらに上げればますますこういうことが出てくるんじゃないですか。

○政府委員(松浦昭君) もちろん、先生も御案内のように、九割の分については国と連合会が持つておりますので、共済金の支払い等に当たりましては相殺を行うのは一割の分だけでございしますが、それにいたしましては、削減状態が常に生じるといふことは適当ではないといふふうに考えます。私ももとしましては、できるだけ共済事業全体を安定するといふことが必要であると思ひますので、その意味では、加入率を増加させまして、できるだけ組合に剰余金が残るといったような状態を表現しまして、それによりまして削減をしないで済むといふ事態をつくりたいと思ひます。また、共済基金から融資を受ける等の措置をとりまして、いわゆる時間的な経過によつてこのような削減をカバーしていくことも考えられます。さうな指導はいたしてまいらるつもりでございますが、やはり基本的には、先ほど申しましたように、組合の責任というものを上げます場合にも、それはあくまでも組合の判断に基づ

いて、しかもその場合にはできるだけ組合としての経営基盤がしっかりしたところに歩合責任をよけい持たせるという形で対処していくことが適當であるといふふうに考えておる次第でございします。

○村沢牧君 組合の情勢、経営状態も大変であります、連合会もかなりの厳しい運営をしているところがあるんですね。一体この連合会の実態はどうか。時間がありませうから、特徴的な問題について御答弁願つて、その対処についての方針を開きたいんです。簡単にいいです。

○政府委員(松浦昭君) 御案内のように、果樹共済の連年災害によりまして、御指摘のように、連合会にもかなり不足金を生じているところがございます。まして、三十六連合会で十三億九千九十七万円、樹体共済では十八連合会のうちで八連合会約四千万円の不足金が発生していることは事実でございます。このようなことで、連合会の段階の収支が必ずしもよくないといふのが果樹共済の実態でありますけれども、やはり今後ともこの制度等の改正を機にいたしまして、安定的な経営を図る、そのためには何と申しまして加入率を上げるといふことによりまして、栽培農家の御協力も得てこの事業を安定させることによつて長期的には不足金の解消といふことに努めてまいりたいと思ひます。ただ、暫定的な措置といたしましては共済基金等の融資もございしますので、それによつて対応していくといふ考えでございします。

○村沢牧君 私は次は家畜共済について、二点お伺ひいたしました。川村委員の方からこの問題についてはお聞きをいたしますが、家畜共済も、牛、馬については七、八割が加入している。しかし豚は極端に悪い。まあ牛、馬についても、全体的なバランスを見れば必ずしも全部がいいというわけではない。この豚の加入促進をどのように進めていくのかということ。

それから、家畜共済の評判が悪いといふことは、せっかくこの共済掛金を掛けても、損害があつた場合において支給されるいわゆる共済金額というのはわずかに四割か五割しかないんですね。一

頭いま三十万も五十万もしている牛は、事故があつてもその四割か五割しかこのてん補がならない。これは評判が悪いですね。この問題についてはどのように改善をしていくんですか。

以上二点。

○政府委員(松浦昭君) まず加入状態でございませうけれども、確かに牛、馬は七、八〇%の加入率を確保しておるわけでございませうが、中家畜はそれほどの加入率になっておりません。率直に申しまして、種豚で一八・二%、肉豚で五・一%という状態でございませう。これはやはりこのような養豚農家というのはかなり経営規模も大きゅうございませうし、また一頭当たりの価格がそれほど高くございませうので、そのために経営の中である程度まで危険が分散できるということから、保険需要がなかなかわき起らない、そのために加入率が低いのではないかと、大きな被害が起りましてそのために養豚農家に大きな被害が生ずるといつたような場合には、やはり国の政策の面から申しまして、保険に掛けておいていただくということが必要であるわけでございまして、今後ともこの加入率は引き上げていかなきゃならぬというふうに考えております。今回、肉豚でございませうが、制度の改正もございまして、共済掛金率の国庫負担も増したのでございまして、さようなことを契機に、今回はひとつ家畜共済につきましてもぜひとも加入の推進の事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、共済金額が平均いたしまして約四割ぐらゐにしかならない、そのために、被害が起りましてもてん補の度合いが少ないうえに魅力がないのではないかと御指摘でございませうが、確かに国庫割合が低いということは事実でございませう。しかし、これにつきましてはいろいろと年々の指導によりまして国庫割合もふえておりまして、特に牛につきましては毎年一百万ぐらゐずつの価格の上昇というのを見ていますのでございまして、今後ともこの点につきましては、加入の

促進に当たり特に病傷あるいは死産ともに必要でございませうが、特にその中でも病傷共済につきましては、いろいろと獣医さんあるいは家畜診療所等の活動もあわせて、いかに共済というものが必要なものであるかということに十分に趣旨徹底をしながら加入率を上げ、かつ共済金額を上げていくということに努めていきたいというふうに考える次第でございませう。

○川村清一君 関連して、家畜共済につきまして二、三お尋ねして質問を終わりたいと思ひますが、一括して申し上げます。

第一点は、これは五十三年度の審議のときに、私いろいろ質疑の中で意見を申し上げたんですが、現行法によりまして、家畜共済の掛金の国庫の負担割合ですが、牛は二分の一、馬は五分の二、種豚は五分の二、肉豚は三分の一、こういうような点でございまして、この点につきまして、牛と馬が違ふのはおかしいじゃないか、牛と馬は同じにするべきじゃないか、種豚と肉豚も同じにするべきじゃないかというのを強く申し上げましたら、今度改正案では馬が牛と同じように二分の一になった。肉豚も種豚と同じように五分の二になった。意見を申し上げたのが取り上げられたことを評価いたします。そこで大臣、このように委員会委員が熱心になっていろいろ議論をしているわけですが、村沢委員が二時間にわたっている意見を述べておると、こういふようなことが一つ一つ、一遍にできなくても、財政問題がありますから一遍にできなくても、こういうふうの実現されていくようにひとつがんばってもらいたい、この点は非常に私、評価しているわけです。こういうような考え方で今後とも行政を進めていただきたいということを強く要望しておきます。後で大臣の御見解をいただきたいと思ひます。

それから第二点でございませうが、これは五十三年度のときの附帯決議の中にあるんですが、家畜診療所の整備、これをしっかりしなさいということ。といいますのは、家畜診療所の設備として医療機械が非常に整備されておらないわけです。そ

こで、医療機械の整備のためにもっと力を入れなさいということをお願いしたわけでありませう。

それからもう一つは、診療点数の改定であるとか、獣医師の待遇改善を配慮してもらいたいということも附帯決議につけてあるわけでありませう。と申しますのは、現在家畜診療所の経営が非常に赤字経営になっているわけなんです。これではしつかりした診療もできませんので、診療点数を改定するとか獣医師の待遇改善にもっと力を入れてもらいたい、これを附帯決議としておりませうが、その後どのように進められておるかをひとつ御回答いただきたいわけでありませう。

それからもう一つ、これも附帯決議の中に入れてあるんですが、生産共済を制度化するように検討してもらいたいということ。この生産共済というものが、いろいろこれは問題があると思ひますが、結局牛、豚の死産であるとか、あるいは馬でありますという明け二歳になってから保険の対象になるわけですが、その以前に死亡するというような事故もあるわけで、こういったような保険の対象にならないものも対象にするように検討してもらいたいというのを要望をつけてあるわけですが、これに対してどのような検討をなされておるのか、これもひとつお聞きしたいと思ひます。

それから、最後でございませうが、家畜は、いわゆる損害が発生してから補償措置をする、これが農業災害補償法のたてまえであります。そこで、これはほかの農産物と違ひまして、家畜の方は生き物でございませうから、けがとか何かは別にいたしまして、疾病のために死亡するというのは非常にあります。それから、人間と同じように死なないように病気の予防措置というものがなされなければならぬ。家畜の疾病の予防措置というものがどのようになされておるのか、ここに力をもつと入れるべきじゃないかというのが私の意見でありますので、それに対する考え方をひとつ示していただきたいということでありませう。

特に申し上げたいのは、私は北海道は日高の産

でございまして、日高というのは日本一の競争馬の産地でございませう。二、三日前後花賞の競馬がありませうが、あの競馬で優勝した馬も私の町から出ている馬でございまして、そういう地域であるということもまずひとつ頭に入れてもらいたい。そういう立場で私がこれから申し上げるわけでありませうから、御検討をいただきたいと思ひます。

この競争馬の種馬は非常にこれは高いのであります。やはり常に改良していかなければよい馬が出ませんので、それでイギリスであるとかフランスであるとか、アメリカであるとかというところから種馬を輸入いたしますが、一頭、現在は四億だ、五億だという非常に高価な馬が来るわけでございませう。そこで、人間の世界でもそうでございませうが、世界の交流がもう激しくなつたと、要するに交通が非常に便利になつて地球が小さくなつたと言つてはおかしいですが、それほど人的交流が激しくなつた。そういう結果、さらにまた高度経済成長の中で工業がどんどん発展しまして、その結果公害による奇病ですね、いままでかつてないような病気が出てきているわけです。それで、人間の世界でもこれはわからないんです、何の病気なんだか。といったようなことが、あるいはスモン病であるとかあるいは水俣病であるとかといったような、こういう病気がなつておる。と同じように、家畜の世界、特に競争馬の世界には非常にあります。外国から馬が入ってきますから、いままでかつてないような病気がある。何の病気だかわからないわけですね。そういったようなものに対応して予防措置ができるとかなんとかという、こういう技術が必要になつてくるわけでございませう。

そういうわからない病気のためにそういう高価な馬が流産をするとかなんとかということでも多大の損害を受ける。しかしながら、その共済金額というのは何億なんという馬にそんな共済金額がかかるわけがないですから、今度改正になつて一般の馬は百十九万二千円まで共済金額になると、そ

れから種馬になりますと五百十四万五千円までが共済金額になるといったような、こういうふうなふうに改正されたようで、これは結構でございますが、これらの問題でとても解決するものでございませぬ。

そこで、私のこれから申し上げることはどういふことかという、これは本当に特殊産業でございますので、全国的な問題でございませぬが、日高あたりの軽種馬生産をやっておる牧場主あたりが強く要望されておることは、この地域に家畜衛生研究所といひますか、そういうものを研究するものをやつてもらいたい。本来ならばこれは文部省所管で、たとえば北海道は帯広に畜産大学がありますから、この畜産大学がこういう地域にそういう研究所を設けてくれればいいけれども、なかなか文部省ではこれはやる気があつても財政的に力がなくてできませんが、そこで、農林省、あるいは競馬が盛んになって多大にもうけておる中央競馬会、これは国庫納付金に中央競馬会から恐らく昭和五十五年度は千五百億、それ以上ぐらゐの金が国庫に入つてゐるはずで、千五百億国庫に入るといふことは、馬券の売り上げが一兆五千億あるといふことなんです。競馬法によつて馬券の売り上げの一〇％が国庫へ入るわけですから、そうすると一兆五千億という以上の馬券の売り上げがあつた。この間の桜花賞だけで一日で百億近い九十何億。これがダービーであるとかあるいは天皇賞なんかの競馬になると、有馬記念競馬なんかになると一日百五十億ぐらゐの馬券が売れてゐるわけですね。それがばくばくと一〇％は中央競馬会へ入るわけですから、そこであんな発馬機なんといふああいう問題、KDDと同じような問題が、こんなにはばくばく金が入るから出ているわけなんです、そういうような金を、いま言ったような家畜のそういう医療研究所をつくるようなものに使われるような指導なり――まあ国がやつてくれれば一番いいんですが、国も簡単にお金がないからできないでしょう。そういうような措置を考えてもらえないかどうか。これは検討してしるべき問題

題だと思つて問題を初めて提起したわけでありまして、ここですればやりやすうとかやりませぬとかという答弁でなく、十分これは検討すると、あなたのおっしゃる点はよくわかつたから、そういう点に向けて検討するといふことだけ、ひとつ大臣なりあるいは局長から御答弁をいただいて、私の質問は終わります。

以上です。

○国務大臣(武藤嘉文君) 基本的な問題について私からお答えをさせていただきます。

先生御指摘のとおりで、ほとんど毎年と言つていくつらゐの農業共済制度について議会に私どもから法律の改正を御提案をし、本当に真剣に御討議をいただいております。大要私にはありますが、いふことであると思つております。農民の経営安定のために、災害が起きたときにやつぱり救済できる制度といふものはより充実したものにしていかなければならぬことは当然でございまして、いろいろ附帯決議で御決議をいただきましたことに對しても、私も率直に受けとめまして、從來からも一生懸命努力をしてきたところでございまして、これからも、こういう制度といふものは常に完全なものといふのはなかなか一度にはできないと思つてございまして、できる限りより完全なものに近いように私も努力をしていくべきであり、そして法律にも、国の再保険その他いろいろと私どもが責任を政府として負わなきゃならぬ点も十分承知をいたしております。国としてもこういう制度が円滑に行われるようにできる限りの努力をしていかなければならぬと、こう考えておるわけでございまして。

○政府委員(松浦昭君) 大臣が御答弁なすつた基本に沿ひまして、私も私がやつてまいりましたことを申し上げたいと思つてございまして。

まず、附帯決議にもございまして家畜診療所の整備についてでございますけれども、この点につきましては、まず昭和五十四年度から五十五年計画で、基幹的な診療所について設備強化を行うといふことにいたしております。先生御指摘の診療

機械、これにつきましてもかなり充実した形で予算を組みまして、五十五年度予算におきましても一千四百六十九万九千円を計上いたしてゐる次第でございまして。

それから、診療点数、これはもとより、獣医さん方の待遇の改善、さらには設備の強化のために必要なものでございまして、これにつきましては、從來から共済掛金標準率の改定に合致して実施するといふことでございまして、次期改定期でございまして五十六年には、前回の改定、五十三年度以後の人員費及び診療用機械器具等の直接費の動向も反映いたしまして、改定をいたしたいといふふうに考えております。

それから、獣医さんの待遇一般でございましてけれども、これは適正な診療点数の設定のほかに、家畜共済特定損害防止事業あるいは家畜共済地域対策事業等におきまして、獣医師さんの雇入れの日当といふものを引き上げたいといふふうに考えておる次第でございまして。

それから、牛の生産共済の問題でございまして、これも附帯決議の中に入つておるわけでございましてけれども、御案内のように、農業災害補償法の施行後に、牛馬の胎児と生後六カ月未満の子牛、それから当歳馬を対象とする生産共済を実施しておりましたけれども、どうも保険の加入が芳しくありませんで、これを四十一年をもつて廃止したという経緯がございまして。しかしながら、昭和四十七年以降に多発した牛の異常産を契機といたしまして、種々の事故がございまして、やはり生産共済が必要だといふ声も高まっておりますので、五十一年度からその保険需要と危険率算定の基礎資料を得る目的で調査を行つておりまして、五十四年度からは、これまでの調査結果に基づきまして、比較的保険需要の多い肉用牛につきまして、制度試案によりまして試験調査を行つてゐるという段階でございまして。このような調査を実施しておりますので、過去のような逆選択を招かないといふ見きわめをつけまして、ひとつこの調査の結果も踏まえましたところで、生産共済の再開

をするかどうかといふことを検討してみたいといふふうに考えている次第でございまして。

最後に、先生御指摘のとおり、病気が起こつてから共済金を支払ふ、あるいは診療によつて共済金が支払われるといふことよりも、むしろやはり飼養管理なりあるいは予防といふことが非常に重要でございまして、このために、加入頭数の少ない地域につきまして、あるいは共済掛金率の高率な地域におきまして、いわゆる家畜共済地域対策事業の一環といふことで予防衛生の事業もやつてまいつておるわけでございまして、この点につきましては、五十五年におきましても所要の予算を組んでおりますので、さらに予防衛生も否めまして、十分な地域対策といふものを実施してまいりたいといふふうに考えておる次第でございまして。

○委員長(青井政美君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時二十七分開会

○委員長(青井政美君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、下田京子君が委員を辞任せられ、その補欠として立木洋君が選任されました。

○委員長(青井政美君) 休憩前に引き続き、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○降矢敬雄君 今回の農災法の一部改正なんかんずく果樹共済につきまして御質問を申し上げるわけでありまして、農災法が創設をされてから今日まで、農家経済を維持、発展をさせるためにこれは農政の大きな柱として多大な貢献をいたして

まいりましたから、私ども大変重要な一つの農政として期待をいたしております。

なかなか果樹共済は、創設をされて日も浅いし、その成熟度から見ますと大変不安定な要素を抱えており、心配をいたしております。そういう特に共済財政も厳しいと思われる中で、今回の改正は大変農家サイド、生産者サイドから見ても期待をされておる向きが多いわけでありまして、また中には、なかなか知恵をしぼられて、たとえば集団加入奨励金とか割引制とか、まあちよつと異論もありますが、足切りのいろいろの操作とか、なかなか知恵をしぼられておられます点、大変厳しい中で御努力をいただきまして、私はまず最初にこの御努力を多いたしたいと思ひます。けれども、大変果樹共済制度は不安定な要素を将来に向かって抱えておりますので、これらを中心にして、また私どもの期待も含めまして御質問を申し上げたいと思ひます。

どうしても果樹制度をいろいろやってまいりました際に心配になります点はその不安定であります。実は国庫の支払い財源の不足の繰り入れ法等も、四十八年創設以来、五十一年、それから本年二月に繰り入れ法を議決をしましたけれども、今日までのいわゆる支払い財源の赤字累積額は再保険においてどのくらいになりますか。いわば赤字というのはいちよつと語弊があるんですが、収支の不均衡はどのくらいになりますか。それから果樹共済においてはどのくらい、それから組合ではどのくらいの推定になりますか。正確な数字でなくとも結構ですから、その辺のあり方につきましてまず御説明をちょうだいしたいと思ひます。

○政府委員(松浦昭君) 果樹共済につきましては、昭和四十八年の引き受け以来五十三年の引き受けまでの六十年間、この間の再保険段階におきまして累積の不足額は二百六十六億六千三百九十三万円ということになっておりまして、これは本格実施以来、まことに残念なことでありまして、連続して異常災害が発生したということ等に基づくものでございます。また連合会段階でございます

が、昭和四十八年度の引き受けから昭和五十二年度の引き受けまでの五十年間の連合会における累積の不足金でございますけれども、収支共済におきましては、実施四十三連合会のうちで三十六連合会が赤字を持っております。その累積の赤字の額は三億九千九百九十七万円、また樹体共済におきましては、実施十八連合会のうちで八連合会が赤字を持っております。その累積の赤字の額は三千九百九十一万円ということになっております。なお、組合段階でございますが、組合段階の収支の実績で見ますと、収支共済では千五百五組合等のうち収支相当の組合が二百九十二、余剰のある組合等が四百八十八、剰余額が七千三百万円、赤字の組合等が三百二十五、不足額が一億九千九百九十四万円、また樹体共済におきましては延べ引き受け二百六十八組合のうち収支相当の組合等が二百一、余剰のある組合等が二百三、剰余金二千九百九十四万円、赤字の組合等が四百四十四、不足額五百九十四万円ということになっております。

○降矢敬雄君 これは相当なものでして、いろいろの面に尾を引かなければいけないという心配は当然これ持つわけでありまして、大体保険事業ということには、先ほど局長が言われますように、収支相当の原則というのがございます。ところが、この農業災害には収支相当の原則というものは別な要素が加わって、やっぱり政治的な保護政策的な面がありますから、これを収支相当の原則でどうするかという、結局国庫負担が多くなる、そういう理解をしてもいいのではないかと。増長があるということで大変これはむずかしい面が含まれておりますけれども、やっぱりこれは収支相当の原則、これは政府も含めて今後どのように取り扱っていくかということとは強い期待を持っております。あえて私はこれをどうするか、いま聞いてもどうにもなりませんけれども、それらを含めた上での収支相当というものを十分やっていく、特に組合の一億二億近い赤字等につきましては十分な指導が行われますように、削減支払い等が減少されますようにこれは期待を

いたしておるわけでありまして、そこでもう一つは、相対的に、裏腹に加入率の問題を当然伺っておかなければならないわけでありまして、特に私はこの際、平均加入率、それから、特に高い県、低い県、これらにつきまして、ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、桃、この大きな五品目について一応お知らせをいただきたい。

○政府委員(松浦昭君) 加入率につきましては、果樹共済の最も重要なポイントになるわけでございまして、平均的な加入率は年々上昇いたしております。五十四年度におきまして収支共済で二六・四％、樹体共済七・七％ということとで、決して芳しい状態ではないわけでございまして、もちろん、この率は一般的な率でございまして、樹種あるいは地域によって先生御指摘のとおり差が見られるわけでございまして、温州ミカンにしましては和歌山県が高うございまして、これに五四・一％でございます。静岡県が低うございまして七・八％という状態でございます。リンゴは総じて一般的に高いわけでございまして、青森県が特に高うございまして六四・三％、山形県がやや低い状態である二二・九％ということになっております。ナシも一般的に高い部類でございますが、このうち鳥取県が非常に高うございまして七〇・六％という加入率で特に高うございまして、やはり低いところもございまして、埼玉県の二六・二％といったやや低目のところもございまして、ブドウは岩手県が高うございまして五三・九％という状態になってございまして、低い方では岡山県が低い状態でございますが、こゝでは一〇％という状態でございます。桃は一般的に低い状態でございます。最も高い福島県でも一八・九％、岡山県は三・六％という状態でございます。

きましては、当該地域のいろいろな実情によりまして変わつてまいらざるを得ないと思ひますけれども、一つは団体が非常に熱心に、特に出荷組合等も通じながら一生懸命加入を推進したというふうなところもございまして、やはり私も聞いておりますのは、どちらかと申しますと、果樹の専門的な農家というものがなかなか加入に消極的であるというふうなことも聞いてございまして、いま申し上げた県の動向から必ずしも画一的に申し上げる状態ではございませんけれども、どちらかと申せば、本来果樹農家の中で専門的な方々が多いような地帯がもうちよつと入つてもいいんじゃないかというふうな感じを持つわけでございまして。

○降矢敬雄君 いわゆる専門にやっております優良農家の加入率が大変思ひやうくないというところは、これは大変心配が多いわけでありまして、よく保険制度の悪循環というのを言われます。特に優良農家が比較的遠慮を、そつぽを向くという制度が――これは全部そつぽを向くならば共済制度はなくてもいいわけなんです、なかなかそうはいらない。であるとする、やっぱり収支の不均衡がいろいろの意味で掛金率の増長にもつながりますし、逆に優良農家にそつぽを向かせることにもなりませんし、平均被害率がまた高くなる結果を招く。どうもこの点大変むずかしい問題を、あえて言うならば制度の危険性さえも感じるようなひとつの不安を持つわけでございまして、この点の果樹共済の制度運用、そういう面から見まして悪循環と、もう判断をされておりますか。その点の御見解はどのようにいま局長としてはお持ちでございまして、私見でも結構ですから率直に……。

○政府委員(松浦昭君) 冒頭に私御答弁申し上げました現在の果樹共済の収支の状況につきましては、やはり基本的には、制度の本格的な実施でございまして昭和四十八年度から連年異常の災害に見舞われたということが大きな原因であつたというふうな考えをございまして、やはり、やはりたゞいま先生おっしゃられますように、本来われわれが期待をしておりますところの専門的な果樹

農家というものが余り加入を進んでしなないという状態がございまして、やはり一種の逆選択と申しますか、そういう状況に陥っているのが一つの原因であるというふうに考えられるわけでございまして。やはりこのような悪循環を断ち切るということが非常に重要でございまして、そのよって来るところは、やはりこのような農家の保険需要にマッチした形で制度が必ずしも仕組まれていないという点に問題があるのかというふうに考えますので、今回の制度の改正をお願いしているという次第でございます。

○降矢敬雄君 私どもは今度の改正を見ましても、いま局長が言われますように、やっぱり農家のいろいろの実情に合わせて加入率をふやしていくという大きな期待を持ってそれぞれ改正をされたように判断します。したがって、その努力を多とするわけでありますが、改正されましたものにもいろいろ問題点なしといたしません。

改正につきましていろいろ質問をするわけですが、まず最初に、今度新たに採用されました選択制、これは特に私は北海道とか九州とか、いわゆる九州は暴風雨、北海道は雪害等、一律的に受ける災害というのは、特に、先ほど長野の村沢委員からも御質問がありましたように、この中部地方の災害とは大変微妙な災害の態様を持っていると思うんです。そういう中で、大変これも問題があるんですけれども、現在のこの選択の導入は当然優良農家のニーズに特に沿っていくとするねらいだと思ふんですけれども、さて、この中でどういような災害をまず選択制に任せるのか、またこれから将来どのような選択を加えていくのか、この辺の御見解、見通しはいかがでございませうか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま先生もおっしゃられますように、私どもでもできるだけ専門的な果樹農家もこの共済制度に加わってほしいという気持ちを持っておりまして、そのような方々をも軸といたしまして加入率を高めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、そのためには、やはり掛金ができるだけ安くて、しかもこの

ような専門的な農家の方が本当に恐れておられる異常にひどい災害、これを選択的に共済事故とするという制度も一つの大きな柱になり得るんじゃないかというふうに考えておるわけでございまして。

そこで、この共済事故の選択制でございますが、もちろんこれはオールリスクの制度である現在の制度を基幹といたしまして、それに補充する形でこれを実施してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、現在のところは暴風雨による被害を選択的な事故ということで選べることになっているわけでございまして。しかしながら、さらにこれに加えて私どもも今回考えたいと思っておりますのは、ひょう害による事故でございます。さらに、将来検討を加えてまいりたいと思っておりますのは、特に専門的な農家で防除技術の自信がある方、そういう方が進んで入ってくださるというのを期待いたしまして、いわゆる病虫害を除外した形での選択的な共済事故という制度も考えてみたいというふうに考えております。さらに暴風雨とひょう害をセットにいたしました災害ということも選択制の対象になり得るのではないかとこのように考えている次第でございます。

○降矢敬雄君 実は私どもも山梨県は果樹王国と言われているのですが、ひょう害、凍霜害、寒害、これを三つの災害の王様ということがずうっと前から言われておるわけです。そこで、比較的収獲も高い技術を持ってきておりまして、まあ優良農家が比較的多い地域だと思ふんですが、このひょう害、凍霜害、寒害はどうしてもこれは防げない。そこで、ひょう害は今回選択制になっておりますが、凍霜害、寒害につきましてはこれは可能だとお考えでしょうか。これはどうももうだめだというふうにお考えか、率直にいかがですか。むずかしいとお考えですか。むずかしさはわかるんです。

○政府委員(松浦昭君) 午前の御審議におきましても、私、村沢委員の御質問にお答えいたしました

て私どもの考えを申し上げたわけでございまして、いわゆる新しい枝ができてくる時期あるいは花が咲く時期の前後に凍霜害が起こるというようなことが起こりますと、やはり受精障害なりあるいは枯死といったような事態が起こりまして、いわゆる樹体に被害が起こってまいるのでございまして。この樹体の被害はその時点だけの被害でございまして、その後におきまして実がなり、ございまして、その後におきまして実がなり、そこで着果いたしましたものがほかの被害によってやられました場合にも、樹体に損傷があるために凍霜害とミックスした形でほかの被害が起こってくるということがこの凍霜害の特色でございまして、これをうまく分割して評価することができれば、共済事故との相当因果関係というものを追求でき、その間に一定の共済事故について明確に損害が把握できまして、この結果共済金を支払うということができるようでございますが、残念ながらそのような分割の評価の手法というものがまだでき上がっておらないわけでございまして。そしてまた、この手法というものは私どもの現段階の研究では非常にむずかしいものであるというふうに考えております。

このようなことで、凍霜害とひょう害とは相当違うわけでございまして、寒害につきましても、同様に樹体に対する影響というものが大きい被害でございまして、他の損害と分割してこれを評価するということがなかなか容易ではないものでございまして。したがって、せっかくの先生のお尋ねでございまして、この問題は技術的に非常に難点が多いということから、今後の研究課題というところでさらに詰めてみたいと思ふわけでございまして、きわめて困難な課題であるというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

○降矢敬雄君 まあ局長は、きわめて困難だと大変遠慮をしながら、そのぐらいじゃどうも不可能に近いというふうなニュアンスにも受け取れるわけなんです、実は私はどうもこれは不可能に近い。いま局長の言われるように、いわゆるこれが凍霜害のみによって行われた被害であるという

ふうに独立をしてはじき出すということはこれは大変困難なんです。これは独立してはじき出すとしていてからなかなか困難であって、これから一歩外れますと私は決してこれは困難ではないんじゃないか。というのは、たとえば、これは冒頭私は大変知恵を働かしていただいたと。これは知恵を働かすところではないかとこう思ふんですが、現実に凍霜害というのはこれは被害の対象になっている。そうすると、じゃあいままでの凍霜害の被害はどうしたんだかという疑問にも突き当たりますから、不可能とかむずかしいとか言っはいけないのではないかと。現状はむずかしいですけれどもね。

そこで、私はこういうのはどうだろうかという実は思ふんですが、というのは、今回も基準収獲量を引き受け時に決めなくてやや期間を置いて補充をいたしましたね。私はこれは大変結構な知恵だと思ふんです。やればできるんです。これは。そこで、この凍霜害の被害も、いまはちよつと葉がみんな枯れちゃった、けれどもこれは収穫にどういう影響を与えるかということは皆目わからないで、恐らくいままでもそういうデータなんていうものは積み上げてこなかったと思う。検討はしていると言つてもそういうものはしてこなかった。そこで、これは収穫時において——その後これはミックスしてきますよ。凍霜害だけでなく、必ず凍霜害があるときには寒害がある、凍霜害と寒害とは一緒に来ますから。それはミックスしても、やっぱり収穫量に影響があるということならば私は構わない。ただ、選択性ということになりますとこれはひっかかってきます。

そこで、やっぱりこれは、いま私が言いますように、凍霜害も寒害もこれは一緒にしまして選択制の中へ入れまして、そこはむずかしいものをいつまでもむずかしいと言つて入れないということになりますと、やっぱりこれは共済制度の生命にいろいろ影響が出てまいりますので、この辺の発想をちよつと変えますと、この辺の選択制も可能な道が開けてくる。独立してということばかり考

えてますと、これはいつまでたつてもなかなかできない、若干の期間を置いて結果を待つまでは、それは災害——いわゆる凍霜害の発生をしたという事実は認定をしておいて、収穫時まで——ただ、その間いろいろ他の災害も入ってきますからいろいろミックスはされてまいりますけれどもそれはそれとして、これはやはりようによつてはこれらの問題も可能である、そういう見解は実は私は持つわけで、幸い、基準収穫量につきまして、もうそういう一定の期間というものを置いて、さらに慎重に、さらに補完を、さらに正確なものにするという制度にされたわけでありまして、この辺もひとつ十分検討に値するのではないかと、こう実は私がうぬぼれておるわけなんです、この点に対していかがでございますか。

○政府委員(松浦昭君) 私、あるいは先生のおっしゃれることを誤解して受け取っておるかもしれませんが、現在の制度では凍霜害は事故になっていることは御承知のとおりでございます。それから、現在のオールリスクの保険でございますから、凍霜害なりあるいは暴風雨の害なり、あるいは鳥獣害なりあるいは病虫害なり、こういうものが全部合算されて、先生おっしゃられますように、まさに最後の結果と申しますか、果実が全部で上がった時点で損害を評価して、その中にも凍霜害の部分が入っているというわけで現在の保険制度が仕組まれていることは御承知のとおりでございます。

したがって、私もとしましては、むずかしいと申し上げておりますのは、そういう最後の結果の時点を見る前に凍霜害分だけ抜き出して、ここで幾らの損害があったかということを認定するのがむずかしいということを申し上げておるわけでございます、凍霜害事故そのものを抜いてしまふというところは考えていないわけでございます。

そこで、午前中も申し上げておりますように、先生の山梨のような場合にはどうか私よくわかりませんが、多くの非常に大きな被害という

ものが凍霜害なり寒害で起こっているということになりますと、料率の中に含まれている大部分の被害というものはそれになっているというふうに考えるわけでございます。ところが、恐らくその場合に、いま一つの大きな被害の大宗は病虫害じやないかというふうに考えられます。したがって、もしも凍霜害が非常に大きな被害の割合を占めているようなところでございした場合に、病虫害を除外するということによつて実は大部分の被害というものがカバーできる、しかも、同じように凍霜害を抜き出したという共済と比較的似た共済ができるんじゃないかということをお願い申し上げておるわけでございまして、さような観点から語ってみたい。

なお、そういう分割の評価ができればこれに越したことはないわけでございまして、その方の研究はなお続けてみたいということでございます。

○降矢敬雄君 これは強く要望をいたしておきませんが、分割の評価だけにとらわれておりますとなかなかこれは道遠だというふうに思います。したがって、やっぱり一つか二つをとつても選択ができるというような幅を持ちますと、これはもう大変加入率にも大きく響くと、こう思いますので、これは分割評価の至難性というもののだけにこだわらずに、ひとつ幅を持って今後検討をいただきたい、こう思います。

次に、災害のてん補についてでございますが、私は五十三年の八十四国会の改正のときにやっぱりこの委員会で御質問を申し上げました。私の主張としては、より加入率を高め、より明快に、進んで加入できる一つの方向としては、どうしても全相殺より半相殺、半相殺よりも一筆単位という主張を実はしたんですが、当時、今井経済局長は、道徳論、それから農家の責任論を主張されて——これは改正をした法案ですから、直後からまた改正しますなんていうことは言えないんですよ、うけれども——主張されたんですけれども、今回、半相殺をとにかくにも併用をされたとい

うことは大変好感をもって迎えられておりまして、その御努力は多とするわけですが、実は私は全相殺に疑問を持っておるわけなんです、果樹共済に関する限り。当然これは全相殺をやるためには、いわゆる生産団体が完全に農家のシェアを握って、完全に共同出荷、たとえば米のように完全に共同出荷ができて、全収穫量が明確に把握できることで初めて全相殺制度というものは完全に実施ができる。果樹共済で実は完全出荷なんて把握できるような組合があるのだろうか、団体があるんだらうか。これは現実にはどうも絵にかいたものではないか。あるとすれば和歌山あたりにはあります、どうですか。あるとしてもごくわずかではないか、こういうふうに実は思っています、その点いかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 全相殺方式、半相殺方式の導入、足切り率の問題につきまして、前局長との間で丁々発止の御議論をおやりになりましたのは、私も議事録を読ましていたしましてよく承知をいたしております。確かに全相殺方式につきましてはいろいろな問題があったということは事実でございます、たとえば損害評価にいたしまして、本来出荷団体を中心にして完全に出荷統計によりまして事故が把握できればこれは問題はないのでありますけれども、実際に実施をいたしてみますと必ずしもそういうわけにはいかない。結局は大部分の組合におきましては、増収と減収と両方を團場において調査するという事態が起こりまして、やはり半相殺を導入して減収分の團場だけを見てみようという制度に切りかわらざるを得なかったということはこれまた事実でございます。

ただ、全相殺方式でこれで全く全国どこでもできないかということになりますと、私どもは地域地域の事態によりましてはこれができることもあれば、あるいはもう考えておるわけでございまして、全相殺の方式におきまして特に出荷率の高い地域というものをわれわれが調査をいたしまして、その結果でございしますが、たとえば道府県を通じま

しての果樹共済実施組合等のうちで、共同出荷率九〇%以上の組合、これがどのぐらい全組合の中であるかというところを調査いたしましたところ、温州ミカンについては二・八%、ナツミカン一七・二%、指定柑橘一八・二%、リンゴ一四・〇%、ブドウ三〇・八%、ナシ四〇・二%、桃三〇・〇%、カキ五七・一%、クリ五九・二%というような状態でございまして、まあ全樹種平均で二五・九という数字でございまして、したがって、樹種により、また地域によりましてこのような方式は依然としてとり得るのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○降矢敬雄君 そうしますと、平均して七五%は半相殺で実施をしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) やはりただいま申し上げましたような数字で御説明をいたしましたように、かなり多くの組合は半相殺によらざるを得ないというふうな考え方をしておりますが、全相殺ができますところではできるだけ全相殺をやつていただくというふうに考えております。これは損害評価等が非常に楽だからであります。

○降矢敬雄君 私は農水省は、これはわかるんですが、一筆単位よりも半相殺、半相殺よりも全相殺、これは共済の進度によつていわゆる全相殺がより高度な方法である、こう言われる。ところが、未熟なうちに一遍に全相殺にいくから、また半相殺に戻らなければ——農水省の意見をかりればです、戻らなければならぬというふうなことになるわけなんです。ですから、この点はやはり出荷団体の状況とか、それから流通過程のあり方とか、そういう共済制度の成熟度に応じてこれはいくべきものであつて、ただ理論的にだけそういう進度だけをあげたらうことについては、やっぱりこれは若干問題があるのではないかと感ずるわけです。したがって、私は素直にあり方とか成熟度、それから農家の期待等を入れて、もっと単純明快にその辺は操作をしても決しておかしいことではないし、その方が共済運用上は大変効

果があるというように思うんですが、この点は端的にいかがでございますか。

○政府委員(松浦昭君) 全相殺、半相殺、團場単位の各制度につきましては、これは長い長い論争の歴史がありまして、私も若いころ保険課の事務官をやっておりました際からずっとこの論争は続いておったわけでございます。もちろん一つの歴史の歩みという形から申しますと、やはり当初農作も一筆でございましたが、だんだんと半相殺、全相殺の方向へと進んでいったわけでございますけれども、やはり先生おっしゃいますように、その時点その時点におきまところのやはり共済の対象というものの実態に即応した形で、損害評価なりあるいは引き受けなりということをやつてまいらなかならないということでございます。で、現在私も決して制度を後退させたというつもりはございませんが、やはり半相殺の方式をこの際導入した方がよいというふうに考えたわけでございます。

なお、このような引き受けの単位の方式をとるか、その場合にまた足切りをどうするかということとは、非常に各共済についてこれを特定していく場合の非常にむずかしい問題でございます。この場合には当然掛金率のことも考えにやいけませんし、あるいは自家保険の能力の問題も考えにやいかぬ、あるいは損害評価の点も考える、道徳的危険の点も考えるといったような、そのような観点からその共済その共済についての理想を追いつつも、やはり現実を直視した形でその段階における共済のあり方というものを考えていくべきだと思っております。

○降矢敬雄君 まあいま松浦局長の御意見を聞きまして、私は半相殺をとったということは、農水省がとつておつたそういう古い行き方は、純学問的な半相殺から全相殺までのそういう制度としての成熟度からいけばそうなんでしょうが、その一方、半相殺を伴つた実態に即して私はこれは評価をいたしておるわけであります。ですから、今後まあこれ後刻出てきますけれども、犠牲を払わ

して結果的には加入率を一生懸命やらせようといううなそういうねらいがあるならば話はまた別ですが、そうでない限り、ひとつ今後もしそういうことにとらわれずに、実態に即した知恵を働かしてほしいということを期待をいたすわけであります。

そこで、従来農水省がとつてきたそういう一筆単位よりも半相殺、半相殺よりも全相殺といううな形でございますと、今回、理由はわかるんですが、全相殺を二〇%の足切りにして半相殺を三〇%にする、そういう論法からいくと、今度は一筆単位を併用するとすれば四〇%の足切りになる、そういう理屈になるわけだ。けれども、しな

○政府委員(松浦昭君) 二つの点からお答えをしなければならぬと思ひますが、一つは確かに先生がおっしゃれますような、いわゆる足切りとの相関関係でございます。そういう観点から申しますと、先ほど保険管理課長からお答えをいたしましたように、一筆から半相殺に移りましたときの経験によりまして、水稻共済においては、やはり掛金率が足切りを同一にいたしますと七割ぐらゐ上がったという状態がございまして、さうな点では相当な格差が出てくるということになります。

さうなことから考えますと、やはり果樹の場合で申しますれば、全相殺を今回二割にいたしまして、半相殺が三割足切りということなれば、一筆が四割といううなことになるわけでございまして、果たしてさうな保険需要があるかどうかといううな議論もございましょう。また同時に、私も本質的に考えまして、先ほどはやはり理想を追いつつものというのを申し上げたわけで

ございまして、それはやはり基本的に申しまして園地単位で引き受けをいたしてまいりますと、当該園地について非常に大きな災害が起り、ほかのところは増収があつたというような場合においては、農家経営というものの角度から見ましたらさほどの大きなダメージになっていないといううなケースにおいても、やはり偏つた被害といえどもわれわれは補てんしなきゃならぬという共済の理屈がございまして、さうな点では、やはり一筆よりは半相殺、半相殺よりは全相殺がいいといううなことを理想と申し上げたのはそういう意味でございます。さうな点も私も追いつながら物を考えておるということは先ほど申し上げたとおりでございますが、いまの掛金率の関係、特に足切りも関連いたしました掛金率の関係、それからた

○降矢敬雄君 これは一応専門にやつていますと、この保険制度とか共済制度というのは、いろいろ先ほどありましたように、農家の責任論もあり、道徳論、道徳論と言ふときれいだけれども、大変疑いやら何かを持つ、そういうものも出てくる大きな原因はこの足切りにあるんですね。それから頭を切るから頭切りもあるでしょう。それからいままで土台切りがあつたんですね。まあ私はあえて土台切りと、こう言うが、いろいろさういう切ることがあるから不信感を持つわけなんです。で、これはこの議論を始めますとすべてに

関係があることですから、それだけで片がつくものではないですから、これは私はこの点で切りますけれども、今回共済金の支払い率——私の言う土台切りですね、一割から出発をされている。今度はその土台は切らずにゼロ出発をするというんですから、一応土台切りはなくなつた。これは大変な面、従来批判のあるところであつたのですけれども、少なくともこの一割出発をゼロ出発にするような土台切りもできたり、先ほどの御答弁にも

あるように、足切りも、いろいろ関連の中で二〇%にしたり、三〇%にしたり、四〇%も可能であるという意見が出てくるわけです。これは実態に即して、そういう——前には種切りというのがあるわけ。種の発芽してからの災害ですからね。ですから、これらの切つていけるものは、それなりに共済の中で必要があつて生まれてきているものであることは間違いない。だから、出てくるけれども、これはやっぱりなるべく明快に農家がで

○政府委員(松浦昭君) 今回、果樹共済だけではなくて、蚕繭共済につきましても、足切りのところ、つまり支払い開始をいたしますところが、従来支払いを開始いたしますとその時点で一割もらえるということになっておりまして、この制度につきましてはメリットもありましたし、またデメリットもあつたといううに私も思つております。特に比較的高い被害に対してはできるだけ高い補償を出すといううな意味から、三割を超える損害については支払い率の方を一割からスタ

ートするというところで従来まで考えてまいったわけでございますけれども、確かにこのボーダーラインというのは非常に問題を起すわけでございまして。農家の方にしてみれば、二割九分と三割との間に一体どれだけの差があるのかと、とたんにそこで一割払われる、片方はゼロだということはいかにも納得しがたいという公平感の問題にもつながってまいります。また、そのようなことを考えたときはございせんが、どうしても損害評価の際に、人情でございせんが、二割九分と認定しても、やはりそこは三割で、一割上げようという気持ちになるのじゃないかということも、これまたそういうおそれがなしとしないという感じもいたします。

さようなことで、今回は農作物共済やあるいは畑作共済と同じように、果樹及び蚕繭についてもゼロスタートということにいたしましてこの点をすっきりいたしましたわけでございまして、これによりまして、共済制度は全般的にこのボーダーライン問題はなくなつたというふうに考えております。

○降矢敬雄君 全面的になつたというふうに言い切つちゃうとあれですけれども、これは今後このボーダーラインについてはどう緩和措置をとっていくか。けれども、これはうかつに緩和措置を下へおろしますと、またそこがボーダーラインになりますからね、これはいつも追いつくことになりますから、これはなかなかむずかしい問題ですけれども、これらの緩和措置につきましては、これも知恵を働かせれば出てくるわけですね。たとえばお見舞い金制度にするとか等々あるわけですが、このボーダーラインに対する批判の面について、これは私もいい批判だけではなく、いわゆる不道徳論から出てくるあれもありますよ。けれども、これをいつまでも置きますと、不道徳がさらに不道徳で、よく言えばお互いに同情し合いっこをしたり、二九%を三〇%にしてしまふとかいうふうなそういう行為が行われる可能性があるから、ですから、あえて真正面から道徳論だけを言つておつて、逆に不道徳な不信感を抱かせる点もあり

ますから、これはひとつ十分今後も検討をしていただきたい、こういう希望をいたしておきます。

それから、組合の責任分担、事業の責任分担でございますが、これも先ほどの全相殺完全出荷体制と同じように、この一割から二割の責任を持つて、それだけ余裕を持たしていこうとする親的な、将来に向かつての方向はよく理解ができて、これは将来ずっとそうなっていく方向が好ましい、これはわかります。ところが、やっぱりこれも先ほどの御答弁にありましたように、削減支払いの問題も半数を超えておる、超えております。そういう面で、どうもこれ現実には、現在の責任を負つていこうと、その方がうちの組合は有利であるというふうな組合は現実にはないのではないかというふうに思ふんですが、この点あります。

○政府委員(松浦昭君) 実は、この責任保有を二割に拡大してほしいという御意見は、共済団体の方から実は御要望があつてそれを取り入れたという経緯がございまして、私どもの考えといたしましては、確かに先ほどから御説明いたしておりましたように、連年の災害あるいは加入率の低下といったようなものからかかるとの被害というものが生じ、そしてまた不足金が生じている。末端の組合におきましては歩合の形で責任を持っておりますので、一割の責任も持ち切らないで削減をするといったような事態がございまして、これを歩合保険の形でさらに拡大していくというふうになりますと、その削減の度合いも大きくなってしまふというふうな危険性もあるわけでございまして。そういうことになれば、当然農家の方には御迷惑がかかるということになり、ひいてはこの事業の存立にもかかわつてくるというふうになります。

を負うというふうになつてまいりまして、したがうしまして、組合が自主的に加入を促進するか、あるいは損害評価を的確に行つていくといったような、そういう意欲がわかないという問題がございまして。この間をどう兼ね合いをとっていくかということが今回の政府の改正の一つのポイントでございまして、これは決して二割の責任保有を強制するものではありません。組合によりましてそれを選択するという形にいたしましたのもその理由でございまして。

先生のお尋ねの、そういう組合があるかということでございますが、実は広域合併組合が、現在、果樹共済のやつておる組合だけで百六十ございまして、これらの組合につきましては、かなり事業の運営も安定しているという実態が把握できておりますので、このような安定した組合の中で、事業規模の大きい組合等ではこういうものが実施されていく。そしてまた将来加入率が促進されまうと、その結果、安定した共済事業になつていくというふうになりまして、さらにこういう組合もふえてくるだろうということを想定いたしまして、実はこのような制度を開いたということでございます。

○降矢敬雄君 百六十組合から、全組合が進んで二割の責任を負うようになりますように私は期待をいたしておるわけですが、逆に、削減支払いという犠牲の中で、組合がもっと加入率だけに狂奔をしなきゃならぬようなところまで結果的にいきまうせんような、そういう配慮を希望をいたしておきます。

次に、割引制度でございまして、これは優良農家と駄農との——あえて申し上げますが——格差の是正に相当一役買つてまいります。ですから、これはいい面でありまして、この改正を歓迎するわけでありまして、逆にこの被害農家が、先ほど大臣の答弁の中に、被害があつたんだから掛金はしよつていこうというふうな理解をしてくれる農家が、あればいいわけですが、被害も受けたり、また被害を受けない農家の分まで負担をし

ていくのはかなわぬという、余りほめられないけれども、まあ現実論としてそういう批判もあるわけですが。けれども、これはなかなか耳をかしめて、そのとおりしますというわけにはまいらない。これは大臣も言われておりますように、まいらない。

そこで、ただしこれも加入に影響がございまして、この制度へ移行して急激な変化というものは大変これはいけないんじゃないかと。ですから、その過渡期について、特に料率等につきましては、緩衝的な、自然に移行できるような配慮が必要だと思ふのですけれども、その点はいかにしてお考えですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに無事故割引制度というのは盾の両面を持つていっているものでございまして、一方におきまして掛金が割引かかるといふ農家もございまして、一方では掛金がかかる農家があるわけでございます。これはいわば料率の個別化という性格を持つております以上、やむを得ないことであるというふうな考えをしておりますけれども、先生おっしゃいますように、確かにこれを急速に行いますと、かえつて今度は掛金の上がつた農家が離反していくことも起こりますので、私どもとしては、その辺のところは十分に引きつめて、最初から急速に大きな掛金の幅をつくるというふうなことがないよう、十分当該組合の実態を見ながら措置をまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○降矢敬雄君 その点お願いをいたしておきます。

次に、集団加入奨励金、これは大変知恵を働かして結構な制度だと、こう思つていのですが、実は私はこの制度をちよつと拝見したときに、まあ生産出荷団体に交付をするというところでびんと頭へきたわけですね。というのは、ほとんど全国で生産出荷団体というのは、総合農協、中には果樹販売単一専門農協とか、そういうあれもありますけれども、農業共済とは比較的縦割りの関連性のない団体が実は出荷をしておるわけでありまして。

これは農業共済的統制の団体がやっていると
ろはそんなに問題ないと思うのですが、実はど
ちかというところ、農協共済と強い関係のある総合農
協ないしは専門農協が出荷を担当している。そう
なりますと、この集団交付金の運用によつては逆
効果も起こり得る。これはもう局長御案内のよう
に、短期共済と長期共済、農業共済と農協共済、
特に農業機械のあの共済等につきましても、三八
協定がどうのこうのと、三八協定を中心にして
大変な競争が行われて、感情さえもうあらわに
露呈をしている。これは多いわけですね。率直
に言えば、総合農協、言いかえれば長期共済をや
っている農協共済をつくつておる総合農協がそ
っぽを向いたらばこれはちよつと厄介になるの
ではないか。したがつて、このせつかくのいい知恵を
働かしていただいた集団加入の奨励金というもの
も、その点を十分加味して、運用の面で十分県等
の指導も参加させて、感情論を言いはしないよう
な、逆効果を導かないような配慮がやっぱり運用
で——せつかくいいものですか——必要だと思
うのですけれども、その点の御判断はいかがでし
ようか。

○政府委員(松浦昭君) 従来からも、果樹共済の
円滑な運営を営むためには、生産流通の段階で力
を持つておられます総合農協等の団体の御協力を
得るということで、資料の御提供あるいは損害評
価への協力といったようなことをお願いしていま
してまいりました。その間においてはかなりの御協
力をいただけてきたというふうに思います。また
果樹の場合には、必ずしも総合農協だけではなく
て、いわゆる特殊単協の方々もおられますので、
さような面でも総合農協とはちよつと別に変わつ
た御協力はいただけたというふうに考えておりま
すが、やはり先生おっしゃいますように、基本は
やはり農業団体の中でもその大きな力を持つてお
ります総合農協とそれからこの共済団体とが仲よ
くやっていくということが非常に重要であらうと
思います。私、着任をいたしましたけれども、ぜひ
三八協定のもとにおける争いというのではないよう

にしたいというふうに念願をいたしております
て、その点は両団体の方々とも非常によく考へて
いただきまして、少なくとも中央段階におきまし
ては、この間から問題が起りました地震共済の
問題につきましてもほぼめどがつきましました、ま
た農機具共済の問題につきましても、ただいま先
生御指摘がございましたが、地震共済の問題も関
連いたしておりますけれども、これもおおむね解
決のついた状態でございまして、そのようなこと
で、ぜひ三八協定を遵守しつつ両団体が今後とも
円満にいくということが、やはりこの果樹共済に
おいてもうまくいくものであるというふうな気分
で今後とも指導してまいりたいというふうに考
える次第でございます。

○降矢敬雄君 その点、大変むずかしいことだ
けれども、お願いをしておきます。

それから次に、リスクの区分割合ですが、当初
来、基礎の数字を北海道から南は九州まで三分
に分けておりましたが、私はこれを、要するに三
区分では——まあ生命保険などは死亡率、危険率
というものは全国一律でございますけれども、災
害が態様が違ひますから、これは大変これではあ
らぬ責任を負わなければならないという不信感が
出てまいります。したがつて、できれば組合ごと
のいわゆる災害の態様によつてつと細分化する
必要があるという主張をいたしたところでござい
ますが、その後——これは政令ですか、その後い
かがですか、改正されましたか。

○政府委員(松浦昭君) 先生の御指摘は、たしか
私前回の質疑の模様を読ましていただきましたと
ころでは二つあったと思ひますけれども、果樹共
済の分野につきましても、これは都道府県単位に
料率は決めておりまして、さらにそれを細分化い
たしまして市町村単位におろしていくということ
にいたしておりますし、これは危険階級に応じま
して地域区分ごとにおろしております、かなり
細分化しておるわけでございます。

ただ問題は、国と県の責任分担にかかわります
ところのいわゆる通常標準被害率、いわゆるqと

いうラインでございまして、このqのラインにつ
きまして従来は資料の不足等がございまして、こ
の区域を全国三つぐらいいくくりまして、それで
qの算定をしたという経過がございまして、しか
し、資料の蓄積が進んでまいっておりますので、
五十六年度の改定におきましてはさらにその細分
化に努めてみたいというふうに考えております。

それから、特に先生が前回御指摘になったのは
園芸施設共済ではなかったかと思ひますけれど
も、園芸共済につきましても、当初はやはり試験
的な実施でございましたために、全国を三つに区
分してやつておつたことは事実でございます。し
かしながら、本格実施に際しましては、八十四国
会の先生の御指摘も踏まえまして、非常に不十分
な資料ながらもできるだけこれを細分化したいと
思ひまして、区域を六区分にいたしまして掛金率
を算定したということになっております。

○降矢敬雄君 まあ大体六区分ぐらいにすればそ
んなに文句はなく、支障なくいけるんじゃないか
と思ひますけれども、さらにまたこれは十分実態
に合いますように御検討をいただきたいと、こう
思つております。

次に、園芸共済の通常事故と異常事故というの
がありますね、これがどうも不明確で、実際起こ
りますとどうも政策的に異常にしたとかなんとか
というふうなことが起こりかねぬという心配をす
るわけでありまして、これは明確にやっぱりその
限界を、できるものについては区分を、一線を画
すべきだと、こう思つていますが、その点いかが
でございますか。

○政府委員(松浦昭君) 園芸施設共済につきまし
ては、まれに発生します非常に深い被害、つまり
超異常災害と申しておりますが、これにつきまし
ては、農業団体ではとうてい回復しがたいという
不足金が生じますので、このような災害につき
ましては特定いたしました、いわゆる煙突方式と
申しますか、全額国が責任を持つというかつこう
にしていくわけでございます。先生御指摘のよう
に、このような被害につきましては明確にしてお

かなきやいけないということでございますので、
異常事故として定める災害は、広範囲の地域でか
つむねごとに見ても深い損害をもたらすものとい
うことが適当だというふうに考えまして、現在は
このような条件を満たすものとしたしまして一定
基準以上の地震、これは震度六以上でございま
す。風害、これは最大瞬間風速六十一・二メータ
ー毎秒以上、それから及び風雪害、最大瞬間風速
五十五メートルから四十メートル毎秒と、それに
積雪量、これは降水量に換算いたしました積雪量
でございますが、十五から三十ミリの組み合わせ
という、この四種類ということで明確に告示をい
たしております。

○降矢敬雄君 一定のものを区切りますと、また
それに対する御批判もありましようけれども、と
にかくそれはそれとして、これは明確に一定区切
られたことは大きな価値のあることだというふう
に評価をいたします。

そこで、先ほど村沢委員からも御質問がござい
ましたように、現在、被害はオールリスク制をと
つておる。やっぱり畑作物共済その他、特に畑作
物はそうですけれども、全農作物について共済の
網をかけていくことが私は理想だと、こう考え
る。けれども、それぞれ保険制度にのせるため
になかなかむずかしい面もあります。まあ大豆
やインゲン豆のせたんですから、これはもうす
でああいう相場のあるものもせたんですからの
せられないものはないと、こう思う。で、これは
全農作物にやっぱりその網をかぶせていくという
ことを理想として私も期待をしておるわけで
あります。特に茶、それからホップ、レタス、
キャベツにつきましては、従来検討してきていた
だいております。いづれから政令でこれを加えら
れるような事情にありますか、その年度につきま
して、端的で結構ですから。

○政府委員(松浦昭君) 以上の農作物につきまし
ては、前回の法改正の折に附帯決議の内容ともな
つておる事項でございますので、私どもも鋭意御
趣旨に沿うべく検討いたしている次第でございま

すが、茶とホップにつきましては昭和五十一年から試験調査を実施いたしております、ホップにつきましては昭和五十六年度から畑作物共済の対象とするということを目途に最終段階の詰めという状態でございます。それからお茶につきましては、私どもも早急に問題点を整理いたしまして、できるだけ早く結論を出したいということでございますが、お茶につきましては依然として技術的にいろいろな問題がございます。損害評価にいたしましても、お茶は一体どのような状態が損害になるのかということの基本的な議論がございますし、それからまた全北から南までいろいろなお茶がいろいろな時期に茶摘みで摘まれるわけでございまして、そのときにどのように一体これを制度的にうまく仕組むかということで、各県の御意見も徴しておりますが、これがなかなか一致しておりません。そこでいましばらく時間をいただきまして、早期に結論を出すように努めますが、まだちょっと時期が言えないという状態でございまして、それからレタスとキャベツは目下五十二年から調査をいたしておりますけれども、まだ保険設計に必要なデータを収集するための調査の段階でございます。

○降矢敬雄君 大臣がお見えになりましたので、最後に大臣からひとつ御見解をいただきたいと思ひます。

実は今回の果樹共済を初めの改正は、大臣お留守のときにも局長にいろいろ申し上げたんですが、生産サイドに立ちまして一遍に満点だとは申し上げられませんが、大変な御苦労、また知恵をしぼられていい方向に向いておられます。大変多とするわけでありまして、先ほどもちよっと大臣おいでのときのあの足切り論、それからまあいろいろ切るやつがあるんですが、これやっぱその保険制度の成熟度に依りて、どれが高度であつてどれが低度であるなどというところは余り価値がないと私は思ふ。やっぱその実態に応じて、生きた方向でいろいろそういうものが操作をされてしかるべきだと考える。その方が私は生きた共済

制度として価値がある。けれども、歴史から見ればいろいろありますけれども、早く生まれたものや遅く生まれたものはありますけれども、今後共済制度が悪循環に、いわゆる未熟児であります。果樹共済が悪循環を来して制度の危機に陥りませんように、これは料率と国庫支出と合わせまして、これらも勇断を持って、大臣ひとつ、りっぱに果樹共済が生産農家のためになるように育てていってほしいと、こう思ふわけで、それには厳しさがございます。目下大変不安を持っておりまして、どうか果樹共済を、これから随時事実上即していろいろ改正もされていかれてほしいと思ふわけであります。大臣の御所見をお伺いをいたしたい。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先生御承知のとおり、果樹共済はまだ歴史が浅いわけでございまして、その中で、いろいろこれでまた今回の改正においても一応改善をしておると私どもは思っております。けれども、いかんが、その加入率から申しましてもまだ大変低いわけでございまして、なかなか思うように成熟をしていかないわけでございまして、私どもも何とか今度の改正を機に、より一層成熟度が高まるように努力をしていかなければならないと思つておりますし、あわせてまだいろいろな問題がこの果樹共済にはあるわけでございまして、これはまあしかほかの共済と比べると歴史が浅いのでございまして、これはやむを得ないことではなからうかと思ひますけれども、いま御指摘のように、掛金率の問題あるいは国の負担割合の問題、やはり健全な財政になつていく中でしかも共済金が円滑に払われる、そしてそれに対して農家の方も喜んで加入をしていくというような制度に持つていくようにしなきゃならないわけでございまして、今後とも、その意味においては私どももせいぜい努力をしなければならな

いと考へております。

○原田立君 わが国の農業災害補償制度は昭和二十二年に制定され、創設以来三十有余年の歳月が経過したわけであります。わが国の農業情勢は、

多様な変化のもと、現在では米の過剰基調に起因して農業の再編が重要課題となつてきておりますが、このような状況を踏まえ、今後の農業災害補償制度のあり方等、総合的に調査研究を行うとともに、時代に対応した制度の検討を行う必要があるのではないかと思ふんですが、大臣の所見はいかがですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 農業がやはりそのときそのとき変化をするに依りまして、農業共済制度も改善をしてきたわけでございまして。今後、いまたまた水田利用再編対策をやらせていただいておりますが、やはりいろいろと農業を取り巻く環境は変わつてくると思ふのでございまして。それに対処いたしまして、よりそれに即応できるように形に共済制度が充実をしていかなければならぬことは当然でございまして、政府としてもそういう考え方で努力をしてまいりたいと思つております。

○原田立君 昨年五月、農業共済団体から八項目にわたる制度改正についての要望が出されておりますが、今回の改正案にどの程度これが反映したか、具体的に伺ひたい。

○政府委員(松浦昭君) 今次改正に当たりまして、共済団体の方から御提案のございました御意見のうち、私どもはこれをできるだけ取り入れたらうと思つてございまして、幾つかの点につきましてはそれを全面的にあるいは部分的に取り入れた次第でございまして。

たとえば半相殺方式の導入あるいは無事故割引の導入あるいは正常な出荷ができなかったものを減収量に換算することによりまして共済金を支払うといったような御要望につきましては、これを全面的に取り入れた次第でございまして。

また、収入共済につきましては、まあ完全なPQ制度ということで御要望があつたわけでございまして、午前中大臣から御答弁申し上げましたように、なかなかこれは保険設計上むずかしいというところはございましたけれども、しかしながら災害PQという形で非常にユニークな制度でござい

ますが、これを実験的に実施するというところで採用いたしたわけでございまして。

また同時に、基本的な考え方として重要な問題としてわれわれ検討いたしましたのは、いわゆる事業責任分担を農作物共済と同様にしてほしいというお考えでございまして、いわゆる通常標準被害率の上下によりまして責任の分担を変えていくという方式でございまして、この方式につきましてはなおこれは検討が必要であるということで、果樹共済につきましてもまだ日が浅い実施の状況でございまして、さらにもう少し資料が整備された段階でこれを検討してみたいというふうに考へておる次第でございまして。

○原田立君 いま局長余り口が早いものだからね。これ八つあるんですよ。私が持つてゐるのは五月二十五日の日本農業新聞の切り抜き社説を持つてゐるんですけども、一から八までずつと並んでゐるんですけども、どれとどれを導入してどれが取り入れられなかったのか、それだけちよつともう一遍お願いします。

○政府委員(松浦昭君) ただいま申し上げましたように、八つの項目のうち四つは取り入れた次第でございまして。半相殺、無事故割引、それから災害PQそれから品質の低下に応じた減収量の算定、こういった問題は取り入れたわけでござい

ます。

○原田立君 結局半分は取り入れたけれども半分は見送りにしたという結論のようでありまして。昨年四月の第一回会合から九回にわたる調査検討による資料に基づいての果樹共済に關しての検討結果ではないかと思ふのであります。今回果樹共済のみにしぼつた理由は一体どういうところにあるのか、その理由はいかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 農業災害補償制度につきましては、御案内のように、制度創設以来、農業事情の変化に対応して常に拡充強化を図つてまいつたわけでございまして、先般は畑作物共済を全面的に実施いたしましたし、その前には果樹共済を全面的に実施するというところでございまして。た

い。

○政府委員(松浦昭君) 先ほども御答弁の中に入れておいたつもりでございけれども、決して私どもPRが足らなかつたということだけではないと思つておりまして、やはり専門的な果樹農家を中心にいたしまして、共済に加入するという意欲がわかない。それはなぜであるかと申せば、やはり制度が現実の保険需要にうまくマッチしていないという点に一つの原因があるうかというふうに考えておるわけでございます。したがしまして、より制度を保険の需要に合わせるような形で今回の制度の改正をお願いしているわけでございます。

さらに、どの程度までわれわれがこの制度の改正によつて加入の促進ができるかということについてでございますが、もちろんこれは実施をしてみなければその結果はわからないわけでございませう。

すけれども、諸般の改正をいたしまして、特に専門的な果樹農家の加入意欲をそそるような改正はいたしているつもりでございますので、そのような効果を考えますれば、私ども五〇〇程度の加入は見込みたいというふうに思いますし、そこまで持っていくように努力をいたしたいと思うわけで

ございます。

○**原田立君** 要するに、農家の人たちが本当にありがたい法律だと、ぜひつくってくれと、こういうふうな要望があれば、五〇%なんか言わなくつても、七〇でも八〇でも入ってくると思うんです。やっぱりそこに何らかの穴があいているもの

だから結局魅力がないと、こういうことになるんだろうと思う。ことしの二月の二十二日の新聞に、清水さんという人が、農民の声を十分聞くべきであるというようなことを言っておりま

果樹共済が本格実施されて七年、この間支払われた共済金は、五十三年末で三百九十七億一千四百万円。果樹経営の安定には十分役立っているわす。

けであります。一方、加入率の低さから年々不足金が累増し、二百六十億三千五百万円の赤字になつてゐるわけであり。そこで、財政危機を理由に大蔵省から制度見直しを迫られてゐると、こう聞いているわけですが、制度見直しに對する大蔵省の要望は具体的にどんなようなことがあつたのか。また、農林水産省としてどういふふううにこれに對処したのか。その点お伺ひしたい。

○政府委員(松浦昭君) 果樹共済における制度運営の実態は、ただいま原田先生御指摘のとおり、政府段階における四十八年から五十三年の引き受けまでの累積不足金で二百七十億に達したわけでございます。したがって、このような事態を開閉するということのためには、どうしても加入率を引き上げなければならぬということでございまして、今回は団体等の意見を徴しますと同時に、また財政当局も含め、政府部内ではいろいろと検討を行つてまいつたわけでございますが、財政当局の意見としては、やはり問題点は加入率にあるということでございます。加入の増大を通じて事業の健全な発展を図ることが必要だというのが財政当局の見解でございます。そのために具体的な方策として私どもが用意いたしました今回の改正案を財政当局の方も了解いたしました。これによつてやつてほしいということでございます。

○原田立君 大臣、いまも話があつたけど、変なふうな妥協をして、その果樹農家の人たちが泣くようなことがあつてはならぬと思うわけなんです。担当大臣としてそんなことはしないだろうと思ひますけれども、お考えをお伺ひしたい。

○国務大臣(武藤嘉文君) 泣くようなことのないようにというお言葉がどういう意味なのか、私あれてございますが、想像するのには、せつかく掛金を掛けておつて災害が起きたと、そこで共済金からもらえるはずなのが、共済金がもらえなくなるといふことであらうと思ひます。私ども、少なくともそういうことのないように、私ども

もはこの制度の運用がしつかりやつていただけるようにしなさいと思つております。ただ、法律にもありますように、削減をすることができるとその法律の中にはあるわけでございます。それで現実に今日までそういう削減した組合もあるということでございますが、これは決して好ましいことではないのではないかと、やむを得ない措置としてこういうことが許されておると思ひますので、できるだけそういうことはいらないように極力私どもは努力をしてまいりたいと、こう思つております。

○原田立君 農業共済事業は現在では果樹、畑作、施設園芸も制度化され、共済事業の対象は農畜産物の主要な分野のほとんどを占めるに至つてゐるわけでありまして、そこで重要になつてくるのは共済組合組織の整備であらうと思ひます。元請組織としての組合が脆弱であつては、制度の効率的安定的運営が図れない。元請組織の実態はどうなつてゐるのか。また、広域組合等の実現のための対策をどう進めてゐるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 先生おっしゃいますとおり、元請組織である組合等がしつかりと事業を行つていくことが、何と申しましてこの事業の基礎であるということは御指摘のとおりであらうと思ひます。そこで、できるだけ組織の基盤を整備していくということが非常に重要な課題になつてまいりまして、今日なお、組合等の中には運営組織が必ずしも強いという状態でないものが多く存在しております。それからまた、いま一つの問題として、市町村がその事業を行つてゐるところがございまして、ここではやはりやむを得ず市町村が組合から共済事業の移譲を受けたといふような事態から、必ずしもその組織が強くないといふことが言えるわけでございます。

そこで、組合につきましてはできるだけ広域化を図るといふことで、一郡一組合といふことで組合による広域合併を推進してきたところでござ

いまして、かなりの数が合併をいたしておりますけれども、なお残りました組合につきましては、やはり一郡一組合で推進してまいりますが、なお一郡一組合という基準では合致しないところでは、郡の中のもの少し小さな合併でも結構でございますが、そのような合併を促進したい。また少なくとも一市町村内に二組合あるといふようなところは、これは一組合になるように合併を促進したいと思つております。また市町村営につきましては、これが支配的な地域につきましてはできるだけ一部事務組合といったようなことも考へてまいりたいと思ひますし、また広域合併をいたします際に、中に市町村がございました場合にはそれも取り込んで大きな組合にしていこうといふようなことを指導してまいりたいといふふうに考へております。

○原田立君 この共済制度の円滑な運営を図るためには、共済団体等の職員が最重要課題となると指摘されております。昭和五十四年度現在、この共済制度を運営している数は、組合が千三百三十三、市町村が千七百七十六団体と、こうなつておりますが、おのの役員及び職員数の実態は把握なさつておりますか。

○政府委員(松浦昭君) 最近時点におきます市町村営の職員数は五千三百人、組合の職員数は九千三百人でございます。また組合の役員数は約一万九千一百人、うち理事一万五千五百、監事三千六百人でございます。

○原田立君 ちょっといま数字がはつきりしなかつたんですけれども、組合の方が職員が九千三百人で、市町村の方が五千三百人、これは間違いないですね。いま理事の数といふようなことを言われたときに一万五千人とか何とか言われたんだけれども、そんなに多いんですか。それをちょっとお願ひします。

○政府委員(松浦昭君) そのとおりでございます。

○原田立君 農業災害補償制度に関する検討結果の中で、多様化してきた果樹共済制度の整備と

もに、それを担う農業共済団体等の職員の資質の向上が重要である。したがつて、果樹に関する技術研修を含めこれらの職員の研修を拡充強化する等により本制度の的確な運営を期する必要がある、こういう指摘になつておるわけでありまして、果樹のみにかかわらず、すべての共済制度に同じことが言えるのではないかと。具体的にどう対応し、資質の向上を図るのか。

○政府委員(松浦昭君) 職員の資質の向上を図ることは、果樹共済のみならず、共済事業の円滑な運営にとりまして最も重要な事項であるといふことの先生の御指摘はまことにごもっともでございます。特に共済事業の内容が多様化してございまして、制度の確、円滑な運営を図りますためには、役員等に対しまして十分な研修、講習をいたしまして資質の向上を図つていく必要があると思ひます。逐年中央段階におきまして講習事業を拡充してきておりまして、五十五年度予算において役員研修、講習に要する経費は二千四百万円を計上いたしております。また、中央団体における講習のほか、都道府県段階でも各種の研修等を開催してございまして、今後ともこれらを十分に行ひまして資質の向上を図つてまいりたいといふふうに考へております。

○原田立君 その資質の向上といふのは、たとえば仕事に、その内容に精通する、勉強させるといふことになるんだろうと思ひますけれども、そういう意味での研修といふのか、そういうのが年に一回とか二回とか行われるんじゃないかと思ひますが、その点の実態はどうですか。

○説明員(海野研一君) 全く先生おっしゃつた通りでございます。主として中央へ集めまして、長いものでは一カ月ないし二カ月の研修、これも新しく共済組合等の職員になつた段階のもの、それから中堅職員用のもの、さらには各事業専門の職員用のものと、いろいろなことをやつております。それからまた中央だけではなくて各ブロックでの講習といふようなものもやつております。

○原田立君 現在、加入資格農家の幅は五アールから二十アールで、組合等が地域の実情に合わせ決めておられるようになっておりますが、現在の最低引き受け規模の設定について実態はどうですか。

○政府委員(松浦昭君) 現在、加入資格につきましては組合の定款等で定めておられるわけでございしますが、この選択の状態を申し上げますと、五アールから九アールの範囲内で定めておられる組合等が最も多いとございまして、その割合は全体の六〇％になつております。次いで十アールから十四アールまでが三七％、二十アールまでが三％となつております。これを樹種ごとに見ますと、温州ミカン、指定柑橘及びクリが十アール以上の比較的高い基準で定められている組合等が多いわけでございしますが、リンゴ、ブドウ、ナシ及び桃では十アール未満の低い基準で定められている組合が多く見られます。

○原田立君 今回の改正では、五アールから三十アールに加入資格農家の幅を広げられているわけでありますが、組合等によつては、最低引き受け規模を上限に近い水準に設定することも考えられるわけでありまして、小規模果樹農家の加入を阻害する可能性があると思うんですが、その辺の配慮はどうお考えになっておりますか。

○政府委員(松浦昭君) 今回、加入資格の上限を二十から三十アールまで引き上げたわけでございしますが、それによりまして私どもは画一的に、加入資格を実際に組合において決定します場合にそれを引き上げるといふことを申しているわけではございません。私どもはいたしましては、あくまでもその地域、地域の実情に即して加入の資格条件といふものを決めていただきたいといふふうに考えますので、特に三十アール程度の、二十から三十アール程度の大きな規模の加入を促進したいといふような組合がありました場合に、そのような選択の幅を広げるといふ意味で三十アールに引き上げたというだけでございします。

実際上、加入資格基準につきましては、総会あるいは市町村営の場合には議会の場でこれを決定する

ということになっておりまして、その場合の意思決定は、組合の場合は三分の二の多数決によることになっております。したがって、実態に即したような基準が選ばれるということとございまして、私どもはいたしましては、小さな農家を切り捨てるといふようなことはないと信じておりまして、また、そのような指導をしてまいりたいといふふうに思います。

○原田立君 改正案では、掛金率の改定を従来の四年から三年に短縮しておりますけれども、どういう理由でそういうふうにしたのか。また、明五十六年度は料率の改定時に当たるわけでありますが、無神経なアップはじり貧な果樹共済制度に追い打ちをかける結果になりかねないかと心配するわけでありまして、どう対処なさるおつもりですか。

○政府委員(松浦昭君) まず、料率の改定期間を四年から三年に短縮した理由でございしますが、やはり果樹共済の被害の発生の実態に即応いたしまして、できるだけ料率を適正に設定したい、つまり、被害の実態を料率に早期に反映したいという考えで三年ごとに改定をするといふふうにしたわけでございます。今後加入が促進されて、それによりまして料率が安定する状態ができれば、これまた短縮した期間によりましてできる限り早期に安定した掛金率になっていくといふふうに考えられます。

また同時に、五十六年度の料率改定につきましては、連年の災害の実態がございまして、これを反映いたしまして、残念ながら一般的に申しますと、掛金率が上がらざるを得ないということと申したわけでございしますが、このような状況に対処いたしますためには、どうしても技術水準の高い専門的な果樹栽培農家の加入を促進いたしまして、被害率を低下させ、長期に見て被害率が低下した結果、料率が下がるようにいたしてまいりたいといふふうに考えております。

しかしながら、今回の改正の中で事故除外制度といったような新しい制度を設け、事故除外制の

拡大といったようなことをいたしますと同時に、無事故割引制といった新しい制度も導入いたしたわけとございまして、かようなことを考えてまいりますと、諸般の制度の改正とあわせまして、農家によりましては安い料率で加入ができるという道も開いたわけでございします。

○原田立君 共済掛金率は、過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める收穫基準共済掛金率を下らない範囲内で組合等が定めること、こういうふうになっているわけでありますが、加入促進のための割引制度の導入が加えられて逆効果になることも考えられるのであります。導入によるプラスマイナスをどのように認識しておられるか。

○政府委員(松浦昭君) ただいまの先生のお尋ねは、無事故割引制度を実施するに当たって、その制度の実施が加入への阻害にならないかというお尋ねであるかと思つております。

確かにこの制度は、一種の料率の個別化といったところに意味がある制度でございまして、無事故の割引を受ける農家がございすれば、収支相当の原則といふことを前提にいたします以上、やはり掛金率の上がる農家といふものがあることは事実でございします。したがって、このような料率の個別化といふものが専門的な農家を加入させるために必要な制度であるといふふうに私どもも考えておりましたが、これは実施したいといふふうに考えておられるわけでございしますが、同時に、この制度の適用によりまして急速に掛金率の上がるような農家が出てまいりますと、先生の御指摘のように、円滑な事業の運営に阻害要因になるということもあらうかと思つておりますので、その実施に当たりましては十分に慎重を期し、また組合等の意見も聞いてこれを実施してまいりたいといふふうに考えております。

○原田立君 次に、收穫共済は原則としてオールリスク方式がとられておりますが、共済事故除外の規定として、減収暴風雨方式のみがその対象となつております。その実施状況は一体どうか。ま

たどのような利点があったか。その点についてお答え願ひたい。

○政府委員(松浦昭君) 暴風雨方式は昭和五十四年度においては十三県において実施いたしておりますが、收穫共済全体の加入面積に対する割合はいまだ二％という低い水準でございします。これはやはり大きなメリットがあるといふふうに考えておりますが、このメリットといふものは、やはり掛金率が低くなるという点でございまして、特に専門的な農家では、安い掛金率で自分が防止できない本当に深刻な被害を受けたときに手厚い保護が受けられるという意味でメリットが大きいといふふうに考えます。また、共済責任期間を一年間としたので、農家にとつても理解しやすいといふことを期待したわけでございします。

しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、加入率がまだわずかに二％ということは、この共済の真のメリットがまだ理解がされていらないという点もあらうかと思つております。やはり一方におきまして現在の基準がややきつちいという点にあらうかと思つております。

「委員長退席、理事片山正英君着席」

その特に問題になります点としてしましては、リンゴなどにつきましては、平均風速が十三・九メートル毎秒という状態でこの基準を設定しているわけでございますが、これ以下の風速あるいは瞬間最大風速が二十メートル程度の風速によりまして、收穫期においてはリンゴの実が落ちるといふような状態がございまして、もう少し風速の基準を下げてほしいという御要望がございします。私どもはいたしましては、一方でこのような基準を緩めますと掛金が高くなるという問題もございしますが、やはりこのような基準がややきつちに過ぎるんじゃないかという御意見もございします。その辺のところは十分考えまして、今後とも検討してみたいといふふうに考えている次第でございします。

○原田立君 これはちょっとダブリになるかもしれ

れませんが、果樹農家の中には、この共済事故の選択方式の拡大を望む声が強いわけであります。現行制度の原則であるオールリスク方式から見ても、この共済事故除外の規定の拡大をどう位置づけをするのか。あるいはまた、今回共済事故の選択方式を拡大し、現行の暴風雨方式のほかにひょう害方式その他準備の整ったものから実施することとしているというわけでありますが、今後選択方式の対象となる共済事故の拡大の方向と見通しについて伺いたい。また、説明の中にある、準備の整ったものから実施するところがあるが、これは一体どういうものを指すのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(松浦昭君) 私どもはやはり共済制度の本質から申しまして、基本的にはオールリスク制というものが共済制度の基本であると考えております。果樹共済につきましても今後ともやはりこれが基幹になっていくというふうに考えております。むしろ、共済事故の選択制を入れてまいりましたのは、このオールリスクのいわば補完的な役割りというふうに考えているわけでございます。と申しますのは、特に技術水準の高い農家ということになりますと、やはりオールリスクということよりも、掛金が安くてしかも非常に深い被害というものをてん補してもらえんというところでさらに加入が増すのではないかと考えたからでございます。しかし、このような選択的な制度を取り入れましても、オールリスクそのものの需要というものが衰え、あるいはそれによる加入が減ってくるというふうには考えておりません。と申しますのは、今回オールリスクの面につきましても、いろんな制度改正を行っておるわけでございますし、さらに、特に被害率の低い農家はこれまで加入をしていなかったと考えられますので、むしろ特定の危険によりますところの共済事故の選択制のもとに入ってくる農家は、プラスアルファで入ってこられる農家ではないかというふうに考えられます。それからまた、多くの果樹農家は自分の技術にかなり自信を持っておられるというふう

うに思いますので、必ずしも技術水準の高い農家から順に事故除外制を選択するというわけでもないだろうというふうに考えます。また、無事故割引制等によりまして、技術水準の高い農家もオールリスクの果樹共済に入りたいというお気持ちを保持していただけるのじゃないかというふうに考えますので、

〔理事片山正英君退席、委員長着席〕

少なくとも今回の改正によりましてオールリスクが食われてしまうということはないと思います。したがって、オールリスクを基幹とし、かつこれに補完的な役割りを果たすということで、共済事故の選択制を考えてまいりたいというわけでございます。

さらに、現在は暴風雨についてのみ共済の事故の選択制を取り入れておりますが、今後の方式といたしましては、私ども考えておりますのは、ひょう害を取り入れたらいいというふうに考えております。さらに将来準備が整ったならば実施したいというものといたしましては、病虫害を除外する方式というものを取り入れたらいいというふうに考えております。これは病虫害の損害を分割して評価できる尺度ができませんれば、これを実施したい。先ほども御答弁いたしましたように、でき得れば、一兩年のうちにこのようなことができればというふうに考えている次第でございます。なお、このほかに、暴風雨とひょう害とを合わせてセットにした共済の方式も考えてみたいというふうに思っております。

○原田立君 本制度の本来の趣旨はオールリスク方式であるが、いま局長もお話しましたが、事故除外方式が拡大された場合、本制度の運営上何らかの支障が考えられますが、双方のバランスをどのように考えていくのか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま申し上げましたように、やはり基幹はオールリスクであるというふうに考えておりました。今回の共済事故の選択方式を取り入れてまして、オールリスクでない保険を実施いたしましたとしても、それはオールリスクに

付加されるいわば補完的な保険ということで、さらにプラスアルファになるというふうに考えておりました。オールリスクとは基本的には矛盾しないものというふうに考えている次第でございます。

○原田立君 引き受け、てん補方式を簡明にしたいわゆる特定危険方式の採用についてはどのような考えられているのか。

○政府委員(松浦昭君) 共済団体が従来からこの特定危険方式というものを考えられておられたいことは私も承知しております。恐らく先生のおっしゃられるのもその意味であるかと思ひます。その共済というのは、特定の共済事故のみを選択した場合において、共済金を被害時における被害割合に応じて算定する方式というふうな規定をしてよろしいかと思うのでございませう。これは確かに収穫期に共済事故によって被害を受けたような場合には、損害評価を非常に楽にできるという点でメリットを持っていることは事実でございますが、次のような点に問題がございまして、なお検討を要するのではないかと思ひます。

それはきわめて技術的な問題でございまして、一つは果実がだんだんだんだん大きくなっていくという、その大きくなっていく時期に特定の共済事故が発生したという場合には、果実の損傷のほかに、枝とか、あるいは葉っぱとか、そういう樹体が損傷を受けるわけでございます。これがどのように収穫に影響するかという認定はなかなかむづかしいということが一つございませう。

それから、これは非常にわかりやすい例であろうと思ひますけれども、たとえば花が咲いた時期に、特定の共済事故以外の事故、指定した事故以外の事故でございませうが、たとえば凍霜害が起った、それで花がたぐさん落ちちゃったと。で、残った花がわずかしかなかったところにもつてきて、最後の実がなったときには今度は特定事故である暴風雨がやってきたというふうなときには、この被害によりまして全部実が落ちちゃったという

ケースを想定してみますと、その場合は、判定は着花数に対する損傷花数の割合によって判定をいたしますので、これは全損ということになってしまひます。ところが、実は凍霜害によって起こった事故も開花期によってあるわけでございますから、暴風雨に特定した事故というものが特定できないという問題がありまして、この問題の技術的な問題を解決しなければならぬこれはむづかしいんじゃないかというふうに考えている次第でございます。

○原田立君 改正案では、共済金額は基準収穫量の設定と切り離し、地域の標準的な数量を基礎として設定することとしておりますが、改正の主たる理由はいかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 基準収量は共済金額を算定する基礎ともなり、また、損害評価の基礎ともなります。非常に重要な共済制度の仕組みの一つでございますが、果樹共済におきましては、基準収量を設定することが非常にむづかしかったわけでございます。と申しますのは、やはりいろんな農家ごとに実際の技術水準も違ひまして、その場合に基準収量が違ってくるというところがございます。また、圃場ごとに、その地形その他によりまして一つ一つの基準収量が違ってくるわけでございます。このようになむづかしい果樹共済におきまして、人手が非常に足りない事態の中で、引き受けの時期に一律にこの基準収量を決めようと思ひましても、なかなか適正な基準収量が決められないというところに問題があったわけでございます。

そこで、今回の制度は、まず標準収穫量というものを決めておきまして、これをまずもとにいたしました。さらに引き受けをやりました以後におきまして実態をよく調べまして基準収量を設定するということを考えてみよう。いわば二段モーションで基準収量を的確に設定しようという考え方でございませう。ただその場合に、標準収穫量と基準収量とが離れてまいりますと、共済金額と、それからまた損害評価とがぐくぐく収獲量によつ

て決まってしまうという矛盾が起こってまいりますので、これはできるだけ双方近づけるべく努力をしようということで、標準収穫量を設定いたす場合には、基本的には標準収穫量一つの表によりましてこれを決定しているわけでございますけれども、やはり農家間の実態はよく組合で調べていただく、実態に合った標準収穫量を設定していただく。それからまた、過去に組合員の方が実際に収穫につきましての十分なデータを持っておられるというような場合には、それも参照いたしまして標準収穫量を決定していくということによりまして、標準収穫量と標準収穫量の差をなくしていくということによりましてスムーズな運用を図りたいと思っております。

○原田立君 保険は、本来共済金額の基礎となる数量と損害評価の基礎となる数量とは同一、少なくとも連動性が必要であると思うのであります。が、この連動性の点でどのような考え方に立っておりますか。

○政府委員(松浦昭君) ただいま申し上げましたように、果樹共済におきましては、先ほどのような特殊な果樹の実態によりましてなかなか基準収穫量というものがきちんと決められないということから、標準収穫量と基準収穫量を分けて考えるという手段を今度便宜的に導入したわけでございます。しかしながら、先生御指摘のように、両者は常に密接に連動の關係を持っておりますので、できるだけその間の差をなくするということが必要でございます。そこで、標準収穫量を設定する場合には、やはり農家の実態というものを十分に反映した形で標準収穫量を設定していくということにいたしますれば、基準収穫量においてそれほど差が出てこないということになるかと思ひます。ただ、隔年結果、一年置きに豊作と凶作とが起りますようなそういう果樹の種類につきましては、これは典型的には温州ミカンでございますが、そういう場合には、やはり基準収穫量の方は隔年結果の事態に應じまして基準収穫量の方を設定してまいりますので、標準収穫量と基準収穫量の

間に若干の差が出てくることは事実でございます。しかしながら、隔年結果というのは豊年あれば不良年、不作、それからまた豊作というふうに変互に起こってまいりますので、標準収穫量としては、長く長い目で見ればそれが平均化されるというふうに考えておりますし、また同一地域におきましては、大体果樹というのは同様な隔年結果の状態を示してくると思ひますので、長期的に見ればそのような格差というものが不公平に働くということはないというふうに考えております。

○原田立君 加入促進の上からも、農家の損害感に合った損害てん補を行うためにはこの標準収穫量または基準収穫量の設定はきわめて重要な要素であろうと思ひます。設定に関する見解、これを再度伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松浦昭君) 先生御指摘のとおり、この標準収穫量、基準収穫量は、農家の不満感をなくするための最も重要なポイントでございます。共済のかねめとも申すものでございますが、これにつきましてはできるだけ適正にその収穫量を設定してまいりたいと考えております。これは果樹の状況、園地の状況等を十分調べましてこの収穫量を決定したいと思ひます。また同時に、標準収穫量につきましては、先ほどから御説明申しておりますように、単に標準収穫量表によつて決めてしまふということではなくて、組合員の方々の実際の果樹の栽培状況あるいはその方が実際に収穫のデータを持っておられますれば、それをまた基礎にするということ、念には念を入れたかつこうでこれを設定したいと思ひます。また同時に、標準収穫量と基準収穫量の両者の制度を併用するという形をとりまして、引き受け事務が終わりましてから後に念を入れてさらに基準収穫量を設定するといったようなことで、農家間の不公平あるいは農家の方の不満がないように収穫量を設定してまいりたいというふうな考え次第であります。

○原田立君 農家によつては標準収穫量より基準収穫量が多くなるところと逆に少なくなるところが生じ、農家間において損害てん補等で不公平が出てくる、こういうことはないかどうか。また、基準収穫量は共済責任期間開始後に設定することとしておりますが、基準収穫量の設定が前年度の収穫期ないしそれ以後に行われるとすれば、従前のやり方に比べ、損害評価の基準としてより適正妥当なものになるのかどうか。さらに、標準収穫量に対して上下どのような幅になるのか。

以上三点について伺ひたい。

○政府委員(松浦昭君) 標準収穫量と基準収穫量を分ける制度を今回設定したわけでございますが、標準収穫量と基準収穫量の間にできるだけ差がないようにするということは先生御指摘のとおりでございます。私もそのような意味から、標準収穫量はできるだけ農家の実態に即するような形で設定していくということによりまして基準収穫量との差をなくしたいというふうに考えております。主として基準収穫量と標準収穫量との間に差ができますのは隔年結果によるものでございまして、先ほど御説明いたしましたように、長い目で見ればこの隔年結果というものについては問題が起らないというふうな考えであります。また両者の間はほとんど違わないような形でできるだけ設定してまいりたいというふうに考えます。

また同時に、基準収穫量を引き受けの後に綿密に調査し、その場合には隔年結果等の要素も入れて考えてまいりますので、そのような状態で考えてまいりますと、損害評価は従来よりもより的確に行えるということだけは間違いないと思ひます。

○原田立君 現行の果樹共済制度は農家にとつて魅力のあるものになっていないということはしばしば指摘してある点であります。農林水産省としてもその点心得て今回の改正になったわけでありまして、今後収量だけでなく、品質、価格差、収入を共済の対象にする考え方がますます提起されてくると思ひます。農水省はこれらの問題提起をどう受けとめているか、また前向きに

検討する用意があるのかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに、ただいま先生がおっしゃっております品質の要素を入れていく件、あるいは価格の要素を入れていく件というものは非常に農家の要望がある点でございます。

そこで、まず品質の方につきましては、今回いろいろ実地上の損害評価の際に品質の要素も入れまして、たとえばジュース等に向けられるミカンといったようなものが大量に発生した場合においては、その価格の差というものが損害の中に入れていくというようなことでこれをカバーしてまいりたいというふうに考えております。

価格の要素をどう取り込むかということについては、確かに果樹栽培農家にとりましては、収入共済という角度からこれを取り上げてもらうというところが、所得の補てんという意味からも有効な手段であるというところは考えられるわけでございまして、しかしながら、朝、大臣からも御答弁がございましたように、災害対策として災害による農家の損失の補てんというものを目的にしましたこの災害補償制度のもとにおきまして、一般的な価格低落というものによる損失、いわゆる豊作貧乏というものでカバーするということとは必ずしもこの制度にそぐわないのではないかと議論もございまして、また、朝、大臣も御指摘がございましたように、保険技術的に見ましても、全国一律に起りますような一般的な価格の崩落といったようなものまでも補てんの対象にするということは、やはり危険の分散という点から考えましてなかなか保険設計になじみにくいという問題がございまして。

そのようなことで、収入共済方式を完全な形で実施するわけにはまいらなかつたわけでございまして、けれども、今回はその制度の特色も生かしまして、実は先生御案内のように、災害によつて収穫量が減少した農家につきまして価格の要素も含めました収入金額、つまり、生産金額の減少額に応じて共済金を支払うという災害収入方式を導入す

る、これを試験的に実施するというにいたしましたので、収穫量が減少した農家につきましては、価格の要素も織り込んだ保険を実施してみたいというふうに考えている次第でございます。

○原田立君 温州ミカンについては、現行制度では粗生産額の多い年に共済金も多く支払っているというふうな状況も生じております。このように、価格が上がって収入額としては一定の水準が得られているにもかかわらず、収量の減収があったというところで損害補てんが行われているという実態については、もちろん矛盾があるように思うんですが、どうお考えですか。

○政府委員(松浦昭君) 従来の制度で申しますと、確かにこれは収穫共済でございまして、価格の要素というものは入っていないわけでございます。したがって、暴風雨とかあるいはひょう雪とか、そういったいろいろな災害によりまして物量として収穫が減る、その結果所得が低下するということのために備える災害補償制度として果樹共済が仕組みになっているわけでございます。そのような面では、場合によっては全般的な被害が起った結果価格が上がり、そして一方では共済金ももらえるといったような事態が起っているというふうには考えますが、本来の制度の仕組み上そういうふうになっているわけでございます。

○原田立君 どうもおしまいの方がわからなかった。

○政府委員(松浦昭君) そのような収穫の状態におきまして物量として損害が起っているということをお前提にいたしまして、その面をとおらえまして共済金を支払うということになっておりますので、仮に全般的な価格が災害によりまして上がっているという事態におきましても、なおかつ共済金ももらえるという仕組みになっておりますが、今回の災害収支方式は、そのような点では価格の下落とそれから不作によるダブルパンチというものをむしろカバーしようというのを考えております。その点で今回の実験によりまして、その辺のところの農家の御感覚がどう出てくるかという

ことを私どもとしては注目したいというふうにご考えておる次第でございます。

○原田立君 収入方式は、収量の減少ではなく、所得の減少を基礎に共済金を支払うもので、温州ミカンでは一部試験実施されていると聞いております。特に愛媛県を初め、県単位で六県が実施しているというのを聞いておるのですが、各県どのような成果をおさめているのか。また、農林水産省はこれをどう評価しているのか。

○政府委員(松浦昭君) 確かに温州ミカンにつきましては、収入金額が平年の収入額の三割以上減収した場合に、三割を超えた減収額相当分を共済金として支払うという、いわゆる所得共済というものがある。それが果樹共済とセットになりまして、実験的に愛媛県において昭和四十八年から、和歌山県においては昭和五十一年から実施されていることは承知しております。

この所得共済は、愛媛県におきましては七百四十戸前後、和歌山県におきましては四百三十戸前後加入しているわけでございます。それぞれ支払い共済金を払っているわけでございますが、私も確かにこの方式は、経営上の損失に対応する方式として農家から好評を受けているということでは聞いておりますけれども、一面におきまして、この制度というものは果樹共済とセットになっておりますので、収入が減少したときも、さらに収穫が減少しても、いずれの場合でも共済金が支払われるという非常に有利な共済になっているというところから私どもはこれが成り立っているというふうにご考えているわけでございます。したがって、所得共済単独で実施した場合に果たして農家から歓迎されるかどうかということにつきましても、にわかに断定はしたいというふうには考えておられます。

そこで、所得共済について、果たしてそういうことであれば今後いかにこの収入共済というものを考えていくかということでございますが、この点につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、収入共済そのものを実施したい

ますことは、保険の制度上も、また保険設計上もいろいろ問題がございますので、今回は災害収支方式という形でこの制度を取り入れていったというところでございます。

○原田立君 そのことはわかっているものでありますけれども、それを具体的に本格実施の見通し、これはどうですか。

○政府委員(松浦昭君) 災害収支方式につきましては、目下これから実験をしてやってみようというところでございますが、私どもは、その実験の結果によりまして、もしもこれが非常に農家に受け入れられ、そしてまた災害の補てん及び収入の補てんといったしまして効果のあるものというところが判定できましてならば、これはもちろん本格的な実施に移す用意がございします。ただ、必ずしもそのように結果にならないかという場合には、収入共済のみに戻るといふことも考えられますが、一応実験を行います以上は、これは効果がよければ本格実施ということでも踏み切っていきたいというふうに考えます。

○委員長(青井政美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、宮田輝君が委員を辞任せられ、その補欠として高平公友君が選任されました。

○立木洋君 この改正案につきまして、大臣の提案理由の説明の中では、制度が農業事情の変化の実態に即応しない面があらわれてきておるので、そういう点から第一に果樹共済の改善と合理化という点が挙げられていると思うんです。それで、お話を伺いまして、このことによつていま膨大な保険収支上の赤字を解消したいし、さらには大変加入率が低いわけですから、これを何としてでも高めて改善していきたいというふうな御趣旨だと承っているわけですが、しかし、この赤字が出てきた原因が一体どういうことにあるのか、その背景が一体どうなっていたのかということがやっぱり明確に把握されないと、これは今後の改善

の上で実際に生かされないということにもなりかねないわけですから、まず最初に、この赤字が起つてきた原因、その背景等々について御説明願いたいと思うんです。

○政府委員(松浦昭君) 現在、国及び連合会、さらに組合等に多くの不足金が生じておるわけでございますが、やはり基本的に申しますと、この不足金が生じてまいりました大きな原因は、本格的に制度を実施して以来異常な災害に見舞われたというところがございます。すなわち、昭和四十九年につきましては北日本一帯の記録的な豪雪や干ばつ等がございまして、昭和五十年産につきましてはひょう雪、凍霜害等による被害がございしました。昭和五十一年産につきましては低温と日照不足による受精障害あるいは果実の肥大の抑制、並びにひょう雪及び台風による被害がございしました。昭和五十二年産につきましては寒害、異常低温による受精障害、ひょう雪、長雨等による被害がございしました。昭和五十三年産につきましては異常気象による異常落果、干ばつ等による被害がございしましたし、昭和五十四年産については凍霜害、ひょう雪、台風等による被害がございしました。

このような毎年連年の異常災害が続きました不足金が生じておるのが基本でございますが、さらに加えて、やはり加入率が低く、その原因としては制度に問題があったというふうにご考えている次第でございます。

○立木洋君 いま御説明で、昭和四十九年からの大変な異常災害が連続しておるというお話で、資料もいただいているわけですが、しかし、実際には果樹共済の問題を実施するに当たって、これは本格的に実施されてからはまだ浅いわけで七年間しかたっていないわけですが、実際には、果樹における被害の状態がどうなっているのかというところは昭和三十五年から調査をされたかと思うのですね、八年間にわたって。その後五年間にわたって事実上共済の試験的な実施が行われて、そして七年間の本格的な実施ということになったわけ

すが、いま言われた異常災害と言われまされども、それならば本格的に実施する以前の状態、調査された状態から見て、こういうような異常災害というふうな問題がどういふふうにとらえられておったのか、また、本格的に実施されてからはどういふような変化があったのか、そういう点での分析はいかがでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 実は、もちろんこの共済制度を実施する前には長い準備期間を置きましたし、また、試験実施の期間も置きました。そうして、ようやく本格実施に移ったわけでございますが、私も少なくとも被害率の推移を見ても、限りにおきましては、本格実施以前の被害というのはさほど大きな被害ではなかったわけでございます。本格実施をいたしましたこの数年間の被害というのは、試験実施時期の被害の約倍以上に上っております。さような意味で、今回の連続被害というのは確かに異常な被害というふうに考えておるわけでありますが、いましばらくこれは様子を見まして、果たしてこれが異常な被害であるかどうかという判定もしなければならぬと思っております。少なくとも試験実施の時期に比しますと非常に大きな被害が連続しているということが言えると思えます。

○立木洋君 ですから、この異常と言われるかどうかという問題ですね。それから実際にこういう被害が起こっている、災害が起こっている実態について私も分析的にやっていく必要があるだろうと思うのです。先ほど言われましたように低温の障害から寒害あるいは凍霜害やひょう害等々、さらには台風があり、それから毎年のように病虫害等々も問題になっているわけですね。

それで、一つここでお尋ねしておきたいのは、たとえばブドウの晩腐病の問題ですが、ここ三年間大変な晩腐病が広がっているという状況になっているわけですが、現在その発生した面積が六千ヘクタールにも達している、事実上これが果樹面積の二割以上にも広がっているというふうなことで、山形、山梨、新潟、岩手等々に被害が目立っ

ておるといふことも、現地も私は見てまいりましたし、これはすべてではありませんが、そういうことも聞いておるわけで、この点については今後の対策と見通し等々いかがなものでしょうか。

○政府委員(塚田実君) お答えいたします。

ただいま先生から御指摘ありますように、果樹については大変な災害が出ているわけでございしますが、私もさういましては災害を復旧するというようなこと、あるいはこうした災害補償によりまして農家の所得を維持するということも大事でございすけれども、いまお話しのように、災害を防止するというようなことが農家の立場に立てばもう一つ重要なことであろう、このように考えております。そこで、特に果樹のような場合にきましては、適地をつくっていただくというところがやはり災害防止のために大事なことでございまして、適地適産といいますが、そういう立場から、私も果樹農業振興基本方針の中に、果樹の植栽に適する自然的条件に関する基準というものを定めておりまして、適正な実地に植栽していくということを指導しているところでございます。

また、最近では各種の病虫害も御指摘のものを含まれて出てきておりますし、また、豪雪による被害、低温による被害というものが出ておりますので、農林水産省としては、技術指導を、都道府県に対する技術指導でございますが、強めてきているところでございます。ことしの一月には事務次官通達をもって、豪雪対策、低温対策、病虫害対策等について都道府県知事に指示しておりますし、そうしたことの重要性に心がけまして、今後ともこうした指導の一層の徹底を図るというところで災害の防止に努めていきたい、このように考えております。

○立木洋君 大臣も聞いておいてほしいのですけれども、ブドウの晩腐病ですね、あれを除去するのにどうするかといふと、たとえばかさをかける、あれはカビが雨でだんだん繁殖するということですね。それで見てみますと、一つ一つのブドウにかさをかけている、これは大変なんですよ。

それからビニールを張るとしても、十ヘクタールですか、十アールかな、やっぱり数十万円の金がかかる。それから葉を塗るにしても、あれは幹に一つずつ塗らなければならぬ。労力から何から言っても大変な状態なんですね。だから、そういう晩腐病なんかを除去するようないわゆる薬を、農業を、本当に国が本腰入れてやってもらう必要があると思うんです。前にリンゴのときでも、この病害の除去の問題についていろいろ何回かお話ししたときにも、それはやらなければならぬ、何とかしなければならぬといながら、どうしても時間がかかってしまう。もう現実に毎年のように、果樹の農家にとってみれば、この病気をどう除去していわゆる生産を保持していくかというところについては心を砕いているわけですから、こういう農業の開発等々もぜひ本腰を入れて、問題は、共済がどうするかということと同時に、その前にそういう事態が起こらないようにすることが肝心なものですから、その点ぜひ努力をしていただきたいということ強く要望しておきたいんですが、いかがでしようか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からブドウの晩腐病を例にとりましてお話があったわけでございす。雨の多い年によく晩腐病は発生するわけでございす。雨よけ等をやりまして被害を軽減する等のことをやっておりますけれども、なかなか現在特効薬的な農薬がない状況でございす。したがって、今後何か新農薬の開発というものが一つのテーマになってまいっているわけでございす。この新農薬の開発につきましてはなかなか時間がかる、それから研究投資にも相当多額の金がかかるというところが現実にあるわけでございす。薬効がありまして、それがまた逆に公害といふような、催奇形性がどうか、いんなやばりという別な面の副作用がないかどうか、そういうものも十分確かめて、公害をまき散らさないでしかもなおかつ非常に効く、こういう薬を開発しなくちゃならぬわけでございすので、その辺につきましては、農林水産省としまし

ても残留農薬研究所等施設の整備等も力こぶを入れておりまして、その辺の新農薬の開発というものが、まだまだ不十分な面があるかと思ひますが、今後ともこういう新農薬の開発の面には十分力を入れてまいりたい、かように考えております。

○立木洋君 大臣、いま申し上げましたように、こういう異常災害と言われるような事態がどうして起こってきているのか、その原因をやっぱりよく分析していただいて、そういう事態が起こらないように防止策もぜひ強めていただきたいということを重ねて御要望しておきたいと思ひます。

それから、制度上の問題に入る前に、私はやっぱり今日の果樹農業の長期的な展望といひますか、見通しといひますか、これをぜひお尋ねしておかなければならぬと思ひますが、問題は果樹農業にとつては、ミカンなんか典型的にあるわけですが、ミカンも、ミカンをつくらせるというふうな事態があつて、果樹農業振興策ですか、これも私は大変問題だと思ひますし、特にやっぱりアメリカの圧力に譲歩を重ねて果樹輸入がどんどんどんどん進められてきたというふうな事態も問題だと思ひます。ですから、昭和四十七年の生産過剰による価格が大暴落して以来、ことしまで隔年ごとに価格の暴落が続いている。そういう状況のもとで、ミカンの農家が立ち直るために努力をしなければならぬという状況でさらに大量のオレンジや果汁の輸入等々が進められていくということは、これ果樹農家にとつては大変な事態なんですね。以前は、ミカンについて言えば、かつて米並みのやはり労働報酬があつたわけですが、現在では多くて六割、四割というふうな状態にまで落ち込んで、果樹の中でも最も採算がとれないというふうな問題にまでなつてきております。ですから、農家の方々は果樹農業だけでは成り立っていないかということ、農業外収入、所得に努めなければならぬというふうなことが、今度は果樹にとつてみま

手入が行き届かないというふうな事態が起こってきまして、そこからまたいろいろの問題が出てくるということも起こりかねないわけですね。

ですから私は、昭和四十八年、四十九年にかけて、いわゆる果樹作付面積を見てみますと、廃園が新植を上回るといふような状態で、四十三万五千ヘクタールをピークに減少の一途をたどっているわけですから、こういう点、根本的にやっぱり対策をきちんと立てていかないと、この果樹共済の問題を、赤字をきちんと解消して、そして加入率も高めて果樹農家が十分にやっていけるということにはやっぱりならなくなる、そういう基本的な問題をぜひ対策をきちんとさせていく必要があるのだらうと思うんです。こういう点で、政府がいま果樹の需要と生産の長期見通しの改定中であるというわけですが、この果樹農業について、長期的な大臣の考えを聞かしていただきたいと思うんです。

○国務大臣(武藤嘉文君) 確かに従来の計画の中で、たとえば昭和六十年を見通した計画などにおいても、生産量が予想よりも上回ったということも事実でございます。しかし、確かに果樹振興法というものがございまして、私も果樹の振興をお願いをいたしておりますけれども、温州ミカンについてはすでに、いまのお話で四十年代の後半から生産過剰になっておりまして、極力転換あるいはその他のいろいろ指導もいたしてきたところでございます。しかしそれにもかかわらずなお生産量が非常に多くなつた、こういうことでございまして。今後はぜひひとつこういうことが二度と起きないように、やはり需給のバランスがとれるような形で長期の見通しを立てていかなきゃならないということ、いまちょうど農政審議会におきまして、昭和六十五年をめぐって、六十五年度の状況をどういう需給関係にするかということで需給見通しをいろいろ検討願っておるわけでございます。そして、この果樹関係についてもその中で私どもは検討をし、そして今度こそは六十年の見通しのようなことのないようなものをぜひつくり

上げたい、こう考えておるわけでございます。

○立木洋君 五十一年の八月でしたかね、昭和六十年のミカンの需給の見通し、あれがたしか四百五十二万トンだったわけですね。現状から言えども、これは私はいまややっぱりオレンジや果汁等々のアメリカからの輸入が大きく響いている。それから六十年の見通しと、今回、いま検討されている六十五年度の需給の見通し、この試算ですが、これを比べてみますと、やっぱり生産が八百七十九万トンから七百八十万トンにされて自給率が九七%から八八%になっているんですね。ですから、将来にわたって果樹の輸入に道をあけるようなこういうことではなくて、果樹の農業がやっぱりきちんとしていけるような、こういう自給率を下げることはやっぱりきちんと出していだく必要があるだらうと思うんです。この点を再度指摘しておきたいんですが。

○政府委員(二瓶博君) 五十一年の八月公表いたしましたのは果樹農業振興基本方針でございまして、これに、先生おっしゃる需要といたしまして四百五十二万トン、六十年の需要見通しということに相なっております。で、問題は、この需要見通しにつきまして、生産需要は大体これは横ばいじゃないかと、こう見ており、また果汁の方は相当増加すると見たわけでございまして、その後の推移を見ますという、生産需要の方が大分落ち込んでおります、率直に申し上げて、したがって、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、六十五年を目標準年度にする改定作業を現在やつておるわけでございます。

そこで、その際に、先生からの御指摘で、これが非常に輸入がふえてきたと、そういうことも響いているのではないかと、そういうお話もあるわけでございますが、一応私たちの方としては、オレンジ等につきましてこの五十五年度から輸入枠等もふ

やしてございます。ただ、これは温州ミカンの非出回り期、これを中心にということ、で、六、七、八のいわゆる季節枠といいますが、そういうものを軸に入れるというのを軸に考えておりますので、これは温州ミカンにはそう大きな影響はないのではないかと。むしろ価格低落その他につきましては、国内的な需給のバランス、これのとり方が、必ずしもこちらの指導もよろしきを得なかつたという面はあるかと思ひます。そういう反省の上に立ちまして、現在農政審議会におきまして農産物の一つとして検討していただき、他面また、果樹農業振興審議会というのもございますので、こちらにつきましてまた並行して審議をいたしておるということでございます。

そこで、現在いろいろ審議をいただいておりますので、まだ具体的な数字というものを最終的に申し上げる段階まで来ていないわけでございますが、いづれにいたしましても、六十年の四百五十万トン程度を思っております温州ミカンの需要、これはやはり現時点から立てば高きに失するといふふうに考えております。したがって、もう少しその辺の見通しをきちんと立てたものにしたいということ、で、農政審議会の先生なり、果樹農業振興審議会の先生なり、大所高所並びに専門的な角度から種々検討いただいておりますので、ございまして。

○立木洋君 まあ温州ミカンだけの問題でなくして、これは果樹の輸入というのは、リンゴにしろその他にしろいろいろ影響が出てくるわけですね。組合等のお話を聞いてみましたが、一人年間リンゴの消費量が今まで六キロだったのがやっぱ五キロに減るというふうな事態もあるという話も聞いているわけですし、だから、そこあたり総合的なあり方というのをぜひ大臣よく考えていただきたいというのを重ねて申し上げておきたいと思うんですが、時間があれますから、次に制度上の問題でお尋ねしておきたいと思うんですが、

今度の改正される内容、改善される等点につい

て、補償内容を充実させるという面よりも、赤字を埋める合理化の方が何か前面に出ているような感じもするわけですが、そういう点、特に農家とか共済組合等々にもそういう意見があるやうに聞いております。その点では政府では、できるだけ大ぜいの果樹農家に入ってもらう、そして危険の分散を図って保険収支を改善していくといふふうに述べられておるわけですが、それは間違いないでしようか。

○政府委員(松浦昭君) 今回の果樹共済制度の改正は、できるだけ果樹共済を農家の掛金負担の増大とそれによる加入率の一層の低下という悪循環に陥らないようにということで、これを断ち切るという方向でむしろ考えておるわけでございまして、決して縮小均衡と申しますか、収支の改善だけを重く見て問題を考えているわけではございません。諸般の改正を行ひまして、それによって加入率が上がり、それによって共済が安定し、また掛金も下がっていくということ、よい循環を繰り返していきという方向に向かつていくための制度改正というふうに考えてお願いを申している次第でございます。

○立木洋君 先ほど議論になりました加入率を高めるという問題ですが、これは基本を言えば、やっぱり果樹農家の方々がこの共済に入つて本当によかつたと言われる状態があつて本当に加入率がふえていくのであつて、幾らどのように勧めてみても、農家の方々が喜ばない状態であれば加入率はつきりして思うんです。全国農業共済協会が果樹共済農家の意向調査等々を行つていふ点についてはもうごらんになっておられるかと思ひますけれども、その中でも、掛金の掛け捨てだといふ声だとか、あるいは災害でも共済金がもらえないという声も広がっているという点が問題にされておるわけですね。それで、何割の被害から損害を受けたと感ずるのかという質問に対しても、これは一割から感ずるというものが八・三%、それから二割というふうに答えているのが三三・四

%、三割というふうに答えているのが三六・九%、四割以上というのが一〇・五%というふうな回答が寄せられているわけですね。それで、今回半相殺方式の導入があったわけですが、依然足切りが三割のままの状態、このままでは実にやはり半数の人たち、二割以内で一割でも被害があったと感じる、そういう人たちの、結局災害でも共済金がもらえないというような声が事実上無視されたということにならざるを得ないんじゃないかと思うんですが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) 従来までは全相殺で三割という状態でございましたのを全相殺二割に下げたおかげでございますし、また半相殺を新たに導入しまして、その場合の足切り率を三割ということにいたしましたわけでございます。

この足切り率につきましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、いろいろな観点を入れてまいらなければなりません。たとえば危険の状態がどのような状態であるかとか、あるいは道徳的危険がどの程度あるかとか、あるいは損害評価がうまくいくかどうかといったような問題、そしてさらに、やはり一番大きくわれわれが考えなければならぬのは掛金率と関係で考えなければならぬのは掛金率であろうと思ひます。で、掛金率が上がりますればどうしても加入が促進できない状態になるわけでございますが、確かに現在の調査、おっしゃられましたように三割のところでは三六%という数字でございますけれども、その場合に、掛金率が非常に上昇した場合にやはりそれとの関係ではバランスをとって考えなければならぬということをお農家の方々もお感じになると思ひます。私どももいたしましては、半相殺で損害評価をよりやりやすくすること、と、これの制度を導入しました場合の足切りの率といたしましては、料率その他の関係を考慮してみますとやはり三割が妥当な線だということと、今それを設定いたしました。ただし、増収分も相殺いたしますところの全相殺につきましては、二

割が適当だということでこの足切り率を決めた次第でございます。

○立木洋君 災害でも共済金がもらえないという問題は、一つはその足切りの問題が問題としてあるでしょうけれども、もう一つは、やっぱり農家単位の引き受けが損害実感と合わないというところから来ておるとおもうんですね。結局一戸で数カ所の園地がありますと、一カ所が全滅しても実際にその農家全体で三割を超える被害がないと共済金が支払われないというところから来ておるとおもうので、いわゆる樹園地ごとの引き受けの実施を農家の人々は強く要望しておると思ひます。政府はこれについて、共済金を支払う機会が多くなつて掛金率がふえるというふうな話もあるようでありまして、しかし、この点についても、これはもうくどくどこで言いませんけれども、衆議院で議論がされて、そしてこの掛金率がふえるという問題は、引き受け方式がそれを規定するのではなくて、やっぱり被害の補てん水準によって決まるんだというふうなことも衆議院の中で議論されておるといふことも私も議事録を見たわけですが、そういう点から、やっぱり樹園地ごとの引き受けが実施されない限り、複数の多くの園地を持つ農家はやっぱり損害実感と合わないというふうな感じがあつて、この農家単位方式をきつて加入に踏み切らないというおそれがあるのではないかとおもうに考へるわけですが、この点についても、水稲共済等々で国が奨励をしておるわけですが、全相殺、しかし実際にやはり農家は一筆引き受け方式から移行するという状態にはなつていないという実態を見て、この問題はやはりよく検討してみる点ではないかと思ひますが、その点改めてお尋ねしておきます。

○政府委員(松浦昭君) ただいまのお尋ねの園地単位方式でございますが、これはもちろん足切りとの関係も考へながら判断をしなければならぬ問題であると思ひます。まず、先ほど申しましたように、全相殺で二割、半相殺で三割という足切り

率で掛金の負担というものを考へてみました場合には、どうしても園地方式にいたしますと、農災の中では、どうしても園地方式にいたしますと、半相殺と一筆の間に約七割からの掛金率の差が出てくるというのを考へますと、さらに足切り率を上げざるを得ない。掛金の状態を一定にしておくということになりますと足切り率を上げざるを得ないということになります。そうなりますと、全相殺二割、半相殺三割でございますと、恐らく園地単位方式でございます、足切りが四割という状態になつてくるんじゃないか、それでよくバランスがとれるという状態になります。が、先ほど先生がおっしゃられたように、四割で災害実感を持つというのは一〇%という農家の状態であるということから考へてみしても、そのように高い足切り率を設定するということは妥協ではないというふうに考へられます。このように足切りと単位引き受け方式、さらに掛金率の三つの循環をどう考へるかということが一つの大きなポイントであろうと思ひます。

それからいまい一つ、これは先ほど御答弁申し上げた点でございますが、降矢先生の御質問に答へまして申し上げた点と同じでございますけれども、やはり園地単位方式というのは、特定園地が非常に深い被害を受けた場合にこれを補てんするということになりますけれども、どうしても農家全体の経営ということを考へてみますれば、やはりほかで増収している場合もあるということがございまして、特定の園地に偏つて共済金が払われるという状態が起るわけでございます。で、やはりわれわれは理想と申しますか、農作物共済においても常に農家単位方式を追求してまいりましたように、われわれの理想はやはり農家単位という方向で、全相殺という方向であるべきだと思ひます。しかし、それだけ、理想だけを追つては現実にはマッチしないという点がございまして、長い歴史の過程でいろいろ論争もございまして、しかしながら、その中でわれわれとしては半相殺方式というものを導入いたし

まして、より農家の実感に合った方法を考へ、また同時に損害の評価の方式についても、これをできるだけ簡素化するというところでこの制度を導入いたしましたわけでございます。さような理想と実態というものの間でわれわれがいかなる方式をとっていくかということで、今回の制度改正を行いたいということで御提案を申し上げた次第でございます。

○立木洋君 いや局長、全相殺を二割だということを基準にするからという結論になるわけですね。水稲共済の場合だと変わつてくるわけですね。ですから、漸次そういう方向で改善していくということをよく考へてやつてほしいということ。いまこの改正案がもう完全なものだということにお考へになるから、だから半相殺が三割になれば一筆が四割だというふうな基準が出てくるわけですから、だから、農家が何を望んでいるかというのをよく考へて対応してほしいということ。私は申し上げているわけ、水稲の場合だつて一割、二割、三割でしょう。だからよくこの点も検討していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、先ほどの共済団体のアンケートの中に、一つは掛金が高いという問題があるんですね。今回の改正案の点ではこの掛金がどのようになるのか、お答えいただきたい。

○政府委員(松浦昭君) 私、立木先生の最初の御質問にお答えいたしましたときに、まことに不幸なことながら、果樹共済につきましては連年異常災害に見舞われたという実態を申し上げたわけでございますけれども、試験実施のときに想定された料率に對しまして、実は引き上げ率が相当な高さになりましたので、一般的に申し上げますと、どうしても今回は料率改定をいたしますと掛金率が上がらざるを得ないという実態にございまして、そこでわれわれがいたしましては、幾つかのこれに対する対応策を用意したわけでございます。一つは料率の調整という点から、毎年災害がないという農家に対しては、料率の割引制度というものを設定したいということを考へており

ましたし、また、料率が高くて入りたくないというような農家でも、たとえば特定の被害について安い掛金で深い被害を補償してもらいたいという農家に対しては、共済事故の選択性というものも開いたわけでございまして、さような場合には掛金率がわりあい低い状態で加入ができるということも考えられます。そのほか、防災ネット等を持っている農家に対してはその分だけ料率を割引するといったような制度も考えておりまして、そのようなことで今回の料率の引き上げというものには対応していきたいと思うわけでございますが、一方におきまして、長期的にはこのような諸般の改正によりまして加入率を上げてまいりますれば当然逆選択が防止されるわけでございまして、長期的に見れば掛金率は安定の方向に向かうというふうに考えております。さような方向でこの問題には対処してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○立木洋君 この間いただいた資料によりまずと、十アール当たりの 共済掛金農家負担額です
ね、これは計算してみますと、現在でも水稲に比
べて大体五割か六割増しの掛金の状態に實際にな
っているわけですね。ですから、さらに今度の場
合国庫負担がふえるわけではないわけですから、
そうすると、どうしても掛金の方に、いまおし
やるような状態になってくれば、これは一方では
加入を促進すると言いながら、掛金が高くなると
事実上加入を押しとどめるといいますか、加入を
ふやす状態を引き下げることにになりかねない逆の
作用がやっぱりあるわけですね。この点も考えて
いただきたいわけですし、それから特にこの掛金
の国庫負担割合、これは畑作の場合六割ですが、
そういう点の改善もあわせてぜひ考えていただき
たいんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(松浦昭君) もとより料率を設定いた
します場合には、その地域の実態に合いましたよ
うな料率を設定すると同時に、できるだけ料率は
引き上げをいたさざるを得ないにしても、加入の
妨げにならないようなことで配慮をいたしてまい

りたいというふうに考えるわけでございますが、ただ、国庫負担によりましてこれを解決するということは、現在の段階では非常にむずかしいと申し上げざるを得ないわけでございます。と申しますのは、やはり国庫負担割合は、それぞれの共済事業によりまして諸般の標準、角度から検討をいたしておるわけでございまして、特にその水準なり、あるいはこれをどのような形で負担するかというところにつきましては、一つの基本的な考え方がございます。と申しますのは、当然加入あるいは強制加入というものをとります事業、これは農作物共済あるいは蚕繭共済でございますが、これはやはり強制加入をとっている以上無理して農家に加入していただくという要素もございしますもので、農家負担の平準化というものを図らざるを得ないということから、被害率が高い農家、つまり掛金率の高い農家に対してはそれだけ負担割合に差をつけて高い負担をするという制度になっておりますけれども、任意加入をとっている制度、つまり家畜共済等につきましてはいわゆる一律負担というかっこうになっております。

それから、掛金に対します国庫負担の水準についてでございますけれども、水準はこれは共済目的となります作物の政策的な重要性であるとか、あるいは災害発生の様相であるとか、特に農家の掛金負担能力、つまり収益性が非常に大きな問題になるわけでございまして、先ほど先生、畑作共済については六割の国庫負担と、これは確かに事実でございますが、しかしながら、果樹農家の経営と比べてみますと、やはり畑作農家の場合にはその収益性に限界がございます。したがって、そのバランス等も考えますと、どうしても現在の段階では果樹共済につきましては五割の国庫負担、しかも一律というのが適当な負担であるというふうに考えている次第でございます。

○立木洋君　いま幾つかの点、特に果樹農家の声から、問題を、今後の点をぜひ考えてほしいという幾つかの点を述べたわけですが、当面はその問題で無理だというふうなお話ですけども、よく

やはり加入率を高めて、問題はこの果樹共済をよりよく運営していくという点から考えるならば、そういう実態に即応した面が大切だということを、何しろ一番最初大臣自身がおっしゃっているわけですから、そういう方向で今後とも改善をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、次に雪害対策の問題にかかわるわけですが、ことしの一月から二月にかけて東北地方では大変な豪雪がありまして、先日も山形の方のほうであれを聞いたわけですけれども、ことしの三月二十一日にまとめた時点での報告によりますと、山形県では被害が非常にブドウに集中しておる。それでブドウだけでなく六億七千万円、それからブドウなどの樹体被害、これが一億九千六百万円等等ですね。全農林関係被害の実に九四%を占めておるといふ資料をいただいているわけですが、被害の集中した高畠町等々を見ますと、このブドウの過半数の栽培地が被害を受けて大変な事態になっていっているというふうに言われております。実際にこれは後ほど写真を見ていただいてもあれですが、このブドウの木が全部隠れてしまっているんですが、雪の下になってしまふという状態で、それが雪解けが起こつてくると、これが、ブドウだから木から全部がつぶれてしまふというふううな事態まで起くる。ですから、その後の状況では被害はさらに進むだろうというふうに県当局の方でも話をしておりました。

そこで、幾つかの点をぜひ申し上げておきたいわけですが、一つは、このブドウだなをつくるのの自作農維持資金を借りてやってきたわけですが、それでこういう大変な被害を再び受けて、これを回復するためにはさらに金も必要になつてくるので、この償還を延期してもらえないだろうかという要望が出されているわけです。この点をひかるとつぜい検討をして、関係地域や関係機関に通達を出していただきたいということが第一点です。

それからもう一つは、この地域でほとんど——高島や南陽市などでは、収穫共済には三、四割、それから樹体共済には三割近くが加入しておりま

す。でブドウ園の再建にできるだけ早く取り組みたいということで、実際の状況を言いますと、被害の状況を調査をして、それでどれぐらいになるかということが検討をされて、そして共済金が出されるということになるので、大体早くても九月ごろになるのではないかというふうな話なんです。そうすると、実際にいまブドウだの被害が甚大なので、多額の費用をかけてこれで再築して再びブドウをやっていくかどうかということ、で、農家の方々が大変苦慮しているわけですね。聞いてみますと、蔵王などで、ひよう害を受けた場合に、共済金の支払いが確定しない前でも、大体およその見積りもりの七〇％を先に仮払いしてもらったというふうな例もあるので、そういうふうなことを今回の場合にぜひお願いできないだろうかという点が第二点ですね。

それから第三点目が、ブドウの栽培にはいわゆるブドウだなが必要不可欠であるということともう申すまでもないことなわけですが、農災法の八十四条では、樹体共済の共済目的を「前号の果樹（省令で定めるその支持物を含む）」というふうに書かれてあるわけですね。しかし、必ず、ということにはもちろんないわけではないわけですが、そういう点から言うならば、ブドウだなやナシだな等々にいろいろ被害があった場合、当然これも共済に含めて今後検討してほしいというふうに考えるので、以上三点、雪害の問題とあわせてお尋ねしておきます。

○政府委員（塚田実君）　まず私の方から自作農維持資金についてお答えいたします。

確かに秘どもの調査でも、東北各県の報告によりますと、東北地方だけで雪害による被害が三月中旬現在で十七億。山形県に集中しておりまして、山形県はそのうち約九億程度を占めております。それもほとんどブドウということで、先生のお話のとおりでございます。なお、雪害でございますので、被害の実態は雪解けの時期を待たないとはつきりいたしません、かなりふえるのではないかと心配されております。

そこで、自作農維持資金でございすけれども、御案内のように、災害等があつて償還困難の場合には、個々のケースに即しまして公庫資金の償還に猶予を行うことができることになっております。したがひまして、自作農維持資金についても、中間据え置き——たとえば据え置き期間の延長あるいは償還期限の延長というような措置ができることになっております。で、雪害がはなはだしいというような情報もありましたので、農林水産省といたしましては、三月の初めに関係機関にこうした措置を指導したところでございす。ただ、末端まで徹底していかないというような御批判もありますので、なお周知徹底をさせるということで努力してるところでございす。

○政府委員(松浦昭君) ことしの冬、東北地方、特に山形では豪雪による被害が相当発生しております。特にブドウについて被害が発生しているという状況は聞いております。共済団体としては、まだ雪が深く被害の状況が調査できないというのを申し上げておまして、できるだけ近日中には被害概況調査をやりたいというふうに言っております。特に、枝折れがわかりましたも野ネズミの被害が雪解けにならないとわからないということがございまして、状況の把握が若干おくらしているようございす。

そこで、果樹共済の共済金でございす、通常は収穫期ということで、ブドウは大体五月上旬に支払いが行われるというのが通常でございす。が、先生がおっしゃられますように、著しい損害を受けた場合には仮払いという制度もございすし、それから、政府からの概算払いということも考えられます。したがひまして、私どもは被害の判明の状況待ちまして、現地の状況も十分踏まえまして適切な措置を協議していききたいというふうに考えております。

それから第三点のお話でございす、確かにブドウだににつきましては、支持物につきまして共済対象とする道が開かれていることは事実でございす。ただ問題なのは、この被害率の資料が

ないために、この支持物につきましてどのような共済制度を仕組めるかという問題があるわけでございます。で、昭和四十九年から主産県に委託いたしまして被害率等の基礎調査は行つてきておりますけれども、残念ながら実はその調査結果によれば被害の頻度が余り高くないものですから、必ずしも被害率を算定するところまでデータが集まっていないというのが現状でございす。したがつて、さらに今後なお調査を継続いたしまして、調査結果の分析、検討も終わりました場合には、保険需要等につきましても十分調査いたしまして、できるだけひとつそのような方向で、支持物につきましても、ブドウなども含めまして果樹共済の対象にできますように考えてまいりたいというふうに思つております。

一つ訂正をいたしますが、果樹共済の共済金は、通常、収穫共済にあつては収穫期、それから樹体共済にあつては共済責任期間の終了期ということと決まつております。それまでの間に仮払いの制度もあるということをおし上げたわけでございます。

○立木洋君 それからもう一点、これは大臣にお答えいただいた方がいかと思ふんですが、サクラノボの輸入の解禁時期が七月の五日ということ、これは二、三年ということと二年前に——三年前ですか。それで二年と言へば去年までです、三年と言へばことしも入るわけですから、現地の方の要望としては、これが七月一日に解禁が繰り上げられますと、やはりちようどあすこの山形で出しておるサクラノボのナポレオンですか、これの出荷時期と大体二割近く競合するという状況もありますので、何としても七月五日というところでことしもやってほしいと、今後ともそういう流通過程での煩雑な事態が起らないためにもぜひお願いしたいという要望があるんですけれども、この点いかがですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) いまの御指摘の点につきましては、四月の二、三日と、日米担当者間で協議が行われまして、正直話はずなかつたわけ

でございす。いま引き続いて外交ルートを通じて検討をいたしておるわけでございますが、なかなかそのときの模様からいたしますと、いま地元としても七月五日を御希望になつておるようございすけれども、なかなかむずかしい状況にあるわけでございますが、いづれにいたしまして、われわれとしては極力努力をして、なるべくそれは御希望に沿うようにしたいと思つておりますが、大変むずかしい状況であるということだけは、どうも私も感じておまして、何かその辺のどこかで妥協せざるを得ないんじゃないかなうかと、こういう感じでございます。

○立木洋君 じゃ、これで最後にいたしますが、当初申し上げました輸入とのかかり合いの問題というのは日本の農家にとつて大切な問題です。最後に、私きょうお尋ねしました点で、こういう異常災害が続発するような原因を十分に確かめて、そしてそういう事態に対する防止策を積極的に講じていただきたいという点、それからまた制度上、農家の方々が幾つかの点でさらに要望しておる点もあるわけですし、これで完全だということはもちろんお考えになつていないだろうと思ひますけれども、さらに改善を強めていくという点に努力をしていただきたいし、同時にやつぱり果樹農政、農業全体の長期の見通し、これもしつかりした観点から立てていただいて、農家の方々が十分にやっていくような、そういう農政に強化していただきたいという点を最後に御要望し、それについての大臣の御所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(武藤嘉文君) けさほどからお答えをいたしておりますように、やはり農家の皆さんが、災害が起きたときにも意欲を持つてより生産に当たつていただけるようにするためにこの農業共済制度はあるわけでございますから、できる限りそういう方向に努力をしてまいりたい。同時に、やはりあくまでこれは共済制度でございす

ので、農家同士で助け合うということももちろん根底に必要でございす、私ども政府といたしまして、法律にも私どもの責務もございすので、できる限り円滑にこの制度が運用され、また先ほど申し上げますように、農業の変化に応じて適時十分適応してこの制度が改善をされていくように今後とも努力をしていきたい、こう考えております。

○委員長(青井政美君) 他に御発言もないようです。河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

河田君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

方式における支払い開始損害割合を三割から二割に改め、農家の損害感覚に合ったものとしたこととであります。

第二に、樹園地ごとの引き受け方式を実施し、共済金額は一園地ごとに、単価に標準収穫量を乗じた額の七割の範囲内とし、共済金は損害割合三割から支払うものとしております。

第三に、掛金の国庫負担割合を五割から六割に引き上げ、畑作、蚕繭、農作物共済の水準に合わせることも、果樹農業が自然災害を受けやすい実態を考慮し、超異常災害部分は農家掛金に算入せず、全額国庫負担とするものであります。

第四に、掛金の無事故割引制度については、組合任せにせず、無事故農家は自動的に割引引かれることとし、そのため、全国的に掛金率をあらかじめ割引分を見込んで設定するものとします。次に、家畜共済については、掛金国庫負担割合を、種豚、肉豚を含めてすべて二分の一とするものであります。

最後に、共済団体の損害評価事務費の国庫負担を明文化し、実態に即した補助がなされるようにするものであります。

以上の本修正案による平年度国庫負担割合は、一定の仮定のもとで約五十億円が見込まれております。

今回の改正を案のあるものとするため、委員各位の御賛同をお願いして、提案理由の説明を終わります。

○委員長(青井政美君) ただいまの河田君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。武藤農林水産大臣。

○国務大臣(武藤嘉文君) ただいま御提案のありました修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長(青井政美君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御発言もないようですから、これよ

り原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですから、これより農業災害補償法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、河田君提出の修正案を問題に供します。河田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青井政美君) 少数と認めます。よって、河田君提出の修正案は否決されました。それでは、次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青井政美君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、北君から発言を求められておりますので、これを許します。北君。
○北修二君 私は、ただいま可決されました農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、農業生産の多様化、地域農業の安定振興に対処し、本制度の損失補償内容の充実、事業運営の実効性の確保を一層図ることとし、農業経営の安定と健全な発展に資するよう、次の事項を検討し、その達成を期すべきである。

一、果樹共済については、技術水準の高い果樹農家の加入、生産出荷団体等の協力、集団加入の推進等の積極的な加入促進対策に務めること。

二、果樹共済の実態にかんがみ、地域条件等に対応した単位当たり価額の算定、適正な標準収穫量と基準収穫量の設定、的確な損害評価の確立を指導するとともに、共済金の早期支払いに資するよう事務の簡素化等に努めること。

と。
三、果樹共済における災害収入共済の効果的な試験実施に努め、さらに暴風雨、ひょう害以外の特定事故についても、調査検討を進め、病虫害事故除外方式の早期実施を検討すること。

四、蚕繭共済については、基準収穫量の実情に即した設定を指導するとともに、単位当たり共済金額の最高限度額は、実勢繭価水準をできるだけ反映して定め補償内容の充実に努めること。

五、畑作物共済の重要性にかんがみ、低被害の対象作物の足切り水準の引下げを検討するとともに、実情に応じた事業実施地域の拡大、地域性を踏まえた事業運営の整備強化を図ること。

なお、共済事業対象作物としてホップ、茶等の地域特産物の制度化に努めること。
六、家畜共済の有効な実施に資するため、牛の生産事故を含めた共済事故の拡大、家畜診療所の整備対策、診療点数の改定、獣医師の待遇改善等を配慮すること。

七、果樹共済の連合会等の不足金の累増、蚕繭共済の実態、園芸施設共済及び畑作物共済の最近の被害発生の様態にかんがみ、これらの共済事業についての責任分担の改善につき十分検討すること。

八、本制度の機能強化を期するため、共済組合の広域合併等の組織の整備に努め、各共済事業の普及推進及び事業の複雑な特殊性に対応し、共済職員の研修養成の一層の充実に図ること。

九、最近の共済事業の多様化に対処し、共済組合職員の待遇改善、損害評価員、共済連絡員等の手当の改善に努めること。

以上であります。
○委員長(青井政美君) ただいま北君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青井政美君) 全会一致と認めます。よって、本附帯決議案は全員一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武藤農林水産大臣。

○国務大臣(武藤嘉文君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしましたので、十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○委員長(青井政美君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青井政美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青井政美君) 次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武藤農林水産大臣。
○国務大臣(武藤嘉文君) 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

この法律案は、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の引き上げ等を行うことにより、給付水準の引き上げを行うものであるものであります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。
第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。

す。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年四月分以後、昭和五十四年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げ、年金額の増額を行おうとするものであります。

第二は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ、退職年金、遺族年金等に係る絶対最低保障額を引き上げようとするものであります。

第三は、昭和三十九年改正前の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる旧法に基づく遺族年金に係る寡婦加算の額の引き上げ等であります。これは、六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の旧法による遺族年金に加算されるいわゆる寡婦加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算の適用を受ける受給者が同時に退職年金等を受けることとなる場合には、必要な調整を行うこととするものであります。

以上のほか、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等、所要の改正を行うこととしております。なお、この法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきまして、便宜政府側から御説明申し上げます。

修正の内容は、この法律案の施行期日である昭和五十五年四月一日がすでに経過していることにかんがみ、施行期日を「公布の日」に改めるとともに、標準給与の月額の引き上げについて、昭和五十五年四月一日から遡及して適用する等、所要の規定の整備を行うものであります。

以上が衆議院における修正の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(青井政美君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(青井政美君) 次に、請願の審査を行います。

第六〇号米の政府買入価格改善等に関する請願

外三十二件を議題といたします。
速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(青井政美君) 速記を起こしてくだ

本委員会に付託されております三十三件の請願につきまして、理事會におきまして協議いたしました結果、第八二号農業改良普及事業に関する請願外十二件は議院の會議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第六〇号米の政府の買入価格改善等に関する請願外十九件は、後日改めて審査することに意見が一致いたしました。

つきましては、右のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。
午後四時三十八分散會

〔参照〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十三条の二の改正規定を次のように改める。

第十三条の二の改正規定を次のように改める。

第十三条の二の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

第十三条の三の改正規定を次のように改める。

二 当該都道府県の第二百二十条の七第六項第二号の收穫異常共済掛金標準率の五分の三

三 当該都道府県の第二百二十条の七第六項第三号の收穫異常共済掛金標準率

第十三条の三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十四条中「政令の定めるところにより、」を削り、「事務費」を「事務費のうち、役職員(第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業に関する事務に従事する吏員その他の職員)の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費、損害賠償に要する経費その他共済事業及び保険事業に関する事務の執行に必要な経費」に改める。

第二百二十条の三の二第一項にただし書を加える改正規定中「第二百二十条の八第二項」を「第二百二十条の八第三項」に改める。

第二百二十条の六第一項から第三項までの改正規定を次のように改める。

第二百二十条の六第一項を次のように改める。

收穫共済の共済金額は、組合等が定款等で定めるところにより、次のいずれかに掲げる金額とする。

一 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び收穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格に当該樹園地の當該收穫共済の共済目的の種類等に係る標準收穫量に相当する数を乗じて得た金額(以下この号において標準收穫金額という。)に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準收穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、申し出た金額

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

二 收穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、果実の単位当たり価格にその者が當該收穫共済の共

済目的の種類等たる果樹に栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数乗じて得た金額（以下この号において標準収穫金額という。）に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、申し出た金額を第二十条の六第二項中「前項」を「第一項第一号及び第二号並びに第二項」に、「都道府県の区域」を「主務大臣の定める地域」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項第一号及び第二号並びに第二項の標準収穫量は、主務大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。この場合において、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済に係る同項の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が過去一定年間に於いて収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に於て主務大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。

第二百二十条の六第六項を改め、同条第三項の次に一項を加える改正規定中「及び第四項」を「第一項及び第四項」に、「第二項及び」を「第一項第一号及び第二号、第二項並びに」に改める。

「第二項」を「第四項」に、「収穫共済の共済事故による種別」を「収穫共済の共済事故等による種別」に改め、同項第一号中「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 被害率のうち、収穫通常標準被害率を超え主務大臣が定める異常標準被害率（以下収穫異常標準被害率という。）を超えないものにあつては収穫通常標準被害率を超える部分の率を、収穫異常標準被害率を超えるものにあつては収穫通常標準被害率を超え収穫異常標準被害率を超えない部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下収穫異常共済掛金標準率という。）

第二百二十条の七第四項第二号の次に次の一号を加える。

三 被害率のうち、収穫異常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下収穫超異常共済掛金標準率という。）

第二百二十条の七第五項及び第七項から第十一項までの改正規定を次のように改める。

第二百二十条の七第五項中「第二項」を「第四項」に、「収穫共済の共済事故による種別」を「収穫共済の共済事故等による種別」に改め、同条第七項中「前条第四項」を「前条第九項」に改め、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項第一号中「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 被害率のうち、樹体通常標準被害率を超え主務大臣が定める異常標準被害率（以下樹体異常標準被害率という。）を超えないものにあつては樹体通常標準被害率を超える部分の率を、樹体異常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を超え樹体異常標準被害率を超えない部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下樹体異常共済掛金標準率という。）

第二百二十条の七第七項から第四項までの改正規定を次のように改める。

第二百二十条の七第二項中「前項」を「第一項」に、「前条第一項」を「第八十五条第十一項」に、「収穫共済の共済事故による種別」を「収穫共済の共済事故等による種別」に改め、同条第三項中「収穫共済の共済事故による種別」を「収穫共済の共済事故等による種別」に改め、同条第四項中

「第二項」を「第四項」に、「収穫共済の共済事故による種別」を「収穫共済の共済事故等による種別」に改め、同項第一号中「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 被害率のうち、樹体通常標準被害率を超え主務大臣が定める異常標準被害率（以下樹体異常標準被害率という。）を超えないものにあつては樹体通常標準被害率を超える部分の率を、樹体異常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を超え樹体異常標準被害率を超えない部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下樹体異常共済掛金標準率という。）

第二百二十条の七第九項第二号の次に次の一号を加える。

三 被害率のうち、樹体異常標準被害率を超え主務大臣が定める率（以下樹体超異常共済掛金標準率という。）

第二百二十条の七第十項中「第七項」を「第九項」に改め、同条第十一項中「及び収穫異常共済掛金標準率」を「、収穫異常共済掛金標準率及び収穫超異常共済掛金標準率」に、「及び樹体異常共済掛金標準率」を「、樹体異常共済掛金標準率及び樹体超異常共済掛金標準率」に、「四年」を「三年」に改める。

第二百二十条の七第一項の次に一項を加える改正規定中「次の一項」を「次の二項」に改め、同改正規定に次のように加える。

組合等は、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がなくて省令で定める一定年間に於いて一又は二以上の共済目的の種類につき収穫共済の共済金の支払を受けないときその他組合員等が一又は二以上の共済目的の種類につき省令で定める要件を満たすときは、当該組合員等については、省令の定めるところにより、当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等に係る第一項の共済掛金率又は前項の規定を適用して算定した共済掛金率を割り引くものとする。ただし、第二百二十条の三の二第一項本文の省令で定める共済事故を共済事故としない収穫共済（省令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

第二百二十条の七の次に一条を加える改正規定を削る。

第二百二十条の八第一項の改正規定を次のように改める。

第二百二十条の八第一項を次のように改める。

組合等は、次項及び第三項に規定する収穫共済以外の収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済

事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項及び次項において同じ。）がその基準収穫量の百分の三十を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として組合員等に支払うものとする。

第二百二十条の八第二項を改め、同条第一項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第二百二十条の八第二項中「共済価額の百分の十をこえた」を「省令で定める金額を超えた」に改め、同条第一項の次に次の四項を加える。

組合等は、第二百二十条の六第一項第二項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の二十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第二百二十条の六第二項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）が第一号に掲げる数量の百分の二十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、第二百二十条の六第二項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）が第一号に掲げる数量の百分の二十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の
種類等に係る基準収穫量

二 第九十八条の二の準則に従い認定されたそ
の年における当該組合員等の当該収穫共済の
共済目的の種類等に係る果実の収穫量、果実の
減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共
済にあつては、その年における当該組合員等
の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当
該収穫量に主務大臣の定める方法により一定
の調整を加えて得た数量

前三項の基準収穫量は、組合等が第二百二十条
の六第七項の規定により定められた標準収穫量
に主務大臣の定める方法により一定の調整を加
えて得た数量とする。

第二百二十条の六第八項の規定により細区分が
定められた収穫共済の共済目的の種類等につい
ての第一項から第三項までの規定の適用につい
ては、第一項中「減収量」とあるのは「減収金
額」と「基準収穫量から」とあるのは「当該収
穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準
収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり
価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収
穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以
下この項及び次項において同じ。）の合計額から
その樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等
の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果
実の単位当たり価額に、その樹園地の収
穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係
る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額
をいう。）の合計額」と「数量」とあるのは「金
額」と「その基準収穫量」とあるのは「その基
準収穫金額」と、第二項中「減収量の合計」と
あるのは「減収金額の合計額」と、基準収穫量
の合計」とあるのは「基準収穫金額の合計額」と、
第三項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、
「掲げる数量」とあるのは「掲げる金額」と、
「差し引いて得た数量」とあるのは「差し引
いて得た金額」と、同項第一号中「当該組合員
等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基

準収穫量」とあるのは「当該収穫共済の共済目
的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る
果実の単位当たり価額に、当該組合員等の当該
細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて
得た金額の合計額」と、同項第二号中「第九十
八条の二」とあるのは「当該収穫共済の共済目
的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る
果実の単位当たり価額に、第九十八条の二」と、
「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは
「当該細区分」と、「数量」とあるのは「数
量」に相当する数を乗じて得た金額の合計額」と
する。

第二百二十四条第二項を改め、同条第三項の次に
一項を加える改正規定中「第二百二十条の七第一項
第一号の率」を「第二百二十条の七第一項の共済掛
金率」に、「同条第二項」を「同条第二項又は第三
項」に、「同号の率」を「同条第一項の共済掛金率」
に改める。

第三百三十五条第四号の改正規定を次のように改
める。

第三百三十五条第四号イ中「収穫共済の共済事故
による種別」を「収穫共済区分」に改める。

第二百五十条の七を第二百五十条の十とし、第二百五
十条の六を第二百五十条の九とし、第二百五十条の五
の次に三条を加える改正規定のうち、第二百五十条
の六第一項中「地域以外の地域」の下に「第二百五
十条の六第一項第一号の金額を共済金額とする組
合等の区域を除く。」を加え、第二百五十条の六第
一項を「第二百五十条の六第一項第二号」に改め、
（以下共済限度額という。）を削り、第二百五十条
の七中「第二百五十条の八第一項」を「第二百五十
条の八第二項」に、「共済限度額に達しないときに、
その共済限度額から当該生産金額を差し引いて得
た金額に、共済金額の共済限度額に対する割合」
を「基準生産金額の百分の八十に相当する金額に
達しないときに、共済金額に、その基準生産金額か
ら当該生産金額を差し引いて得た金額のその基準
収穫金額に対する割合に応じて省令で定める率」
に改め、第二百五十条の八中「ついで」の第十三条の三

第一項を「ついで」の第十三条の三第一項及び第二
項に、「第五項まで、第二百五十条の七の二」を
「第六項まで」に改め、「第二百五十条の七第一項
と、当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは
「当該特定収穫共済の共済目的の種類」と、
下に、「同条第二項中「第八十五条第十一項の収
穫共済の共済目的の種類」と及び第二百五十条の七
第一項の収穫共済の共済事故等による種別」とあ
るのは「特定収穫共済の共済目的の種類」と、「同
条第四項」とあるのは「第二百五十条の七第四項
と」を加え、「同条第三項中」を「同条第三項中、収
穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定収
穫共済の共済目的の種類」と、同条第四項中「に、
同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」
を「同条第六項」に改め、「第二百五十条の七の二及
び」を削る。

附則第五項の見出し中「収穫一次共済掛金標準
率等」を「収穫通常共済掛金標準率等」に改め、
同項中「第二百五十条の七第三項の収穫一次共済掛
金標準率及び同条第八項の樹体一次共済掛金標準
率」を「第二百五十条の七第六項の収穫通常共済掛
金標準率、収穫異常共済掛金標準率及び収穫超異
常共済掛金標準率並びに同条第十一項の樹体通常
共済掛金標準率、樹体異常共済掛金標準率及び樹
体超異常共済掛金標準率」に、「同条第十二項」を
「同条第十三項」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、平年度にお
いて約五十億円の見込みである。

農林水産委員会付託請願中採択一覧表（一
三件）
農業改良普及事業に関する請願（第八二号）
農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関す
る請願（第八三三号）（第二五一号）（第九〇九号）
（第一二八三三号）（第一三三三三号）（第一三七一一号）
農林漁業（養蚕）における普及員制度等の堅持

に関する請願（第一四一号）
農業改良普及事業・農業試験研究機関等農業関
連行政組織の拡充強化に関する請願（第一六一
号）（第一八九号）
農業改良普及制度の拡充強化に関する請願（第
二九一号）
協同農業普及制度の縮小反対に関する請願（第
五二七号）（第五九三三号）

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、農林年金制度の改善に関する請願（第一六
四二号）（第一六六四号）
一、農業改良普及事業及び農業試験研究機関に
関する請願（第一七二六号）
一、昭和五十五年基準率の引上げに関する
請願（第一七六二二号）
一、農業改良普及事業及び農業試験研究機関に
関する請願（第一七七八号）
一、昭和五十五年畜産物の安定価格引上げに
関する請願（第一八二八号）
一、長野営林局の存置に関する請願（第一八二
九号）

第一六四二二号 昭和五十五年三月十四日受理
農林年金制度の改善に関する請願
請願者 京都府綾部市五津合町塚ノ下六
一 川北淳外千八百三十名
紹介議員 河田 賢治君
農林年金制度の改善のため、次の措置をとられた
い。
一、農林年金制度の本年度分年金スライド改定を
速やかに実施できるよう措置すること。
二、農林年金の国庫負担率を三十パーセントに引
き上げ、掛金負担割合を当面労働者三、使用者
七とすること。
三、農林年金の整理資源は、国が負担すること。
四、遺族年金の給付水準は、退職年金の八十パー
セントとすること。

五、沖縄の農林年金期間を完全通算とし、これに要する一切の財源は国が負担すること。
六、今後の年金スライドの実施時期は毎年四月一日からとすること。また、年金の支払いを毎月とすること。
七、年金を課税の対象としないこと。

第一六六号 昭和五十五年三月十四日受理
農林年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ五ノ五新
宿農協会館内全国農業協同組合労働組合連合会内 後藤英雄外千二百五十名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一六四二号と同じである。

第一七二六号 昭和五十五年三月十七日受理
農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願

請願者 山形県最上郡戸沢村名高一、五九三ノ四四 荒川正利外十名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一七六二号 昭和五十五年三月十八日受理
昭和五十五年度基準米価の引上げに関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 小山 一平君

養蚕は、長野県の基幹作目として、農業経営に重要な地位を占めている。しかしながら、今日の蚕糸業を取り巻く情勢は誠に厳しく、生産資材の高騰、労賃の上昇による収益性の低下に加え、需要の停滞、外国産繭糸類の輸入増加に起因する繭糸価格の低迷等、養蚕農家の経営はますます深刻な状態におかれている。よつて、昭和五十五年度基準米価の決定にあたり、繭・生糸の生産費が十分補償できる価格とするよう強く要請する。

第一七七八号 昭和五十五年三月十八日受理
農業改良普及事業及び農業試験研究機関に関する請願

請願者 京都市東山区粟田口三条坊町一ノ四京都府農業改良普及職員協議会
内 小池長年外千六百三十三名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第八三三号と同じである。

第一八二八号 昭和五十五年三月十九日受理
昭和五十五年度畜産物の安定価格引上げに関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 村沢 牧君

畜産は、長野県の重要な基幹作目であり、水田利用再編対策においても転作の主要な作目である。しかしながら、最近の石油事情の悪化に起因する飼料等生産諸資材の値上がりや需給不均衡等により、畜産農家の経営は極めて厳しい状況におかれている。よつて、昭和五十五年度の加工原料乳及び指定食肉の安定価格の決定にあつては、畜産農家が再生産を確保できる適正な価格に引き上げるよう強く要請する。

第一八二九号 昭和五十五年三月十九日受理
長野営林局の存置に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 村沢 牧君

国有林野事業が果たしてきた役割を十分認識し、長野営林局を従来どおり存置するよう強く要請する。

理由

国有林野事業は、木材の計画的持続的供給等の経済的機能と、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、形成等の公益的機能を総合的かつ高度に発揮することを指向しつつ、所在地域の経済社会の発展にも資することが強く望まれていると

ころである。特に長野県においては、国有林野の全林野面積に占める位置は大きく、国有林野事業の地域社会経済に与える影響は、極めて大なるものがある。しかるに、政府は行政改革の一環として、営林局の統廃合を行おうとしているが、これが本県において実施されることになれば、地元に着した林野管理の重要な業務である治山・治水等、国有林野事業の実行に与える影響は多大である。

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、飼料の需給及び価格の安定に関する法律案（衆）

一、飼料作物生産振興特別措置法案（衆）

飼料の需給及び価格の安定に関する法律案
飼料の需給及び価格の安定に関する法律（目的）

第一条 この法律は、政府による飼料用穀物等の買入れ、保管及び売渡し、飼料の標準販売価格の設定等について必要な事項を定めることにより、飼料の需給及び価格の安定を図り、もつて畜産の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「飼料」とは、麦類（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、とうもろこし、こりやん、米ぬか、麦ぬか、ふすま、大豆油かす、魚粉その他農林水産大臣が指定するものであつて、家畜（家きんを含む。以下同じ。）の飼養の用に供されるものと並びに配合飼料及び混合飼料をいう。

（飼料需給計画）

第三条 農林水産大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、流通に係る飼料の需給及び価格の安定に関する計画（以下「飼料需給計画」という。）を定めなければならない。

2 飼料需給計画においては、次に掲げる事項を

定めるものとする。

一 需要見込数量

二 国内生産見込数量

三 輸入見込数量

四 政府の買入見込数量及び売渡見込数量

五 備蓄見込数量

六 その他農林水産省令で定める事項

3 前項第一号の需要見込数量は家畜の種類別に、同項第四号の政府の売渡見込数量は家畜の種類別に、かつ、家畜の飼養の業務を行う者（以下「養畜を行う者」という。）に対して単体で販売すべきものとして売り渡す飼料（以下「単体飼料」という。）と配合飼料又は混合飼料の原料又は材料とすべきものとして売り渡す飼料とに区分して、定めるものとする。

4 飼料需給計画は、都道府県知事が養畜を行う者が直接又は間接の構成員となつていて団体の意見を聴いて定める都道府県における飼料の需要の見通しを参酌して定めるものとする。

5 農林水産大臣は、飼料需給計画を定めようとするときは、飼料需給計画の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、飼料需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

第四条 農林水産大臣は、飼料の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において必要があると認めるときは、飼料需給計画を変更するものとする。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による飼料需給計画の変更について準用する。

（国内産飼料用穀物の買入れ）

第五条 政府は、飼料需給計画に基づき、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第四条ノ二第二項の規定により麦類を買入れ入るほか、国内産のとうもろこしその他飼料たる穀物で政令で定めるもの（農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。）（以下「国内産」というもの）等（以下「国内産」というもの）をその生産者又はその生産者から

委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて無制限に買入れるものとする。

2 前項の場合における国内産とうもろこし等の政府の買入価格は、政令で定めるところにより、その生産費を基準とし、その需給事情その他の経済事情を参酌し、その再生産を確保することを旨として定める。この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならぬ。

3 第三条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国内産とうもろこし等の政府の買入価格の決定について準用する。

第六条 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があると認めるときは、国内産とうもろこし等の政府の買入価格を改定するものとする。

2 第三条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国内産とうもろこし等の政府の買入価格の改定について準用する。

(外国産とうもろこし等の輸入の許可)

第七条 外国産のとうもろこし、こうりやんその他専ら家畜の飼養の用に供される物で政令で定めるもの(以下「外国産とうもろこし等」という。)の輸入は、試験研究の用に供する場合(政令で定める数量を超える場合を除く。)その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による輸入の許可を受けて外国産とうもろこし等を輸入した者のうち、家畜の飼養の用に供されるものとして外国産とうもろこし等の輸入の許可を受けて外国産とうもろこし等を輸入したものは、政令で定めるところにより、当該輸入に係る外国産とうもろこし等(試験研究の用に供するものその他政令で定めるものを除く。)を政府に売り渡さなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により、家畜の飼養の用以外の用に供されるものとして外国産とうもろこし等の輸入の許可をする場合には、当該許可に当該外国産とうもろこし等が家畜の飼養の用に供されることとならないように必要な条件を付けるものとする。

4 前項の規定による条件を付された第一項の規定による外国産とうもろこし等の輸入の許可を受けて外国産とうもろこし等を輸入した者は、当該外国産とうもろこし等の品質が低下したときその他やむを得ないと認められる事情があるときは、当該条件にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、当該外国産とうもろこし等を家畜の飼養の用に供し、又は家畜の飼養の用に供する者に譲り渡すことができる。

(外国産飼料の買入れ)

第八条 政府は、飼料需給計画に基づき、食糧管理法第十一条第二項の規定により飼料たる麦類を買入れられるほか、前条第二項の規定により外国産とうもろこし等を買入れられるものとする。

2 前項の規定により外国産とうもろこし等を買入れられる場合における政府の買入価格は、政令で定めるところにより、外国産とうもろこし等の海外における標準的な取引価格及び輸入に要する経費並びに適正な利潤を基準として定める。

(国内産大豆油かす等の買入れ)

第九条 政府は、飼料需給計画に基づき、国内産の大豆油かす、魚粉その他政令で定めるもの(農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。)(以下「国内産大豆油かす等」という。)を買入れることができる。

2 前項の規定による国内産大豆油かす等の買入は、随意契約によるものとする。ただし、政令で定める特別の事由があるときは、一般競争契約又は指名競争契約によることができる。

(政府管理飼料の売渡)

第十条 政府は、飼料需給計画に基づき、その保管する飼料(以下「政府管理飼料」という。)を

売り渡すものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による政府管理飼料の売渡しについて準用する。

3 第一項の規定により売り渡す政府管理飼料のうち単体飼料は、養畜を行う者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会に限り売り渡すものとする。

4 第一項の規定により政府管理飼料の売渡しをする場合の予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

5 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、当該飼料の原価にかかわらず、畜産物の需給及び価格その他の経済事情を参酌し、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める。

6 第一項の規定による政府管理飼料たる麦類の売渡しについては、食糧管理法第四条第三項第一項の規定は、適用しない。

7 第三条第五項及び第六項の規定は、第五項の規定による政府管理飼料の標準売渡価格の決定について準用する。

(政府管理飼料の売渡条件)

第十一条 政府は、前条第一項の規定により政府管理飼料を売り渡す場合には、その相手方に対し、当該政府管理飼料(これを原料又は材料として製造し又は加工した飼料を含む。)の譲渡し又は使用に關し、地域又は時期の指定、価格の制限、単体飼料の譲渡の方法の指定その他必要な条件を付することができる。

2 政府は、前項の規定により条件を付されて政府管理飼料の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る飼料の売渡価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により条件を付されて政府管理飼料の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、その者から第九条第一項の規定による国内産大豆

油かす等の買入れをせず、又その者に対し前条第一項の規定による政府管理飼料の売渡しをしないことができる。

(食糧用麦類の売渡条件)

第十二条 政府は、その所有に係る麦類(飼料たる麦類を除く。)を売り渡す場合において飼料の需給及び価格の安定を図るため必要があるときは、その相手方に対し、その麦類から生産されるふすま又は麦ぬかの譲渡し又は使用に關し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を付することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により条件を付されて麦類の売渡しを受けた者について準用する。この場合において、前条第三項中「その者から第九条第一項の規定による国内産大豆油かす等の買入れをせず、又はその者に対し前条第一項の規定による政府管理飼料の売渡し」とあるのは、「その者に対し、食糧管理法第四条第三項第一項の規定による麦の売渡し」と読み替えるものとする。

(売渡価格等の公表)

第十三条 政府は、第十条の規定により政府管理飼料を売り渡したときはその売り渡した政府管理飼料の品目、数量、価格、条件その他必要な事項を、前条第一項の規定により条件を付して麦類を売り渡したときは同項の規定により付した条件を、農林水産省令で定めるところにより、買受人別に、公表しなければならない。

(政府管理飼料の買換え及び交換)

第十四条 政府は、政府管理飼料の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において必要があるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、当該政府管理飼料を、その飼料と同一の品目で同一の数量の飼料に買い換え又これと交換することができる。

2 前項の規定による買換えのための売渡し及び買入れは、同時期に行わなければならない。

3 政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その

差額を金銭で補足し又は補足させなければならぬ。

4 第一項の規定による買換え又は交換によつて政府が取得した飼料は、この法律の適用については、政府管理飼料とみなす。

(標準販売価格)

第十五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、飼料の販売業者が養畜を行う者に販売する標準飼料(農林水産省令で定める種類及び規格の飼料をいう。以下同じ)の販売価格について、標準価格を定めるものとする。

2 前項の標準価格(以下「標準販売価格」という。)は、当該標準飼料の原料又は材料たる政府管理飼料の売渡価格、政府管理飼料以外の原料又は材料の市価並びに製造、加工及び販売に要する経費並びに適正な利潤を基準として定めらる。

3 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があると認めるときは、標準販売価格を改定するものとする。

4 第三条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定による標準販売価格の決定又は前項の規定による標準販売価格の改定について準用する。

(標準販売価格に関する報告等)

第十六条 農林水産大臣は、飼料の販売業者が次の各号に掲げる飼料の区分に応じ、当該飼料を当該各号に規定する価格を超える価格で販売しているとき、その者に對し、当該飼料を当該各号に規定する価格以下の価格で販売すべきことを勧告することができる。

一 標準飼料 標準販売価格

二 標準飼料以外の飼料 標準販売価格を基準とし、当該飼料と標準飼料との品質、規格その他の事情の相違を参酌して妥当と認められる価格

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

できる。

(報告の徴収等)

第十七条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、飼料の製造業者、加工業者、輸入業者、倉庫業者若しくは販売業者、第十条第一項の規定により飼料の売渡しを受けた者又は第十二条第一項の規定による条件を付されて麦類を買受けた者に對し、飼料の製造、加工、輸入、在庫又は販売の数量、価格その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(飼料審議会)

第十八条 農林水産省に、飼料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林水産大臣の諮問に應じ、飼料の需給及び価格の安定に關する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、飼料作物生産振興特別措置法(昭和五十五年法律第号)によりその権限に属された事項を行う。

4 審議会は、前二項に規定する事項に關し、農林水産大臣に建議することができる。

5 審議会は、委員二十五人以上以内をもつて組織する。

6 委員は、次の各号に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

一 養畜を行う者及び飼料作物の生産者を代表する者 十人以上

二 飼料の製造業者、加工業者、輸入業者及び販売業者を代表する者 十人以上

三 飼料に關し学識経験のある者 五人以内

7 審議会は会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

10 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、飼料に關し学識経験のある者のうちから審議会の推薦に基づいて農林水産大臣が任命する。

11 委員及び専門委員は、非常勤とする。

12 前各項に規定するものを除くほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合において、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第二十条 この法律の規定により農林水産大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第七条第三項の規定による条件に違反した者

第二十二条 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(飼料需給安定法の廃止)

第二条 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行に伴う飼料需給計画の策定に關する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

第四条 第七条第一項の規定は、この法律の施行の日前に結んだ外国産とうもろこし等の買入契約に係る外国産とうもろこし等の輸入については、適用しない。

第五条 旧法第六條第一項又は旧法第七條第一項の規定による条件に違反した者に対する違約金の徴収については、なお従前の例による。

第六条 旧法第六條第一項又は旧法第七條第一項の規定による条件に違反した者は、第十一条第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による条件に違反した者とみなす。

第七条 旧法第二条の輸入飼料又は旧法第七條第一項の規定により条件を付されて売渡しを受けた小麦から生産されたふすまの在庫、販売の数量、価格等に關する報告の徴収及び立入調査については、なお従前の例による。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第八条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)第三条」を「飼料の需給及び価格の安定に關する法律(昭和五十五年法律第号)第三条」に、「輸入飼料」を「飼料」

に改める。

第一条ノ二中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「輸入飼料」を「飼料」に改める。

第六条中「国内産麦」の下に「飼料タル国内産麦ヲ除ク」を加える。

第六条ノ二ノ二中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

第八条ノ九中「輸入飼料」を「飼料」に改める。

第八条ノ四ノ二中「輸入飼料勘定」を「飼料安定勘定」に改める。

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和五十六年度分以後の予算について適用し、昭和五十五年度分以前の予算については、なお従前の例による。

2 改正後の食糧管理特別会計法第六ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前々年度又は前年度に係る書類については、昭和五十六年度分（前々年度に係る当該書類については、昭和五十七年度分を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和五十六年三月三十一日における食糧管理特別会計の輸入飼料勘定の権利及び義務は、同会計の飼料安定勘定に帰属するものとする。

4 食糧管理特別会計の昭和五十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、同会計の輸入飼料勘定の昭和五十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、同会計の飼料安定勘定の歳入に繰り入れるものとする。

5 昭和五十五年度の食糧管理特別会計の輸入飼料勘定の歳出予算で財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項若しくは第四

十二条ただし書又は第一項の規定により従前の例によることとされる改正前の食糧管理特別会計法第九條第一項の規定により昭和五十六年度に繰り越して使用するものは、この会計の飼料安定勘定において使用するものとする。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十條 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十八号の二を次のように改める。

三十八の二 飼料の需給及び価格の安定に關する法律（昭和五十五年法律第 号）に基き、飼料需給計画及び標準販売価格を定めること。

第四條第四十七号の二を次のように改める。

四十七の二 飼料の買入れ、保管及び売渡しを行うこと。

第三十四條第一項の表のうち、畜産振興審議会の項中、「飼料需給安定法」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項の次に次のように加える。

飼料審議會

飼料の需給及び価格の安定に關する法律及び飼料作物生産振興特別措置法（昭和五十五年法律第 号）によりその権限に属させた事項を行うこと

第五十條第四号中「輸入飼料」を「飼料」に「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「輸入飼料」を「飼料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 外国産とうもろこし等の輸入の許可等に関すること。

（政令への委任）

第十一條 附則第三條から附則第七條まで及び附則第九條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

本条施行に要する経費 本条施行に要する経費として、平年度約二千

三百三十一億円の見込みである。

飼料作物生産振興特別措置法案
飼料作物生産振興特別措置法
（目的）

第一条 この法律は、飼料作物の生産の振興に關し必要な措置を講ずることにより、我が国における飼料の自給度の向上を図り、もつて畜産の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「飼料作物」とは、家畜（家きんを含む。以下同じ。）の飼料の用に供されるところをこし、ルーサン、チモシー、レツド・クローバー、青刈りとうもろこしその他農林水産大臣が指定するものをいう。

（飼料作物生産振興基本方針）

第三条 農林水産大臣は、我が国における飼料の自給度の向上を図るための飼料作物の生産の振興に關する基本方針（以下「飼料作物生産振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2 飼料作物生産振興基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 飼料の需要の長期見通しに即した飼料作物の生産の目標

二 飼料作物の生産の振興の方策

三 その他飼料作物の生産の振興に關する重要事項

3 飼料作物生産振興基本方針は、国が定める農業生産の基盤の整備及び開発に關する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、飼料作物生産振興基本方針を定めようとするときは、飼料審議會の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、飼料作物生産振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 農林水産大臣は、飼料の需給事情及び生産事情その他の経済事情の変動により必要が生じたときは、飼料作物生産振興基本方針を変更する

ものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、飼料作物生産振興基本方針の変更について準用する。

（国の飼料作物生産振興計画）

第四條 農林水産大臣は、毎年度、農林水産省令で定める期日までに、飼料作物生産振興基本方針に即して、飼料作物の生産の振興に關する計画（以下「国の飼料作物生産振興計画」という。）を定めなければならない。

2 国の飼料作物生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 種類ごとの作付面積及び生産数量に關する事項

二 優良種苗の生産及び普及に關する事項

三 生産の合理化に關する事項

四 生産技術の改善に關する事項

五 加工及び貯蔵に關する事項

六 その他必要な事項

3 前条第四項及び第五項の規定は国の飼料作物生産振興計画の策定について、同条第六項及び第七項の規定は国の飼料作物生産振興計画の変更について準用する。

（都道府県飼料作物生産振興計画）

第五條 都道府県知事は、政令で定めるところにより、毎年度、農林水産省令で定める期日までに、国の飼料作物生産振興計画に即して、当該都道府県における飼料作物の生産の振興に關する計画（以下「都道府県飼料作物生産振興計画」という。）を定めて農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県飼料作物生産振興計画を定めようとするときは、市町村長及び農林水産省令で定める農業団体の意見を聴かなければならない。

3 第三條第五項の規定は、都道府県飼料作物生産振興計画の策定について準用する。

4 都道府県知事は、都道府県飼料作物生産振興計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

5 第三条第五項及び第二項の規定は、都道府県飼料作物生産振興計画の変更について準用する。(市町村飼料作物生産振興計画)

第六条 市町村長は、政令で定めるところにより、毎年度、農林水産省令で定める期日までに、都道府県飼料作物生産振興計画に即して、当該市町村における飼料作物の生産の振興に関する計画(以下「市町村飼料作物生産振興計画」という。)を定めて都道府県知事の承認を受けるものとする。

2 市町村長は、市町村飼料作物生産振興計画を定めようとするときは、農業委員会及び農林水産省令で定める農業団体の意見を聴かなければならない。

3 第三条第五項の規定は、市町村飼料作物生産振興計画の策定について準用する。

4 市町村長は、市町村飼料作物生産振興計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 第三条第五項及び第二項の規定は、市町村飼料作物生産振興計画の変更について準用する。(認定の申請)

第七条 家畜の飼養の業務を行う者(以下「養畜を行う者」という。)でその飼養する家畜の飼養の用に供する目的で飼料作物を生産しようとするもの又は養畜を行う者に対してその生産する牧草等(とうもろこし及び飼料作物であつて飼料の需給及び価格の安定に関する法律(昭和五十五年法律第 号)第五条第一項の政令で定めるもの(以下「飼料用穀物」という。))以外の飼料作物をいう。以下同じ。)を販売する旨の契約に基づいて当該牧草等を生産しようとする者は、毎年度、飼料作物の種類ごとに農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令で定めるところにより、それぞれ生産しようとする飼料作物の生産につき、その種類並びにその生産に供される農地の位置及び面積を定めてその住所を管轄する市町村長に申請し、その認定を受けることができる。

2 養畜を行う者に対してその生産する牧草等を販売する旨の契約に基づいて当該牧草等を生産しようとする者が、前項の規定により認定の申請をする場合には、申請書に当該契約を証する書面を添付しなければならない。

(認定等)

第八条 前条第一項の規定により認定の申請があつた場合には、市町村長は、同項の期間満了後二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、養畜を行う者でその飼養する家畜の飼養の用に供する目的で飼料作物を生産しようとするものについては市町村飼料作物生産振興計画、その者の家畜の飼養頭数、申請に係る飼料作物の種類並びにその生産に供される農地の位置及び面積等を、養畜を行う者に対してその生産する牧草等を生産しようとする者については市町村飼料作物生産振興計画、当該契約の内容、申請に係る牧草等の種類並びにその生産に供される農地の位置及び面積等を勘案して、飼料作物の種類別にその生産の認定を行い、これを文書をもつて、当該申請者に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定に係る飼料作物の種類及びその生産に供される農地の面積を公表するとともに、これらの事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

(検認)

第九条 前条第一項の規定による飼料用穀物に係る飼料作物の生産の認定を受けた者は、政令で定めるところにより、収穫期以後の農林水産省令で定める期日までに、当該認定に係る飼料用穀物について、粉碎その他農林水産省令で定める処理を行い、市町村長の検認を受けなければならない。

ならない。

(飼料作物生産奨励金の交付)

第十条 市町村は、第八条第一項の規定による飼料用穀物に係る飼料作物の生産の認定を受けた者に対しては前条の規定による検認を受けた飼料用穀物の数量に應じ、第八条第一項の規定による牧草等に係る飼料作物の生産の認定を受けた者に対しては当該認定に係る牧草等の生産に供される農地の面積に應じて、飼料作物生産奨励金を交付するものとする。

2 飼料用穀物に係る飼料作物生産奨励金の単位数量当たりの金額は、政令で定めるところにより、当該飼料用穀物に係る飼料の需給及び価格の安定に関する法律第五条第二項の政府の買入価格及び当該飼料用穀物に係る同法第十条第四項の標準売渡価格を参酌して農林水産大臣が定める額とする。

3 牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額は、政令で定めるところにより、大麦に係る食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第四条ノ二第二項の政府の買入価格及び大麦に係る飼料の需給及び価格の安定に関する法律第十条第四項の標準売渡価格を参酌して農林水産大臣が定める額に、当該牧草等の標準的な収穫量を乗じて得た額、当該牧草等の生産事情、当該牧草等の需給事情等を参酌して農林水産大臣が定める額とする。

4 第三条第四項の規定は、第二項の飼料用穀物に係る飼料作物生産奨励金の単位数量当たりの金額及び前項の牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額を定める場合について準用する。

5 第二項の飼料用穀物に係る飼料作物生産奨励金の単位数量当たりの金額は飼料用穀物の種類ごとに、第三項の牧草等に係る飼料作物生産奨励金の単位面積当たりの金額は牧草等の種類ごとに、毎年度、農林水産省令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

(交付金の交付)

第十一条 都道府県は、政令で定めるところにより、毎年度、市町村に対し、当該市町村が前条第一項の規定により交付する飼料作物生産奨励金の合計額に相当する金額を交付するものとする。

2 国は、政令で定めるところにより、毎年度、都道府県に対し、当該都道府県が前項の規定により交付する交付金の合計額に相当する金額を交付するものとする。

(補助)

第十二条 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が都道府県飼料作物生産振興計画を作成し及び実施するのに要する経費(前条第一項の規定により交付する交付金の交付に要する経費及び次号から第四号までの補助に要する経費を除く。)の全部又は一部

二 市町村が市町村飼料作物生産振興計画を作成し及び実施するのに要する経費(第十条第一項の規定により飼料作物生産奨励金を交付するのに要する経費並びに次号及び第四号の補助に要する経費を除く。)を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費の全部又は一部

三 市町村が市町村飼料作物生産振興計画に基づき牧草の更新を行う者に対し当該牧草の更新に要する経費の三分の二を下らない割合の補助をする場合における当該補助に要する経費について、その全部又は一部を都道府県が補助する場合(当該牧草の更新に要する経費の三分の二に相当する額を下らない額の補助をする場合に限る。)における当該補助に要する経費(当該牧草の更新に要する経費の三分の二に相当する額を超えて補助する場合に、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)

四 市町村が飼料作物を共同して生産する者、飼料作物を生産する者が構成員となつてい

2 第二條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法
行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引日の属する月(施行日がある月の初日である場合には、引き続き組合員の資格を有する者)(昭和五十五年その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与四月から標準給与が改定されるべき者を限く。

のうちに、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者又は三十九万円である者(○給与月額の基礎となつたものが三十九万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額との基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過措置)
第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十五年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)
第三条 改正後の法附則第八条並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。

2 昭和三十九年十月一日以後昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた給付について改正後の法附則第八条並びに改正後の三十九年改正法附則第七条の二、第十二条第三項及び第十

五条の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の給付については、改正後の法附則第八条中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七条の二及び第十二条第三項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と、同項第三号中「三十五万円」とあるのは「三十三万五千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五条の二第一項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)
第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付会について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)
附則第二条から前条まで
第五条 前三条に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に必要事項は、政令で定める。

昭和五十五年四月二十四日印刷

昭和五十五年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K